

第3回定例会

令和6年6月3日開会

令和6年6月17日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

目 次

◎第3回定例会

○6月3日(第1号)

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	議案第31号から議案第41号までの11議案及び報告6件一括上程	3
日程第3	会期決定の件について	9

○6月6日(第2号)

日程第1	一般質問	12
10番	内村 立吉君	12
5番	田中 光子君	20
9番	堀内 義郎君	30
6番	堀内 和義君	47
5番	田中 光子君(続)	59

○6月7日(第3号)

日程第1	一般質問	68
3番	上西 雅子君	68
2番	中原 美穂君	81
8番	楠原 更三君	94

○6月10日(第4号)

日程第1	議案第42号上程	114
日程第2	総括質疑	115
日程第3	常任委員会付託	115

○6月17日(第5号)

日程第1	常任委員長報告	118
日程第2	質疑(議案第31号から議案第42号までの12議案)	122
日程第3	討論・採決(議案第31号から議案第42号までの12議案)	122

日程第4	総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について	126
日程第5	閉会中における広報編集常任委員会の活動について	126
日程第6	閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について	127
日程第7	議員派遣について	127

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年第3回定例会 (6月)	議案第31号	専決処分した事件の報告及び承認について(三股町税条例の一部を改正する条例)	原案承認	6月17日
〃	議案第32号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和5年度三股町一般会計補正予算(第11号))	原案承認	6月17日
〃	議案第33号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	6月17日
〃	議案第34号	専決処分した事件の報告及び承認について(令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第5号))	原案承認	6月17日
〃	議案第35号	三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	原案決	6月17日
〃	議案第36号	令和6年度三股町一般会計補正予算(第1号)	原案決	6月17日
〃	議案第37号	令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案決	6月17日
〃	議案第38号	令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	原案決	6月17日
〃	議案第39号	令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案決	6月17日
〃	議案第40号	令和6年度三股町下水道事業会計補正予算(第1号)	原案決	6月17日

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
令和6年第3回定例会 (6月)	議案第41号	宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案 可決	6月17日
〃	議案第42号	工事請負契約の変更契約の締結について(令和4年発生公園災 第3号上米公園災害復旧工事)	原案 可決	6月17日
〃	報告第2号	令和5年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
〃	報告第3号	令和5年度三股町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について		
〃	報告第4号	令和5年度三股町公共下水道事業特別会計継続費逡次繰越計算書の報告について		
〃	報告第5号	三股町土地開発公社の令和6年度事業計画及び予算		
〃	報告第6号	三股町土地開発公社の令和5年度事業決算の報告について		
〃	報告第7号	専決処分した事件の報告及び承認について(損害賠償額の決定及び和解について)		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	内村 立吉	1 防災機能を備えた給食センターについて	① 地震や台風など大災害が起きて、生活インフラが壊れても防災機能を持つ給食センターが新設されているが、このことについての考えはどのようなものであるか	教育長
		2 小・中学校の健康診断について	① 文部科学省では、学校健康診断について、体操服や下着を着用することとし、また医師が必要に応じて診るケースなどがあることから、事前に保護者、児童生徒に説明することを求めているが、このようなことがなされているか ② 検査や診察をする時の対応として、男女別として、身体が周りから見えないスペースが用意されており、女性に立ち会う先生は女性がなされているか ③ 会場は人数を最小限にした上で、他の生徒らに結果が知られないようにするなどなされているか	教育長
		3 熱中症対策の取り組みについて	① 熱中症特別警戒アラート始動に伴い、小・中学校の熱中症対策はどのようなものであるか ② 小・中学校の運動会についてはどのようなものであるか	教育長
		4 ふるさと納税について	① 寄付者への地方特産品の贈呈の内容はどのようなものであるか ② 利用環境の整備の内容、推進事業費が大きく増えているのはどういふことか	町 長

2	田中 光子	1 重層的支援体制整備事業について	<p>① 本町の既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の取り組みは</p> <p>② 地域共生に資する取り組みの促進で、多様な担い手の参画による地域活動の普及促進は</p> <p>③ 実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、丸ごと相談できる「断らない相談支援窓口」を設置するべきではないか</p>	町 長
		2 高齢者支援について	<p>① 高齢者を在宅で介護している家族に対しクーポン券が支給される介護用品支給事業があるが、条例にあてはまるにもかかわらず対象とならない家族がいるのはなぜか</p> <p>② 相談窓口では、相談者の困りごとを自分事として受け止められるような対応がなされているか</p> <p>③ 専門的な知識が必要となる窓口で、厚生労働省発表の「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」は使用されているか</p>	町 長
			④ 本町は《生き生きと暮らせるまちづくり》介護予防のため、ボランティア活動の促進に取り組んでいるのに、施設の利用料や電気代などをボランティアに負担させているが負担が大きいのではないか	町 長 教育長
		3 健康の保持やリスクの改善のための取り組みについて	<p>① 高齢者の長寿並びに障がい者の自立及び社会参加への自助努力を促す取り組みは</p> <p>② 温泉には、体を休める「休養」・健康を保つ「保養」・病気を治療する「療養」という「3つの養」があるといわれている。健康保持のため温泉券を発行しては</p>	町 長

3	堀内 義郎	1 空家等除去推進補助事業について	<ul style="list-style-type: none"> ① 空き家の現状及び今後についてどうなのか。 ② 一部補助についての周知はなされているか。又、相談件数はどれくらいあるか。 ③ 解体補助額について、居住誘導区域内、区域外に建つ空き家等の補助額が違う理由は。 ④ 除去後の跡地の利活用について、土砂災害警戒（特別）区域にある空き家の利活用として、解体後に建物は建てられるのか。 ⑤ 人口減少に伴い空き家が増えると思われるが、解体・除去の予算について増やしていくべきではないか。 	町 長
		2 町道路面性状調査事業について	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査の結果と今後の計画については。 ② 霧島南部地区広域農道（宮村～梶山線）は舗装から10年経過し、劣化のため振動や騒音が激しい、早急に舗装の改善が図れないか。 ③ ラインを活用した道路の損傷を通報するシステムの構築は考えられないか。 	町 長
		3 森林環境税について	<ul style="list-style-type: none"> ① 森林環境税の徴収について、具体的な徴収方法は。 ② 森林環境譲与税の用途を公表するようになっているが、昨年度の取り組みは。 ③ 花粉対策として花粉の少ない杉・ヒノキの植林の普及支援はできないか。 	町 長
		4 防災について	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の多発に伴い、消防団内においてドローンの活用が期待されるが、本町としての取り組みはどうか。 ② ドローン隊の発足は考えられないか。 	町 長

4	堀内 和義	1 三股町水道事業の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模地震に対処できる主要水道管の耐震化は進んでいるのか。国は2028年度までに60%超とする目標を掲げているが、本町の取りくみ目標設定はあるのか問う ② 水道管の法定耐用年数は何年になっているのか ③ 町内水道管路の総延長と、うち法定耐用年数を超えた延長、経年化率はどうか ④ 耐用年数を経過し老朽化した水道管の更新は進んでいるのか。現在の更新率と今後の更新計画は ⑤ 水道管の腐食、老朽化に伴う破裂、漏水事故の発生はないのか ⑥ 本町の水道料金と県内市町村毎の水道料金はどのような状況か ⑦ 大規模地震に備えた老朽化施設の更新や耐震化は喫緊の課題で、財源確保を見据えた水道料金の改定を検討する時期にきているのではないかと思うが、どのように考えているのか ⑧ 将来的な水道事業の広域化の考えはないのか 	町 長
		2 町内防災士について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内に在籍する防災士と活動状況はどのようなものか ② 定期的に防災士研修会は実施できないか ③ 防災士の災害被災地へのボランティア派遣はできないか ④ 今後の防災士の育成計画はあるのか 	町 長
		3 町道餅原線の道路整備について	<ul style="list-style-type: none"> ① 町道餅原線の旧勝岡温泉入り口付近の道路において、排水が悪く降雨のたびに冠水しているが対策工事はできないか 	町 長

5	上西 雅子	1 放課後児童クラブについて	<p>① 宮崎県各市町村では、放課後児童クラブの待機児童が問題になっているが、町の状況は。</p> <p>② 一人親家庭の親から、子どもが小学4年生になった途端に、児童クラブを十分に利用できなくなった為、大変困惑している、という声を頂いた。</p> <p>現在、4年生以上の児童には制限する施設が多い。</p> <p>子ども一人ひとりの状況や状態に合わせて、利用枠を考慮する事も必要ではないか。</p> <p>③ 「放課後児童クラブ」という枠にとらわれず、民間の力を借りる等して、子どもを地域で見守る体制づくりも必要と考える。</p> <p>今後の課題や展望を含めて、意見を聞きたい。</p>	町 長
		2 町営住宅のありかたについて	<p>① 直近3年間の町営住宅の入居募集に対する応募と、その結果についての状況は。</p> <p>② 現在の町営住宅は、複数世帯対応の部屋の方が多い。単身高齢者も入居可能とできる要件の緩和や、対応できるように、住宅設備等の改修が必要なのではないか。</p> <p>③ 今後ますます独居高齢者が増加すると推察される中、町民の住宅確保についてどのように考えているか、町長のお考えは。</p>	町 長
		3 地域住民が互いに支え合える体制の整備について	<p>① 公民館の加入率の推移は。</p> <p>② 現在の公民館加入率の低下、民生委員のなり手不足の問題は、災害時等に地域で互いに支え合っていく体制を弱める事となり、またこれから増加する高齢者や障害者等をますます孤立させるなど、様々な影響があると思われる。何らかの対策をする必要があると思われるが、意見を聞きたい。</p> <p>③ 民間集合住宅に住む人たちへの公民館加入を、不動産管理事業所等に依頼する等の工夫も必要だと思うが、意見を聞きたい。</p>	町 長 教育長

6	中原 美穂	1 ごみ減量・資源化、 ごみ処理問題・支部加入・公民館について	<p>① ゴミの収集場所における住民トラブルは、自助・共助の枠を超えて社会問題化している。このような住民トラブルは、円滑な地域活動や自治会活動にも影響を及ぼしかねない。三股町としてごみ処理条例等を制定することは検討できないか。</p> <p>② 令和2年12月の答弁に対して、地域住民10軒程度が集まり、収集場所の申請書を提出することで、ゴミ回収が可能となるとの提示があったが状況はどうなっているか。また申請書方式は現実的に妥当か。</p> <p>③ 前回答弁にて「ゴミステーションの管理に要する経費を徴収するという事は考えていない」との返答があったが、町民同士のトラブルが多い状況を踏まえ、町としての方針、解決策を示す必要はないか。</p>	町 長
			<p>④ 各地区にて公民館活動への加入者離れが深刻化しているが、三股町の現状を踏まえ、どのようにお考えしているか。</p> <p>⑤ 各地区公民館の分館に、町民相談窓口の配置等を検討することはできないか。(ゴミ処理・交通安全・地域の活動説明等の窓口を含む)</p>	町 長 教育長

7	楠原 更三	1 合同会社みまたについて	① 3,000万円貸付事業の進捗状況。	町 長
		2 ふるさと納税について	① 令和5年度の実績に対する評価。 ② 企画商工課長がふるさと納税推進室長を兼ねるようにした意図。 ③ 令和6年度の目標とそれに対する具体的取り組み。 ④ 町外事業者へ委託している中間業務の割合。 ⑤ 中間業務を委託できる町内業者の育成はできないか。	町 長
		3 文化財について	① 今年度追加された事務分掌及び事務内容の具体的な取り組みは。 ② 町指定文化財の追加の動きは。	教育長
		4 ふるさと人材育成事業（国内派遣）について	① 事業の目的の確認と今後の予定。 ② 三股の温故知新に関連した訪問先は考えられないか。 （例）三島通庸公関連自治体やハート型の自治体 ③ 今後、この事業を通して関係人口を増やすことにつなげてはどうか。	教育長 町 長

三股町告示第45号

令和6年第3回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年5月28日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 令和6年6月3日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

岩津 良君	中原 美穂君
上西 雅子君	西村 尚彦君
田中 光子君	堀内 和義君
新坂 哲雄君	楠原 更三君
堀内 義郎君	内村 立吉君
指宿 秋廣君	山中 則夫君

○6月6日に応招した議員

○6月7日に応招した議員

○6月10日に応招した議員

○6月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和6年6月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和6年6月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第31号から議案第41号までの11議案及び報告6件一括上程
日程第3 会期決定の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第31号から議案第41号までの11議案及び報告6件一括上程
日程第3 会期決定の件について

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開会

○議長（指宿 秋廣君） ただいまから、令和6年第3回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長が会議において指名することとなっております。

本会期中の会議録署名議員に、6番、堀内和義議員、12番、山中議員の2人を指名いたします。

日程第2. 議案第31号から議案第41号までの11議案及び報告6件一括上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、議案第31号から議案第41号までの11議案及び報告6件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

令和6年第3回三股町議会定例会に上程しました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号から議案第34号までの4議案については、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

まず、議案第31号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、第213回通常国会において可決され、令和6年3月30日に公布されたところであり、これに伴い、三股町税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分したところがあります。

今回の主な改正は、令和6年度分の個人町民税の特別税額控除に伴う改正、固定資産税の土地の課税標準額に係る負担調整措置を3年間延長したものであります。

次に、議案第32号「令和5年度三股町一般会計補正予算（第11号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における各種事務事業の実績あるいは決定に基づき予算の調整を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額136億9,522万5,000円から歳入歳出それぞれ3億4,231万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,291万3,000円としたものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

町税は、実績及び実績見込みにより増減額補正したものであります。

地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などは、交付決定による特別交付税2億341万3,000円などを増減額補正したものであります。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、実績により体育館等使用料282万5,000円などを増減額補正したものであります。

国庫支出金及び県支出金は、交付決定等により新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,669万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,050万5,000円の減額及び過年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金1,962万4,000円などを増減額補正したものであります。

寄附金は、ふるさと納税の寄附金1億389万円を減額補正したものであります。

繰入金は、決算見込等により財政調整基金繰入金1億8,623万9,000円など減額補正し、基金の確保を図ったものであります。

諸収入は、県プレミアム付商品券購入代金1,673万円などを増減額補正したものであります。

町債は、実績により都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備事業1,820万円などを減額補正したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

各款及び各項において、それぞれ各種事務事業の実績に基づき、執行残、不用額を減額したものであります。

総務費は、会計年度任用職員報酬 2,759 万円、ふるさと納税推進事業業務委託料ほか 5,735 万円などを減額補正したものであります。

民生費は、養護老人ホーム措置費ほか 992 万 5,000 円、こども医療費 885 万円などを減額補正したものであります。

衛生費は都城市郡医師会病院心臓・脳血管センター整備補助金 1,757 万 2,000 円、コロナワクチン個別接種業務委託料ほか 7,870 万 6,000 円などを減額補正したものであります。

農業費は、森林経営管理制度意向調査委託料ほか 711 万 1,000 円などを減額補正したものであります。

商工費は、県プレミアム付商品券換金業務委託料ほか 2,389 万 2,000 円などを減額補正したものであります。

土木費は、道路改良設計業務委託料ほか 652 万 1,000 円などを減額補正したものであります。

教育費は、清掃業務委託料ほか 542 万円などを減額補正したものであります。

諸支出金は、寄附金の実績見込みによるふるさと未来基金積立金 1 億 389 万円などを減額補正、公共施設等整備基金積立金 5,974 万 9,000 円などを増額補正し、基金の確保を図ったものであります。

予備費は、収支の調整額を補正したものであります。

次に、第 2 表繰越明許費補正については、長田線道路拡張架設物移設事業を追加したものであります。

次に、第 3 表地方債補正については、実績により限度額を変更したものであります。

次に、議案第 33 号「令和 5 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、年度末における事務事業の実績あるいは決定に基づき、歳入歳出予算の補正を行ったものであります。

歳入歳出予算の総額 30 億 2,031 万円から歳入歳出それぞれ 1 億 8,074 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 3,956 万 7,000 円としたものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金を減額補正したものであります。

歳出の主なものは保険給付費、保健事業費、予備費を減額補正したものであります。

次に、議案第 34 号「令和 5 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 5 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業である高齢者保健事業を一般会計へ組み替え

したため、減額補正したものであります。

歳入歳出予算の総額 3 億 2,408 万 2,000 円から歳入歳出それぞれ 2,527 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,880 万 7,000 円としたものであります。

歳入の主なものは、受託事業収入、連合補助金を減額補正したものであります。歳出の主なものは、総務費、保健事業費を減額補正したものであります。

次に、議案第 35 号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、県内の 9 市町が取り組んでいる登録者本人の申請に限り、印鑑登録カードの添付がなくても、マイナンバーカードの提示により、窓口で印鑑証明を請求できるよう窓口サービスの拡大に資するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 36 号「令和 6 年度三股町一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業及び調整給付金等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額 127 億 2,000 万円に歳入歳出それぞれ 3 億 6,819 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 8,819 万 6,000 円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3 億 753 万 2,000 円などを増減額補正するものであります。

繰越金は、前年度決算見込みに伴う剰余金の一部 3,336 万 2,000 円を増額補正するものであります。

諸収入は、新型コロナワクチン接種助成金 2,535 万 6,000 円などを増額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、本年 4 月の人事異動に伴う款項目間及び会計間の組替えによる人件費の増減等を補正するものであります。

総務費は、固定資産地図情報システム環境構築業務委託料 279 万 4,000 円などを増額補正するものであります。

民生費は、調整給付金（定額減税不足分）3 億円などを増額補正するものであります。

衛生費は、コロナワクチン接種にかかる予防接種委託料 4,173 万 5,000 円などを増額補

正するものであります。

教育費は、コミュニティ助成事業補助金230万円などを増減額補正するものであります。

災害復旧費は、土砂撤去工事346万4,000円を増額補正するものであります。

公債費は、繰上償還に伴う元金831万1,000円を増額補正するものであります。

次に、第2表繰越明許費については、町体育館改修事業を繰り越しするものであります。

次に、議案第37号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億553万円に歳入歳出それぞれ248万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億801万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額補正するものであります。

歳出の主なものは、4月の人事異動に伴う人件費の増減額及び総務管理費を増額補正するものであります。

次に、議案第38号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億3,854万円に歳入歳出それぞれ13万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,867万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の増額補正を行うものであります。

次に、議案第39号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額24億1,023万1,000円から歳入歳出それぞれ125万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億897万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料及び一般会計繰入金を減額補正するもので、歳出の主なものは人事異動に伴う人件費の減額補正をするものであります。

次に、議案第40号「令和6年度三股町下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、継続費の対象である、三股中央浄化センターし尿汚泥処理棟築造事業につきまして、事業費の変更及び事業期間の延伸が必要になったことに伴い、所要の補正措置を行うものであります。

継続費の総額27億8,600万円に3億7,400万円を追加し、総額を31億6,000万

円とするものであります。

併せて、年度及び年割額をそれぞれ補正するものであります。

次に、議案第41号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更」についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、今議会に報告6件を提出いたしております。

報告第2号「令和5年度三股町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「令和5年度三股町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」、報告第4号「令和5年度三股町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越計算書の報告について」、報告第5号「三股町土地開発公社の令和6年度事業計画及び予算」、報告第6号「三股町土地開発公社の令和5年度事業決算の報告について」、報告第7号「専決処分した事件の報告及び承認について（損害賠償の決定及び和解について）」は、それぞれ関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解を頂きますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） ここで補足説明があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、私のほうから、町執行側に、改めて、専決処分が今回4件提案されているようであります。

今から審議していくので、承認、不承認がまだあとでとるわけですがけれども、議員必携にはこう書いてあります。

町が、暇がないと判断し、専決処分を行っていたが、その解釈に疑義が生じるおそれがあった。そこで、平成18年の法改正により、専決処分が議会の権限に属する事項を町がやむを得ない場合に限り行う制度であることを踏まえ、その運用に当たって制度の趣旨を逸脱することがないようにすべきであるとの観点から、専決処分が可能となる場合の緊急性を要する場合に限定して明確化するため、招集する暇がないときを、議会を招集する時間的余裕がないとき、時間的余裕がないことが明らかなときであると認められたというふうに改められています。

そこで、もし招集する時間的余裕があったと思われるのに、町村長が主観的な時間的余裕がな

いとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然たる態度で不承認として、町村長に反省を与え、今後を戒めるべきである。

議員必携にはこのように書いてあります。

できるからといって、安易に専決処分がないように、議長として申し添えておきたいと思えます。

今回提案された専決処分について、今から審議ということですが、議員必携にこういう明確に書いてある以上、議会として町執行側に申し添えておきます。

以上です。

日程第3. 会期決定の件について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、会期日程の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月17日までの15日間とすることにしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月17日までの15日間とすることに決しました。

なお、日程の詳細については配付しております会期日程（案）のとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時28分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時30分散会
.....

令和6年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和6年6月6日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月6日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	田中 英頭君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	島田 美和君	会計課長	……………	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることにいたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言をしてください。

発言順位1番、内村議員。

〔10番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（10番 内村 立吉君） おはようございます。発言順位1番、内村です。質問に入る前に少し話をさせていただきたいと思います。

国内外ちょっと明るい話題が少ないようでありますけども、今、明るい話題と言いますのは、アメリカンリーグドジャーズの大谷翔平選手ではないかと思っております。本日も15号ホームランを放っております。

そのような中で、5月も後半に入りまして、明るいすばらしい話題が入ってきました。プロ野球巨人軍の戸郷翔征選手が初のノーヒットノーランを5月24日に達成いたしました。県内の熱烈なファン、視聴者からは歓喜にわきました。

戸郷投手は、三股ブルースカイ出身、都城妻ヶ丘中学校出身、延岡の聖心ウルスラ学園高等学校からドラフト6位で巨人軍に入団、今シーズンは、初の開幕投手という大役を白星を飾っており、これに続く快挙であり、今後が楽しみであります。

また、5月26日両国国技館で千秋楽を迎えた大相撲夏場所で、やっちょんまげが結えるようになった大の里関が史上最速、初土俵から7場所で初優勝をいたしました。大の里の優勝に、出身地の石川県津幡町や能登半島出身の被災者は喜びに沸きました。2月に、同県の避難所を訪

間、大好きな石川県、大好きな能登がこのような状況になっているのに驚き、被災者を激励したそうです。初の賜杯を抱いた大の里は、優勝した姿を石川の方に見せられた。本当にうれしいと喜んでいました。大の里、能登に希望を、被災者が前向きに、きっかけになったということでもあります。大フィーバーが起きているようでもあります。今後の活躍が楽しみです。前置きはこれくらいにして。

それでは、通告しましたことに対しまして、大まかに質問をしていきたいと思えます。

防災機能を備えた給食センターということですか。

日々の学校給食を作りながら、地震や台風など大災害が起きて、住民の避難が必要になった避難場所に届ける食事を作ったり避難場所にもなったりする給食センターです。自家発電機やLPガス、大型貯水槽、大型冷蔵庫、精米備蓄庫、大規模調理場、電気や生活インフラが壊れても、しばらくは自力で住民の食を確保できるようになっている。また、避難所、避難施設においても同じようなことでもあります。今の計画の段階であります五本松交流施設を避難所等にも利用すれば、というようなことでもあります。

阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震が起きた後、このようなことが新設されているそうです。

日本では、近年気候変動に伴う気象災害や、群発地震が増えています。本町におきましても災害地域もあります。災害時の食をめぐる問題、全国各地で、今、大災害に備えた防災機能を持つ給食センターが新設されております。これらについての考えはどうであるかということで、聞かせていただきたいと思います。

後は、質問席にて質問していきたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） おはようございます。地震や台風など大災害が起きて、生活インフラが壊れても、防災機能を持つ給食センターが新設されているが、このことについての考えはどのようなものであるかについてお答えいたします。

日本農業新聞のウェブ記事によりますと、普段は学校給食を提供しつつ、大災害など非常時には備蓄する食料や、LPガス、自家発電機を使って炊き出しも担う給食センターが全国に広がっており、この大災害対応も兼ねた給食センターは、3月末時点で少なくとも全国に11施設あり、県内ではえびの市に1施設ございます。

一方、三股町立学校給食センターについては、三股町地域防災計画の中で、災害時の炊き出し施設の一つとして位置づけられており、災害で被災者が日常の食事が得られない場合、炊き出し等で食料を提供し、被災者の食生活を確保することとなっております。

三股町立学校給食センターは、平成3年に建設され、耐震性が確保されているため、防災機能

を持つ給食センターを新設する計画は現在のところございませんが、今年度から取り組む脱炭素推進事業により、遮光屋根に太陽光発電施設を設置するとともに、蓄電池を設置する計画です。このことにより、停電時でも一時的には給食センターとしての機能を果たすものと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 今の状況として、施設のほうにはある程度整っているというところで了解しました。今後また電気やインフラ整備を整えていくというような形になると思いますけれども、以前に、今の委員会で給食センターを拝見させていただきました。そして向こうの方から説明も受けております。初めて中に入りまして、非常に整備されていて、なかなかきれいにされておって、素晴らしいなと思ったわけです。

私もこのことについていろいろ考えていまして、本町において、給食センターは6つの小学校と1つの中学校、7つの学校の給食を作っております。その中で、よく考えてみたら、ある程度整っているのではないかと思ったりして、あとは自家発電機やLPガスとか、先ほど教育長が答えられたように、これから取り組んでいくというようなことと言われましたから、今、えびの市が宮崎県では取り組んでいるわけですがけれども、またどんどん今進んでいる状況であります、この状況は。

今後またそのようなことに取り組んでいく、ある程度防災機能も整っているということで、今後についても、ほかの自治体の状況とかいろいろなことを収集したりして踏まえて、どんどん新しい機能とかできてくると思うのではないかと考えております。どんどんやりながらの中で、今後そのようなほうで防災機能をつけた給食センターが、素晴らしい給食センターになっていけばいいんじゃないかと考えております。

私が今いろいろ言いましたが、ほかの自治体とかいろいろなことに対しても、いろいろなことの情報を知ったりして、今後いろいろなことをやっていくということで、そのことに対して今後やっていきたいというようなことがあったら、聞かせていただきたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 給食センターにつきましては、先ほど申しましたように、平成3年に建設されておまして、ボイラーを含め様々な施設が耐久年数の限度を迎えつつあるというのもありますので、今後も計画的に様々な施設を更新していくということを行っていきたいというふうに考えているということでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） ぜひ、自分のところはいろいろあったときに、町におきまして

も危ないところもありますから、いろいろなことをやっていただければと思っております。

次に、学校の健診についてということであります。

文部科学省は、学校で健康診断をするときの服装や、やり方をめぐって子供たちのプライバシーや心情をよく考えながら環境を整えていくという、全国の教育委員会に通知したということでもあります。正確な検査や診察に支障がない範囲で、原則、体操服や下着を着用することとしているようであります。健康診断について、体操服や下着を着用するとなっているわけですが、医師が必要に応じて見るケースがあるなどということから、事前に保護者・児童生徒にすることを求めています。

各小中学校でこのような説明がなされているか、今現在まだこういうことが取り組んでいない、今準備中であつたら、そのような状況のことをお聞かせいただければと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣のまま正確な検査・診察が困難になる懸念もあるため、その実施には苦慮しているところでございます。

令和6年1月22日付の文部科学省通知、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」が通達されましたので、各小中学校に対しまして周知徹底を行ったところでございます。

このことにつきましては、各学校医へは、都城医師会事務局より周知がなされていることを確認しております。この中には、具体的な配慮事例が示されており、各学校ではそれを参考に実施しています。

健康診断に当たっては、事前に保護者に保健調査票を記入していただいております。脊柱の疾病、皮膚疾患の有無の確認など指触診が必要な児童生徒へは事前にお伝えしております。

健康診断の実施に当たっては、中学校・小学校の高学年では、男女共に体操服を着用し、服の上からの聴診をしております。小学校の低学年においては、体操服の中に聴診器を入れて診察する等の配慮をしています。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 連絡は周知してあるということで、医師会のほうからも連絡は行っているということで、調査票を書かれているということで、取り組んでいるということでよろしいわけですね。やるべきことはやらないといけないと思いますので、こういうことは徹底してなされるということで了解させていただきます。

それでは2番目に、検査や診察をするときの対応として、男と女別として身体が見えないスペースを用意されており、女性に立ち会う先生は、女性がするとなっていることではありますが、

このようなことがなされているか伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 健康診断は、身体が周りから見えないように、つい立てなどで仕切るなどの配慮をして、女性の養護教諭の立ち会いのもと実施しております。

児童生徒は、名簿順に廊下に並び、静かに自分の順番を待ち、診察を受けております。中学校や小学校高学年では男女別に実施しておりますが、名簿順である場合も十分に配慮して実施しているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） このようなことが十分に配慮して実施されているというようなことで了解してよろしいですね。

次に、会場は人数を最小限にした上で、ほかの生徒らに結果が知られないように、プライバシー的な問題このようなことが準備、確保されているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 健康診断は、基本、保健室で行いますが、保健室内をつい立てで仕切り、つい立ての外で数名を、それ以外の児童生徒は廊下で待機させております。

校医は、診察内容について話される場合は、小声でプライバシーに配慮された医療用語等を使われております。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） プライバシー的な問題ですけれども、これらがちゃんと確保されているというようなことであります。今のところ問題になることはないというようなことだと思いますけれども、学校健診について質問してきました。

今、全国的に医療スタッフが過度なクレームや暴言、暴力、ハラスメント等を受けている状況だとも言われております。ペイシエントハラスメントというそうでありまして、患者や家族による暴言などの迷惑行為が医療関係で起きているということで、国のほうから教育委員会に通知があって、教育委員会がこのようなことをなされているかの確認だと思っております。そのようなことに対して確認がされているかというようなことで、私は今回の質問でその答えに対して、やはり生徒、保護者、教員、医療スタッフということになりますけど、やはりこのようなことを連携を取りながら、こういうようなことが起きないように、宮崎市郡医師会病院は、このようなことで、こういうことに万が一起きたという仮定だけで、このようなことの実組の、そういう患者がやはり暴言を吐いたり、いつでも起きたりする人が多いそうでありますから、そういうような取組がなされたということでもありますので、十分、今質問を3項目しましたけど、3項目も順次、学校のほうで対応されるとありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、熱中症対策の取組についてということであります。

以前にも熱中症について一般質問をしております。今、非常に暑さが違った暑さであります。過去に例のない危険な暑さが予想される際に、環境省が発表する熱中症特別警戒アラートという運用が4月の24日から始まっております。

夏の暑さは非常に年々厳しさを増しております、熱中症による死亡者数は年間1,000人を超えていると言われております。気温や湿度などから算出した暑さ指数が各都道府県の全ての観測地点で35と予測された場合に、このようなことが発表されるそうであります。健康に係る重大なことになると思います。熱中症特別警戒アラートの発表に伴い、小中学校の熱中症対策はどのようなことであるかということについて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 令和6年4月1日から施行しております、改正後の気候変動適応法において、新たに熱中症特別警戒アラートが創設されたことにつきましては、熱中症の対策強化の必要性を示すものであり、大変重要なものと考えております。

各小中学校に対しましては、令和6年4月30日付の文部科学省通知、「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」に基づき、県教育委員会と連携しまして、令和6年5月8日付で改めて周知徹底を行ったところでございます。

小中学校における熱中症対策につきましては、暑さ指数の計測や確認、エアコンの利用や状況に応じた活動実施の判断、活動内容の軽減など、引き続き適切に取り組んでいただいております。

また、登下校時を含め、児童生徒自らが体調管理を行うことができるよう、帽子の着用や衣服の調節、水分補給や休憩の必要性など、発達の段階やタイミングに留意しながら指導を行っております。

気象庁によりますと、今年の夏は全国的に気温が高いことが予想されておりますので、教育委員会としましても、今後も機会を見て継続的に教職員や部活動の指導者等とともに共通認識を図るとともに、児童生徒の指導が適切に行われるよう、改めて各小中学校への周知徹底に努めてまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろんなことが周知徹底されているということですが、内容的にも軽減していきたいということですが、その中で、小中学校の運動会については、どのようにやるかということを知りたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） 町内の小中学校の運動会、体育大会の実施時期につきましては、令和元年度までは町内全ての小中学校が秋に実施しておりました。議員ご指摘のように、近年の気

象状況等を踏まえ、運動会を比較的気温が高くない時期に変更する学校も増えております。

町内では、令和2年度から梶山小学校、宮村小学校の2校が5月に実施しており、本年度、令和6年度は、勝岡小学校も5月実施となりましたので、小学校3校が5月実施となっております。

秋に開催する学校におきましても、PTAや学校運営協議会等の意見、地域の実情等を考慮して開催時期を決定しているところでございますが、開催時期に伴う熱中症対策についても重要な課題として検討されております。

運動場への早めのテント設置や、日よけシートやミストシャワーの活用、練習時間や練習期間の短縮、当日のプログラムの工夫など取り組まれているところでございます。

全ての学校が半日での開催としており、9月に開催しております中学校では、全体練習や学年別練習を午前中に行うなど対策をしております。また、三股西小学校は、3学年ずつ2つに分けて午前と午後の半日開催としております。

昨年度は10月15日に実施しておりますして、1年生、3年生、6年生が午前中、2年生、4年生、5年生が午後というような形で実施をされているところです。

本年度につきましても午前と午後に分けるといことですが、学年とか午前・午後にとどの学年がやるかということにつきましては、今後、夏休み等の職員会で決定していくということございました。

町教育委員会としましては、熱中症を含めた事故防止、安全管理について各学校において十分な検討実施がされるよう、引き続き指導支援の徹底に努めてまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 各学校でいろいろ取組方があろうと思えますけれども、3校が5月にやっているということですね。西小学校は午前と午後とやっているうちのことですけれども、午前中終わるといことでもありますけれども、5月がいいとか6月がいいとかいろいろありますけれども、9月がいいとか一長一短それぞれあるようですから、どちらがいいとも言えないようですから、学校はやっぱりいろいろPTA総会とかいろいろな形でやっていかれるんじゃないかと思っております。そこはやっぱり地域の取組方じゃないかと思っております。

やっぱりその中で、私なりにも熱中症の対策についてそれぞれ調べてみました。熱中症は体内の水分や塩分バランスが崩れ、体温調節機能がうまく動かなくなることで起こり、目まい、立ちくらみ、吐き気の症状が起こるそうです。子供が、やっぱり体温調節機能が十分に発達していないということで、周りの人が異変に気づけるように、一緒にいることが大切なことだそうです。

やっぱり運動会をするんだったら、やっぱり日頃からその前の準備があつて練習したりするわけですが、やっぱり日頃からの体調管理に十分注意してくださいというようなことだそうです。小まめな水分補給、熱さを避けるというようなことだそうです。そして、やっぱり急に熱い

とこ行かないように、熱さに対応できる体づくりをするというようなことも予防の一つであるというようなことであります。そしてやっぱり家族、周りの人と声を掛け合うことも大事だと言われております。

特に、今から先怖いのは、雷じゃないかと思っております。雷が多く発生して、急に落ちたりする、その状況を早めに読むということも大切じゃないかと思っております。新聞にこのようなことが書かれておりました。「人には多分大丈夫だと都合よく考える正常性バイアス、正常化の偏見」ということが働きであるそうです。やっぱり安全第一を意識して共有してほしいというようなことが書いてありましたので、まさしくそのとおりじゃないかと思っております。早め早めの対策が必要じゃないかと思っております。そんなことで取り組んでもらえばいいんじゃないかと思っております。熱中症対策についてはここで打ち切りたいと思います。

最後になります。

第6次三股町総合計画であります。6年度版であります。

第6次三股町総合計画の中において、納税推進事業の取組ということであります。寄附者の地元特産品の贈呈、利用環境等の整備によりふるさと納税の推進事業とあります。令和6年から8年にかけてであります。このことについて6年、7年大きく増えております。まず、寄附者への地元特産品の贈呈ということで、この内容についてはどのようなものであるかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 寄附者への地方特産品の贈呈の内容はどのようなものであるかとの御質問にお答えをいたします。

現在本町では、ふるさと納税返礼品として45事業者、297品の返礼品を登録しており、牛や豚、鶏の肉類やお茶などの飲料類、ラッキョウやゴマなどの加工品類、積木や家具などの木工品類、陶器類などがございます。また特産品以外にもイベント参加、体験型として郷土芸能の体験チケットやキャンプ場の宿泊補助券などを登録しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろたくさんあって、なかなかこういうことを知ることが分からないんですけど、利用環境の整備等によるふるさと納税の推進事業とあります。推進事業費が大きく増えているのはどういうことかということで伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 利用環境の整備の内容、推進事業費が大きく増えているのはどういうことかのご質問にお答えいたします。

令和6年度版第6次三股町総合計画実施計画、令和6年から8年まででお示しをいたしましたふるさと納税推進事業の事業費につきまして、令和6年度が1億4,450万1,000円、令和7年度が2億4,500万円、令和8年度が2億9,400万円であり、年々増加をする計画でございます。

まず利用環境の整備の内容といたしましては、ポータルサイトを活用してのPR強化や、新たな事業者の発掘、新返礼品の開発などを実施していくことにより、寄附額を増額していき、令和7年度に5億円、令和8年度に6億円の目標とすることから、総務省が定める基準に従い、5割分について事業費の経費分としてお示しをしたものとなります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） いろいろ分かりましたけど、やっぱりこの事業費が増えていくことで、いろいろふるさと納税についていろいろ難しい面があって取り決め等があったりして、いろんなところで違反等が出たりしているようでありますから、そういうことがないように過激に走って、また後でどうのこうのと言われられないような取組を出されていって、決まり事は決まり事で、やっぱり難しいことはいろいろ聞きながら、やっていただければと思っております。一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時34分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせ50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることにいたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

傍聴されます皆様へお願い申し上げます。三股町議会傍聴規則第8条において、傍聴席では発言や拍手はできないことを定めておりますので、傍聴席ではご静粛をお願いいたします。

発言順位2番、田中議員。

〔5番 田中 光子君 登壇〕

○議員（5番 田中 光子君） 皆様こんにちは。質問順位2番、田中光子です。通告に従って行ってまいります。

質問事項1、重層的支援体制整備事業についてです。

重層的支援体制整備事業実施要項には次のようにあります。この事業は、社会福祉法第106条の4第2項に基づき市町村において対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としている。

なお、本事業の実施に当たっては、社会福祉法施行規則、社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づく、厚生労働大臣が定める事業を定める件、社会福祉法に基づく、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針及び重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアルの内容も踏まえることとあります。

この資料を開いて、次のページをご覧ください。ちょっと難しい言葉なんですけれども、これを見ていただくと図にありますので、分かりやすいかと思います。

重層的支援体制整備事業では、町全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、支援を一体的に実施することを必須にしています。

そこで、質問要旨①本町の既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の取組はどうなっているのでしょうか。

後は質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 重層的支援体制整備事業について。本町の既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の取組はとのご質問にお答えいたします。

これまでの社会保障制度は、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別対象者のリスク別の制度として発展し、専門的な支援を充実させてきております。

しかし、一つの世帯に複数の課題が存在している場合もあり、従来の縦割り行政の枠組みの中で解決できない事例が多数出てきております。生活困窮、就労、不登校、介護、育児など多岐にまたがるような困難事例や、制度のはざまに既存の事業では支援できない方々の案件について、包括的な支援体制・仕組みを作るため、社会福祉法に基づき2021年4月より実施されることになった新たな事業が、重層的支援体制整備事業であります。

本町では、相談内容が多岐にわたる場合は、この重層的支援体制整備事業を活用し、相談者の同意を得ながら、福祉課を中心として、高齢者支援課の地域包括支援センター、町民保健課の健康管理センター、税務財政課の特別収納係、都市整備課の町営住宅を所管する建築係、環境水道

課の上下水道係、教育課・学校教育係など、福祉分野ばかりではなく、ライフラインや児童・生徒に関係する部署を交えて、役場全体、そして町社会福祉協議会とも連携しながら、相談者に寄り添った対応に努めているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今お伺いしたように、本当に福祉・高齢者だけの問題ではないんですよね。都市整備の町営住宅、町営住宅で家賃が払えないってなると、払えないだけが問題かって窓口でもってその対策を言われますが、その背景にはいろいろな問題が起きていると思います。

次に、質問要旨の②に入りますが、制度分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を地域創生社会とします。

住民一人一人が、地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、様々な活動に参加する機会を確保されるように努めなければならないわけですが、本町での地域共生に資する取組の促進で、多様な担い手の参画による地域活動の普及促進はどのようにされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 地域共生に資する取組の促進で、多様な担い手の参画による地域活動の普及促進はとのご質問にお答えいたします。

現在、町では地域共生に資する取組は委託事業として、町社会福祉協議会が前衛的に取り組み、他機関協働、参加支援を実施し、その解決につながる数々の居場所を創設しております。

現在、就労支援、認知症対策、介護予防、こども宅職、不登校支援、外国人支援をはじめとする多くの活動とリンクし絡めながら支援体制を整えてきているところです。例えば、「みまたん宅食どうぞ便」でつながった世帯で、不登校支援、学習支援が始まり、さらに親の就労支援事業にまで発展したケースもございます。

このような支援や居場所は、地域住民と専門職などが集まり、地域の課題について話し合い、解決方法を協議することから生まれております。

場の設定にあっては、対象を制度的な分野にくくらず、誰でも自分で参加を決め、参加した本人にその場がフィットすれば、その場は居場所へと変わってまいります。今では民間法人の支えもあり、地域の新たな支援者が次々と誕生し、居場所の運営自体も住民主体で行われるようになってきております。

行政の取組では、どうしても制度で分野を区切った縦割りの取組になりますが、このように町社会福祉協議会が進めている横断的な取組が、地域共生へ多様な担い手が参画するためには必要であると考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今、社会福祉協議会って出たのですけれども、ある記事に三股町社会福祉協議会が取り上げられていました。内容は、住民初プロジェクトを促進するコミュニティデザインラボを運営。ラボの活動の一環として、社会問題、井戸端会議というイベントを開催し、地域の福祉課題について住民に共有、課題に関心を持った住民主体のプロジェクトに伴走し、住民主体の課題解決につなげると松崎氏の活動が掲載されていました。

そうすると社協さんが頑張っているいろいろなことを取り組んでおられます。大変にありがたいことですが、そこで役場から社協にうまく相談者をつなげてもらっているのか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 先ほどの最初の町長の答弁のほうで、役場各課で相談の窓口があり、そして各担当のほうで受けて、自分の担当分野だけではないと思ったときには、各係のほうに向いてつないで支援に持っていくという流れがあります。以前からやっておりました。

社会福祉協議会も、そのつなぐ先の一つとして十分機能しておりまして、特に、高齢者支援課の地域包括支援センターと社会福祉協議会というのは密接な関係でつながれる役ということで、今実施しているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） この資料の2を御覧ください。

ここに重層的支援体制整備事業の支援フローを書いているんですけれども、本事業の多機関協働事業を通じ重層的支援会議の設置、参加支援やアウトリーチの強化によって、既存の相談窓口のバックアップ機能が充実するため、各相談窓口の対応力の向上が期待されます。参加支援は、対象者のニーズや課題などを丁寧に把握し、社会資源を探したり、地域の既存資源を活用して、新たな支援メニューを作るものです。

アウトリーチは、長期にわたり、ひきこもり状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるアプローチです。また、参加支援やアウトリーチのアプローチは、既存の支援活動の中でも試行錯誤されてきたところですが、従来の支援体制では窓口対応に忙殺され、また他部署や他団体との連携に手間を要することから、十分にその役割を発揮できなかった場合もあったと思います。重層的支援体制整備事業を始められて3年目に入りますが、課題は何でしょうか、

お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 令和2年度に始まりました、重層支援体制整備事業でございます。

これまで行ってきましたことを踏まえて、課題ということでご質問いただいたところですが、大きなくりとしまして、まず相談支援をどうするかというところがあると思います。

これについては、当初申し上げましたように、役場内でもつないでいくし、社会福祉協議会にもその話をつないでいくという形をとっておりましたので、これについては、さらに役場内の職員間に意識の啓発を図っていく必要があるかというふうに思っております。

そして、他機関協働ということではありますが、今は、今年新たにスタートした地域福祉計画の中の重層的支援体制整備事業計画の中にも、これまでの支援会議とは異なりまして、重層的支援会議というものも位置づけを持っております。ただ、これについては、その場を正式に持つてという形では行ってはいないのですが、常々必要なところが集まって協議をしているということは進めておりますので、この形に十分なり得るものと思っております。

また、社会福祉協議会のほうで地域をある意味巻き込みながらという言葉が、今いろんな分野であるのですが、一つ紹介しますと、社会問題井戸端会議といって地域の問題をどう解決しようかという部分について、地域の民生委員であったり、いろんな団体の方であったり、地域住民であったりということ集まって、地域の問題を話し合いて、どうやって解決しようか、それに寄り添っていこうかという話し合いなどを持って進めているところがあります。これについて、町内全域に広がっていけばいいなというふうに考えているところであります。

最後はアウトリーチという、少し難しいかなという部分があるのですが、これについては、今、町では、「みたまん宅食どうぞ便」に合わせまして見守り事業ということで、配達と同時にその家庭のご様子を世帯に住んでいる方とお話する中で、ちょっと問題ないかなとか、そういったところを把握するようには努めております。

ただ、国の動向を見たときに、昨年、孤独・孤立対策推進法も成立しておりますし、今月に入って、ヤングケアラーを支援しようということで、子ども若者育成支援推進法も改正をされておりますので、どちらかという、なかなか相談に出られない人、自分は相談をするほどじゃないと思っている方も、まだおられると思いますので、そこへのアプローチをどうやっていくかというところが、これからの課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 今言われたように、行政の相談窓口に来る人は、既に自分の生活課題を認識している人ですが、地域には自分の置かれている状況を問題と認識できず、結果的に

窓口に来ることも必要な支援を求めることもできない人がいます。

こうした人に支援を届ける上で、専門職によるアウトリーチだけでは限界があります。また、専門職の支援がなくても、地域の人と人のつながりで問題が緩和したり深刻化が避けられたりすることもあります。地域の中では日常的にそういうことが起こっています。

こうした地域の中で起こる様々な作用は、住民と専門職とのつながり、住民同士の間で生まれるものです。孤立の解消は、包括的支援の大きなテーマです。誰かがつながり続けることが大切だとしても、それが常に専門職である必要はないと思います。

地域の人とのつながりをどう支援するかが包括的支援には欠かせない視点であると思います。その意味で、参加支援と地域づくりは、重層的支援体制整備事業の中心的な構成要素であり、したがって、先ほど申しました多機関共同事業とも高いレベルで連動していることが求められますが、本町では、本当に円滑な連携ができていっているのかなって私が思いましたので、再度お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 本町での連携が円滑であるかどうかという部分なんですけど、令和2年度以前からそのような形をとってきておりましたところもありますし、あと、先ほど申しました社会福祉協議会が前衛的に取り組む中で、例えば、「ドクターヤオヤ」であったりとか、いろんなそういう取組がされていますけども、地域の人がこの分野の人だけ集まってくださいとか、そういうことではなくて、場を持って本人が来て、そこで社会に出ていくという流れを多く作れているのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに社協はすごく頑張ってくださいしています。そこの連携、住民との連携という意味で、クエスチョンマークがあったのでお聞きしました。

地域住民が抱える課題が複雑化、複合化する中で、従来の支援体制では課題があったわけです。そうした課題意識から、人員配置増員、強化も含め、現場の分野を超えた参加支援やアウトリーチが可能になるよう、本事業の中に参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が新たに位置づけられました。この事業をうまく活用することで、既存の相談窓口体制の人員を増強し、参加支援、アウトリーチ機能を高め、課題対応力を向上させるよう期待されます。

ある市では、地域づくりの拠点であるエリアマネージャーや包括課・推進員など、必要な支援機関や地域資源につなぐ役割を明確にした職員を配置されています。その庁舎内に重層的支援推進担当課を新たに設置し、機関包括化推進員を配置されました。また、その市社協が新たに配置したコミュニティ・ソーシャルワーカーと協定に基づき、同じフロアで協働して事業を推進され

ているようです。

そこで質問要旨③実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、丸ごと相談できる「断らない相談支援窓口」を設置してはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 断らない相談支援窓口について、町の考えをお答えいたします。

現在、既存の制度による支援では、要件を満たさない場合に、本人が希望するサービスや支援を得られない事例が発生します。これまで、町ではこのような場合に相談を受けた窓口での判断に終わらせず、相談を受けた担当が、役場内の各課や、町社会福祉協議会、そして関係機関になぎ支援を行ってまいりました。

町では重層的支援体制が法律でうたわれる以前から、その体制を取ってきております。例えば、生活困窮世帯の貸付の相談に関して、貸付は厳しい状況であったとしても、町社会福祉協議会で短期的な食料支援、中古家電の提供支援、病院受診の相談支援、就労支援など、様々な支援を実施させていただいたような事案もございます。

ご提案いただいております、断らない相談支援窓口の設置については、一つに窓口を集約した形では考えておりませんが、これまで取り組んでまいりました相談業務体制を職員間でさらに徹底することで、その機能は発揮されるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 私がこのような仕事をする前は、役場の機能として書類や手続きだけで相談支援ができるという意識がありませんでした。町民の中にはそういう方も多くいらっしゃると思います。現場の負担を考慮すると、現実的に厳しい場合が多々あると思いますが、その大きな要因の一つは、各分野の相談窓口の余裕のなさと言えるのではないのでしょうか。

ある相談者がこのように私に言われました。役場で相談したら、「その件は無理だと思いますが、ほかにどうにかできないか調べてみます」と寄り添って話を聞いてくださって、本当に嬉しかった。結局、解決はできなかったけど、言葉に救われたそうです。相談に行ったが、「相談窓口でできません」と言われるのは多々あるんですね。その背景をちゃんと話を聞いてあげてほしいんです。役場でできませんと言われたら、もう諦めるしかないですね。

結果的に先ほど相談者みたいに、結果はできなかったけど、そこで寄り添った言葉が出れば納得ができるわけですね。職員が異動しても一定の機能が果たされるようにすることは、行政としての責任であり、そのための体制が必要だと考えます。

窓口対応は専門的な知識が必要ですが、各課の窓口専門職を配置することは難しいです。そこで断らない相談支援窓口専門職を配置してもらえれば、そこからいろんな支援につながるこ

とができるようになると思いますが、再度お願いしますが、こういう窓口を設けていただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） ご提案ありがとうございます。そのようになるように、これまでの取組をさらに充実して、職員のほうに横断的な意識を持てるように取組をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、「住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指します」とあります。

課題を抱える方に寄り添うためには、いま一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携に基づく町全体の伴走支援体制を構築する必要があると考えます。

次の質問に進みます。

次に、質問事項2の高齢者支援についてです。5月の回覧板に掲載されていた介護用品支給事業のお知らせは、次の内容でした。

要介護4・5の高齢者を介護しており、町内に住所がある家族に対して介護用品、紙おむつなどを購入する費用の一部を助成します。対象者の条件は、町民税非課税世帯で要介護4・5と認定されている人。施設入所や医療機関への入院をせず、在宅で介護をされている全てに当てはまる人ということでした。

おむつ代などは、本人の年金や貯蓄から払っておられることがほとんどです。足りない場合は、家族が負担することもあるでしょう。そのような観点から考えると、本人にクーポン券が支給されるべきだと考えます。

そこで、質問用紙①高齢者を在宅で介護している家族に対し、クーポン券が支給される介護用品支給事業がありますが、ここに条例と書いているのですが、すみません、ここは要項でした。に当てはまるにもかかわらず対象とならないのはなぜでしょうか、お聞きします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 介護用品支給事業についてお答えいたします。

介護用品支給事業は、主に、要介護4・5の要介護高齢者を介護しているご家族に対し、月額6,000円のクーポン券を支給し、介護する家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減と、在宅生活の継続及び向上を図ることを目的として行っている事業です。入院・入所の日数の制限があります。現在、17名の対象者に支給しています。

本町では、介護用品支給事業実施要項に基づき、支給の対象を町内に住所を有する、町税等の滞納のない方で、要介護者と同居し、または近隣に居住し、主たる介護者として在宅で介護している家族としており、町外に住所のある家族・介護者への支給は行っておりません。

県内の状況を確認したところ、対象者である介護者の居住要件のない自治体が、都城市ほか2自治体、自治体内の居住要件のある自治体が、宮崎市ほか5自治体となっています。また、対象者を要介護者本人としている自治体もあり、対応が分かれているところです。

本事業に関しましては、地域支援事業における家族介護支援事業の対象として、国・県及び町の負担分と介護保険料等で実施していますが、第6期介護保険事業計画において、原則として任意事業の対象外としての事業の縮小、または廃止に向けて検討するよう厚生労働省より通知を受けていますので、現在のところ、対象者の拡充については検討していません。

今後については、地域支援事業の対象外になることを見据えながら、市町村特別給付、保険福祉事業、または町独自事業への移行、事業の継続の要否など、高齢者福祉介護保険運営協議会において協議を進めていき、最後まで自宅で過ごしたいと考える高齢者の希望をかなえるためにも、介護者への支援を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに要項ではそのように書かれていましたね。では、介護保険料は本人が払われていますよね。そして、元気な頃には、町にも税金を納められていたと思います。

先ほど都城市が出ましたが、都城市では、身体的、精神的、経済的負担の軽減並びに要介護者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品給付券を交付します。要項には、事業の対象者は、申請日の属する月の初日において、要介護者を市内在住で介護しているもので、申請日においても市内在住で介護している主たる介護者とするだけあります。つまり、三股町から通って介護されていても、クーポン券がもらえるんですよね。三股町も変更するべきではないでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 地域支援事業費の中でやっております。今期の第9期計画事業においても、地域支援事業の中でやっておりますので、今後、10期計画を見据えて、先ほどの答弁のとおりいろんな施策への移行も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ほかに、この支援策として寝たきり老人等介護手当のお知らせは

65歳以上の要介護4・5の寝たきり高齢者、認知症高齢者の人を在宅で介護しており、町内に住所がある家族に対し介護手当を支給されています。また、家族介護慰労金もあります。こちらは、家族に慰労金が出るので理解はできます。現代の多様化する社会と、家族介護のこれからについて考えると、同居や町内に在住ということは難しく近隣在住で通いながら介護される形が多いです。

何度も言いますが、本人が介護保険などを払っていますし、本人がおむつ代なども負担している人が多いです。もちろん、動けないので買いに行くのはほかの人だと思いますが、そうになると、クーポン券が支給されるのは本人ではないかと考えます。

先ほど言われたように、今後検討が必要だと思いますので、どうかよろしくお願いします。

次に、質問要旨②ですが、今後、地域包括支援センターの総合相談支援業務をはじめとする事業に求められていることは、家族介護者を要介護者の家族介護力として、つまり、介護を受ける人とその介護をする人、介護力ですね、そして支援するだけでなく、家族介護者の生活・人生の質の向上に対しても支援する視点を持ち、要介護者とともに、家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、ともに自分らしい人生や安心した生活を送れるよう、地域包括支援センターの事業主体である町はもちろん多機関専門職と連携を図って、家族介護者にまで視野を広げて相談支援活動に取り組むことが必要だと思います。

そこで、相談窓口では、相談者の困りごとを自分ごととして受け止められているような対応がなされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 窓口対応についてお答えいたします。

窓口対応につきましては、全課員で対応しております。相談に来られる方には、高齢者の家族に対して不安を抱えているが、どのようにすればいいのか分からないというご家族も多く、その際には専門職がご自宅を訪問するなど、地域包括支援センターが直営である強みを生かし、高齢者やご家族に寄り添ったきめ細やかな対応を行っております。

介護高齢者係においても、寝たきり老人等介護手当を受けている家族に対して、在宅介護を少しでも長く継続していけるよう訪問し、多職種で支援を行うなど、窓口での家族の困りごとを生かした事業も始めているところです。

本町では、介護認定を受けて利用するサービスのほかに、軽度生活援助事業、総合事業、ぴしゃトレなどの一般介護予防事業など、高齢者の状態に応じた様々なサービスがあり、高齢者の自立支援、重度化防止のために自分ごととして受け止めて案内を行っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 地域包括支援センターには介護、医療、保健、福祉に関する専門知識を持った保健師や社会福祉士、主任介護支援専門医など職種が在籍しており、高齢者のための総合相談窓口としての役割を果たしています。

相談できる内容は、介護に関する内容だけではありません。病気、虐待、金銭的な問題、日常生活での困りごとなど多岐に渡ります。何件か私が相談を受ける中で、困って包括に相談に行っているのに、「できません。予算がないので無理です。」と言われて諦められたそうです。

例えば、急に親の体調が悪くなって起きられなくなったので、ベッドを借りたいのですが、と相談に来られたら、どういう対応されますか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） ベッドを借りたいということのご質問なんですけれども、介護認定を受けなければ、介護サービスとしてのベッドの対応は受けられません。

しかしながら、町内には福祉サービスを専門とする業者がおりますので、そちらのほうをまずはご案内して、デモで借りられないか、そういうことで相談をしておつなぎするように努めております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 急な質問、すみませんありがとうございます。

確かにそうですよね。でもそこで1回受け止めてもらえなかったという相談だったんです。

「できません」って一言だったそうです。私が相談者にそこだけ聞いているので、その流れは分からないんですけれども、相手の気持ちとしてはもうできない。それにつなげる方法はいっぱいありますよね、そこを言っているんですよね。できないけれども、こういう方法もあります。家族の背景を考えるとこういう方法もありますという提案はできたんじゃないかと思います。相談に来られた人の背景をよく、その物事、目の前の物事だけでなく、相談に来られた背景をその人も仕事をしないといけない、時間がないという中で、話をよく聞き対応していただけないかと考えます。相談者は精神的にいっぱい、いっぱいの中で相談に来られます。包括で断られたら絶望してしまいます。まずは受け止めることが重要だと考えます。

次に、質問要旨③に入りますが、地域包括支援センターの設置について、介護保険法第115条の46、以下のように示されています。

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする」となっています。専門的な知識が必要となる窓口で厚労省発表の市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアルは使用されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアルの使用についてお答えいたします。

該当のマニュアルは、平成30年に発行され、現在はそれに沿った対応をしております。また、町の接遇研修や地域包括支援センター基礎研修などにも参加し、研鑽している状況です。

本マニュアルにつきましては、今回ご質問いただきましたのを機に、課員全員に再度周知を図り、研修や窓口対応に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かにそれがあるだけでは何の役にも立たないので、そうやって再度周知していただければいいかと思っております。介護離職防止家族介護者支援に向けた具体的な取組・手法のポイントが、そのマニュアルに以下の内容となっております。

初期相談、相談受付で相談者のアセスメントを行っていきませんが、その際に家族介護者に対するアセスメントも行っていきたいと思います。家族介護者が担っている介護相談者や支援者の状況、今感じている不安や課題、将来への不安や課題、希望する生活など家族介護者自身のことも把握していくことが重要です。相談の場面では、要介護者の方の状況を把握することが中心となります。

家族介護者に対しては、どの程度介護に関わることができるか、という視点の状況の確認になりがちです。私もケアマネのとき、ちょっとこういう視点があったなって反省しています。家族介護者も自分のことを相談してよいのだという意識が低く、相談を受ける側も家族介護者が抱えるような不安や負担を引き出すことができなければ、そのままとなってしまいます。地域包括支援センターが受け止めるべきです。そうした家族介護者の支援ニーズをアセスメントの際に把握していくことが重要となります。

町センター等で家族介護アセスメントの実施方法について検討し、相談の現場でどのように対応していくか、職員間で先ほど「情報を共有しています」って言われていたましたが、それは大事だと思います。相談時に家族介護者のアセスメントを行い、リスクを早期に発見していき、こと細かくポイントが書かれています。再度研修にちゃんと取り入れて徹底していただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 研修や窓口に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 地域包括センターの進める取組は、相談しやすい場所の開拓、研

修会の開催、パンフレットの作成、アセスメントシートの開発、地域包括センターが行うことで、地域包括センターの職員が日々の業務で培ったアイデア等を活用して、ぜひこのマニュアル活用の研修を行っていただいて、素晴らしい相談対応ができればありがたいと思います。

次に、質問要旨④に入ります。

高齢者が認知症など、介護が必要な状況になっても住み慣れた地域で生活し続けることができる地域包括ケアシステムを構築するため、日常生活圏域で医療や福祉など一体的に提供できる体制が不可欠だと考えます。それと併せて、公的なサービスだけでなく、地域住民が地域社会の担い手となり、支え合いによって地域の困り事や課題を解決する仕組みづくりが重要です。

本町では、身近な地域での支え合いによるまちづくりを推進しておられます。身近な仲間との健康づくり、元気で健康な暮らしは誰でも願うことです。地域型介護予防としてボランティアを中心に実施している、こけないからだ体操では、身近な地域の住民が主体となって介護予防や健康増進に取り組むことで、地域のコミュニケーションの活性化とともに、健康長寿のまちづくりに寄与しています。また、身近な仲間同士が健康づくりの声かけを行うことで、健康意識や健康診査の受診率の向上を期待することができます。ボランティア活動団体へなどの支援、参加者の減少や活動を支える担い手不足、資金不足などの課題があります。

町としてボランティアの活動を支援する必要があると考えますが、本町は《生き生きと暮らせるまちづくり》介護予防のため、ボランティア活動の促進に取り組んでいるのに、現在は施設の電気代などをボランティアに負担させていますが、負担が大きいのではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 施設利用料及び電気代の負担についてお答えいたします。

こけないからだ体操は、町民の自主的事業として、平成23年度から行われている介護予防の事業です。現在、町内13か所にて行われています。

介護給付費の抑制がもとより、各自の健康維持のためリーダーさんをはじめとして取り組んでいただき、大変感謝しております。

ご質問の中央公民館や分館、体育館などの公用・公共施設における施設利用料については、町が主催するもの及び学校やPTAなど、公的機関が主催するもの以外は減免していません。照明設備及び空調設備を利用する場合は、三股町使用料及び手数料徴収条例第4条で原則減免しないとなっております。

大半のこけないからだ体操は、時間帯や曜日は異なりますが、サロンと同じ団体で行っていただいております。サロンには、町社会福祉協議会を通じて、運営助成金として2万5,000円から5万円を支給していますので、その中での対応をお願いしている状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 住民同士の支え合い活動の推進を行う上では、先ほど重層的支援体制でもだったのですけれども、これからはもっと重要になってきます。いけないからだ体操は介護予防から考えても、とても大事な取組だと考えます。地域福祉を推進する上で、住民参加が得られやすいことや、地域の問題を把握しやすいことで、住民同士が解決しやすいことなどを考慮すると、まちづくりの基礎となるのが住民によるボランティア活動です。

ここで町長にお伺いしますが、いろいろな課題を抱える中で、取り組んでおられるわけですが、少しでも負担を軽減しないと続けることが難しくなってきます。包括支援の委託による取組で効果が出ているのにもかかわらず、ボランティアに電気代を負担させるのは、いかがでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど高齢者支援課長のほうで回答したとおり、町のルールに基づいて執行しておりますので、それに基づいたところで今後も続けていきたい。

ただし、言われるように、いろんな取組等がありますので、その辺りについては、町全体に影響しますので、慎重に検討はしていきたいなというふうに思います。

現在のところ、分館の中でも、和室とかそちらのほうは無料ですので、そして空調は無料ですので、そちらのほうでのサロン活動となると、全く料金は頂いておりません。ただ、やはり、フロアといいますか、大部屋のほうは、それなりのコストもかかりますので、今回、今年の4月1日から料金設定、議会のほうで認定していただきましたけれども、そのルールに基づいたところで、今、現在、執行しているところでございます。

今後については、また、いろいろと、町民の皆様のご意見等を踏まえて、また検討もできるのかなというふうに思います。今のところ、ルールに基づいたところでの執行ということでご理解いただきたいというふうに思います。

そしてまた、サロン活動については、先ほど言いましたけれども、社会福祉協議会のほうで、町のほうから予算を出しているわけなんですけれども、2万5,000円から5万円ほどでありますので、その中で、この施設の利用料、そしてまた空調関係、十分賄えると思っておりますので、その点もご理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） ルールは確かに決めました。分かりました。

でも、足もと元気教室は、これは包括支援センターがされていると思うんですけれども、この

料金、電気代とかは町が負担するわけですよね。なのに、包括支援センターから委託を受けているのにもかかわらず、ここにちゃんと載っています。「こけないからだ体操」って載っています。そこから電気代を取るというのは、本当に理解ができない。ましてや重層的支援体制で、これからボランティアの方が、すごく活躍していただかないといけない場面が多々出てくると思います。

以前の質問の中でも、担当課長は幾度となく、介護予防の取組によるサロンやこけないからだ体操などによって、介護認定率が低くなっていますと言われてきました。これがこけないからだ体操をやめるとなると、認定率がまた上がってくると思います。ボランティア活動の継続のためにも、ぜひ前向きに検討をお願いします。

「三股町に住んでよかった。三股町で安心」と言っていただけのように、私もしっかり寄り添ってまいります。では時間となりましたので、次の質問は後で行います。

○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時52分休憩

午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、堀内義郎議員。

〔9番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（9番 堀内 義郎君） 発言順位3番、堀内義郎です。最初に通告していました空き家等除去推進補助事業についてお聞きします。

総務省は全国の空き家数を発表しました。2023年10月1日時点で900万の戸数あり、5年前の調査に比べ51万の戸数が増えたということで、過去最多を更新したということであり、空き家率は0.2ポイント上昇し、過去最高の13.8%で、約7戸に1戸に当たると言われております。

管理が不十分だと、倒壊や景観、治安の悪化につながり、解体や利活用の促進が課題であると言われてますが、ちなみに本県については、総住宅数55万7,000戸で、空き家数は91万1,000戸。空き家率に換算しますと16.3%と言われております。このように全国的に空き家が年々増え続け、管理が課題となっております。

そこで本町について、空き家の現状及び今後についてどうなのか、お聞きいたします。あとの質問は質問席にて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 空き家の現状及び今後についてどうなのかのご質問にお答えいたします。

近年、少子高齢化や社会情勢等の変化により、適切に管理されずに老朽化した空き家等が増加し、防災、衛生、景観等の面で周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念され、全国的に空き家問題が深刻化しております。

町における空き家の現状といたしましては、令和3年度に実施した空き家の実態調査の結果、1,039棟の空き家が存在し、そのうち老朽化による居住不可能な空き家は111棟と全体の約11%を占めており、空き家等の対策は喫緊の課題というふうになっております。

今後も空き家件数の増加が見込まれることから、令和4年12月に策定しました三股町空き家等対策計画に基づき、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすような老朽化した危険な空き家等の解体の促進を図るなど、該当する補助事業を活用し、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内義郎議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけども、今回、資料を付けてもらいました。資料の3になりますけれども、先ほど答弁がありましたとおり、これは令和3年度に実施した空き家の実態調査ということで、4年度は未実施ということでもありますけれども、町内の空き家の件数が1,039棟目ですか、あと、解体が必要なのが111戸でしたっけ、空き家率に換算しますと11%になるかと思えますけども、先ほど申し上げたとおり、全国平均が13.8%、県が16.3%ということで、全国平均にちょっと近いようなパーセントじゃないかと思えます。

これが令和3年度の調査でありますので、また今後5年、6年度と調査するにつれて増えていくんじゃないかと思われれます。

次の質問になりますけれども、空き家についての一部補助について周知はなされているのか、また、相談件数はどれくらいなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 一部補助についての周知はなされているか、また、相談件数はどれくらいあるかの質問にお答えします。

町では、柱の傾斜や屋根・外壁等の落下・飛散により、現に近隣の生活環境に悪影響を及ぼしている老朽化した危険な空き家等を対象に、持ち主の方などが解体する際に、その費用の一部を補助する不良空き家等除却推進補助事業を令和5年度から推進しており、公民館長や民政委員等を対象とした空き家対処セミナーや、空き家の所有者向けの空き家対策個別相談会を開催し、案内を行っております。

また、令和6年3月に作成した三股町空き家対策パンフレットを活用し、三股町ホームページへの掲載や、役場窓口での配布、地域の回覧版による閲覧など周知に努めております。

相談の件数につきましては、令和5年度は30件であり、今年度も5月末時点で7件の相談を受けております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 周知については、セミナーとか相談会、これも予算化されていますけれども、あと町のホームページ、回覧版等で周知は行われているんですけども、私の周りにちょっと何件か助成があるということを知らなかったものですから、周知のほう徹底していただきたいと思いますが、資料にもあるんですけども、令和5年度のうち空き家に関する相談件数が30件、この資料に書いてある中のうちの除去が14件、補助事業を実施したものが4件ということですが、その中の補助について10件の方は、受けられていないということになるかと思いますが、この10件の方は予算的なあれがあったのか、何かその理由が分かれば、答弁をお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 資料にございますとおり、30件の問合せに対して、うち除却補助に関するものが14件、補助事業を実際に実施したものは4ということで、この10の差でございましてけれども、この空き家対策といいますのが、先ほどちょっと答弁で申し上げました、柱の傾斜、屋根・外壁等の落下・飛散により、現に近隣の生活環境に悪影響を及ぼしているというような老朽化した空き家を対象としております。

ですので、そこに満たないものについては、ちょっと対象にはなっておりませんので、この10件が対象から漏れたこととなります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 10件については予算的なものじゃなくて、該当しなかったってことですね、分かりました。

次になりますけれども、解体補助額について、居住誘導区域内、区域外に建つ空き家等の補助額が違いますが、その理由についてお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 解体補助額について、居住誘導区域内、区域外に建つ空き家等の補助額が違う理由はの質問にお答えいたします。

不良空き家等除却推進補助事業は、補助対象経費の2分の1を国と市町村が負担いたしますが、

各市町村においてその上限額を設定することとなっており、三股町においては、居住誘導区域内を50万円、区域外を45万円としております。

町では、人口減少社会においても持続可能な都市形成を目指し、中心市街地に人口密度を維持することで、福祉、商業、医療など生活に欠かせない都市機能を誘導し、快適かつ安全で暮らしやすい都市の実現を図るため、令和3年度に三股町立地適正化計画を策定し、居住誘導区域を設定しております。

このことから、居住誘導区域内の空き家については、優先的に除却を進めていくこととして、上限額に差を設けております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 先ほど、答弁ありますけども、居住誘導区域内については補助額の2分の1の50万円、区域外については45万円ということで、5万円の開きがあって、どちらかというと中央地区のほうに密集して住んでもらいたいというか、そういった優先的なあれがあるかと思いますが、どちらかというと、5地区とか6地区の山間部のほうは、ちょっと区域外になるかと思いますが、どちらかというと、中央地区が優先的であり、そちらの山間部はちょっと優先的でないような開きが見えかけするんですけども。

次の質問となりますが、除却の跡地の利活用について、土砂災害区域、特別区域内にある空き家の利活用として、解体後に建物を建てられるかということで、特に山間の5地区、4地区のほうに当てはまるかと思いますが、お聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 除却後の跡地の利活用について、土砂災害警戒特別区域にある空き家の利活用として、解体後に建物は建てられるのかの質問にお答えいたします。

土砂災害防止法に限れば、法律上、土砂災害警戒区域内では、新たな住宅の建築について特に制限はありません。また、土砂災害特別警戒区域においても、居住を要しない倉庫や車庫等については建築に制限はありませんが、居室を有する建築物については、鉄筋コンクリート構造、あるいは斜面と住宅の間に同等の耐力を要する擁壁を建設するなど、急傾斜地の崩壊等に伴う土石が建築物に及ぼす衝撃力等に対して建築物の構造が安全なものとなるような構造としなければならず、この件について建築確認が必要となり、構造規制が適用されることとなりますが、住宅が建築できないわけではありません。

また、福祉施設等のいわゆる要配慮者利用施設の建設に伴う新たな開発行為については、県知事の許可が必要となります。

しかしながら、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定は、

土砂災害の恐れのある区域に居住する方の早期避難の促進と、新たな宅地造成や新たに建築される住宅の抑制が目的であることから、町といたしましては、土砂災害特別警戒区域内の空き家の解体後に、新たな住宅を建築することは推奨いたしません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今、答弁がありましたけど、推奨しないということで、建てられないことはないってということで、倉庫、車庫とか、あと、住宅建てるですと、災害が起きないようにブロック塀とか、そういう擁壁を設けて建てるということになるかと思えますけども、なかなかこういったことをするにも危険性が伴うこと、あと先ほど補助額についても5万円の開きがあるってということになると、どっちかっていうと山間部のほうは、もう建てにくいのかなという気がいたします。

そこで、先ほどありましたとおり、町のほうが令和3年7月にも三股町立地適正計画を策定ということで実施しましたけども、この中にありまして特に4地区、5地区の東部地区の課題として上げられているんですけども、増加している空き家・空地等の利用策を講じる必要があると書かれております、この中に。

そこで、町長にお聞きいたしますが、答弁できる範囲内でいいんですけども、利活用としていろいろな防災拠点としての場所とか上げられますが、古い空き家等、増える一方で、なかなか難しい面がありますけど、こういった利活用について4地区、5地区、この現状についてどういったことが思われるか、お願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ちょっと理解に苦しんだんですけども、要するに公共施設関係は、もう特別警戒区域、そして土砂災害警戒区域、そちらのほうについてはできるだけ、それから外したところに建てるという形で進めていますし、また住宅関係もできるだけコンパクトシティというような形で中心市街地のほうに、できたら住まいも変えられるのであればそうしてほしいなと、できるだけやはり安全面というか、命は大事ですので、そういう危険な区域からの住宅の移転と、そういうものは進めていきたいなというふうに思います。

ですから、町の全体的な計画の中では、立地適正化計画ということで作っておりますので、そちらのほうに、誘導区域のほうに、皆さんの安全面を配慮した、そしてまた今後のまちづくりの将来を考えることが必要かなと考えていますんで、そういうふうな取組を強化したいというふうに考えています。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） なかなか、4・5地区も人口が増えるほうじゃなくて、安全面も

あるんですけれども、そういった空き家とか空き家を除却した時の利活用とか、何かいい方法があればいいかと思っているんですけれども、人口を減らさない施策とか、空き家の除去後の利活用とか、そういった何か対策が今後考えられればいいかと思っているので、質問させていただきました。いろいろな難しい面があると思いますけれども。

次になります、人口減少に伴い空き家が増えるかと思われ、解体除却の予算について増やしていくべきではないか、お聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 人口減少に伴い空き家が増えると思われるが、解体除却の予算について増やしていくべきではないかの質問にお答えいたします。

町では、令和5年度には145万円の予算において、4戸の空き家の解体・除却の一部補助を行っており、令和6年度は予算を190万円に増加し、4戸以上の解体・除却の一部補助を目標に取り組んでおります。

議員ご指摘のとおり、町といたしましても、今後の人口減少に伴う空き家の増加が見込まれると考えておりますので、解体・除却の申し込みや相談の動向を見ながら、補正予算も視野に、予算のさらなる増加に向けて国に要望してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 先ほど申し上げたとおり、空き家が増えているということでありまして、令和5年度に空き家等除却推進事業が始まりまして、145万円計上させています。また、今年度が空き家再生等推進事業ですか、190万円ということで計上が上がっていますが、相談件数が、先ほど令和5年度が30件あったということで、今後もいろいろ周知徹底してもらえれば増えると思いますので、それに併せて補正を組むなり対策を講じていただければいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問になりますけれども、道路路面性状調査事業についてお伺いします。調査の結果と今後の計画については、どうなのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 調査の結果と今後の計画はの質問にお答えいたします。

令和5年度に都城三股線、他6路線を対象に、路面の状況把握や、修繕の候補箇所の抽出、安全で円滑な交通の確保及び舗装に係る維持管理を効率的に行うことを目的に、路面性状調査を実施しております。

調査は、路面のひび割れとわだち堀れ、縦断の凹凸の3つの視点から測定を行ったものであり、調査の結果は、平成31年2月に策定済みの三股町舗装長寿命化修繕計画に反映し、令和6年

2月に更新した計画に基づき、舗装の修繕工事を推進しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 今回の資料を提示してもらいました。

調査結果が50ページぐらい、多量にあるということでございましたので、次の質問に合わせて、資料4ということで提出させていただきました。

次になりますけれども、霧島南部地区広域農道、いわゆる宮村梶山線の舗装から10年経過し、劣化のための振動や騒音が激しい、早急に舗装の改善が図れないかということでお聞きしますけれども、資料を提出していただいて、この中を見てもみますと、櫛田、山田、田上線のひび割れ率とか、次のページにかけて地図も付けていただきました。その区間の5.5キロメートルの区間で、ひび割れ率について、20%から50%未満の区間が約1.9キロメートルあります。50%以上ある区間が1.4キロメートルあり、損傷レベル中から大にまで異常のある割合が58%と、半分以上ありますけれども、この路線が早急に舗装の改善が図れないかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 霧島南部地区広域農道、宮村から梶山線が舗装から10年経過し、劣化のため振動や騒音が激しい、早急に舗装の改善が図れないかの質問にお答えします。

霧島南部広域農道は、ちょうど、櫛田、山田、田上線として維持管理を行っておりますが、令和5年度に実施した路面性状調査の結果、先ほど議員の方からご説明もありましたとおり、全体延長約5,500メートルのうち、ひび割れ率40%以上の区間が合計約1,900メートル存在することが判明したことから、令和6年2月に更新した三股町舗装長寿命化修繕計画に調査結果を反映させております。

町では、この計画に基づき、今年度から、櫛田、山田、田上線の舗装修繕工事に着手することとしており、今後も引き続き、安全な交通の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、資料4の下のほうに現状書いてあります。下り坂が続いているため、通行車両の頻繁な制動によりアスファルトの流動が進行し、ひび割れが発達していることが考えられる。当該区間はカーブ区間になり、直線区間に比べて車両重量の負担が大きくなるため、アスファルトが外側に流動し、ひび割れが発達していることが考えられるということで、こういった現状の中で、この要請について、以前も質問させていただきましたが、広域農道となっているんですけれども、頻繁に大型トラックの交通量が多

く、以前の交通量が5倍になっているということがあります。

いわゆる産業化しており、道路の痛みが激しいため、以前舗装していただきましたけども、あれから10年経ちました。いまだに交通量は減る気配がなく、どっちかといえば、山之口のスマートインターができてから逆に増えているのではないかと考えております。

特に、この路線に沿っている住民の方からも、舗装の要望が何件か上がっているかと思えます。特に、大型トラックの通行時の振動が激しく、騒音もし、ここ二、三年、国体に伴う山之口町の陸上競技場関連のダンプと思われる車が、1日に盛り土を積んで何回も往復し、その度に振動や騒音に悩まされております。

以前にも申し上げましたが、特に道路に沿った住宅においては、早急に改善のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

今月にも一部工事という看板が立っておりましたけれども、それを含めて、特に先ほど言ひました住宅が道路に沿ったところが、いろいろな振動や騒音が激しいので、改善のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次になりますか、LINEを活用した道路の損傷を通報するシステムの構築は考えられないのか、お聞ひいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） LINEを活用した道路の損傷を通報するシステムの構築は考えられないかの質問にお答ひします。

三股町では、道路利用者が道路の異常等を発見した場合に、直接役場に連絡をいただくことが多い状況ではありますが、以前より、道路利用者が間接的に道路管理者へ通報することができる、道路緊急ダイヤル#9910について利用可能な状況となっております。

議員ご提案のLINEを活用した通報システムにつきましては、令和6年3月末に国土交通省がLINE通報アプリ#9910の運用を開始しております。

なお、このLINEアプリを使用して道路の異常等に関する通報を行った場合も、これまでの電話通報による#9910と同様、道の相談室が24時間受付、該当する道路管理者へ連絡されることとなります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） LINEを活用した道路の損傷システムについては、宮崎市のほうが早くも取り組んで、今年、日南市において導入に向けて検討するということが言われております。

町においては、#9910を活用して、公式LINEもあるんですけども、LINEは活用

しないで、そちらの#9910を活用するというところでよろしいですか。改めてお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 先ほどちょっと申しましたが、三股町では、私が都市整備課長に来てからも、たくさん町民の方から道路の状況、異常等を発見されて、連絡が直接来ております。ですので#9910から、実際、私が来てからの連絡はまだ一度もありません。

しかしながら、確認をしたところ、道路緊急ダイヤル、これまで電話通報としてありました#9910につきましても、仮に三股町の方がそちらに連絡を入れた場合も、道の相談室、そちらのほうから道路管理者である三股町のほうに連絡が来るというふうなことでなっております。

先ほどちょっと申しました国土交通省のほうで、タイミングがちょうど3月末だったんですけども、LINE通報アプリというものを作りまして、#9910、同じなんですけども、こちらのほうを運用しております、こちらと同じように仮に三股町の方が道路の異常を、こちらのほうにLINEを通じて通報された場合も、三股町のほうに道の相談室から連絡が来ることになっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） LINEと同じ、現場を写真とか撮って、ダイヤル9910に送れば通報ができるっていうことですね。分かりました。

私もちょっと知らなかったんですけども、私もいろいろ道路の要望については町民から受けるんですけども、そうすると現場に出向いて写真を撮って、文書で上げていたんですけども、そういったことができるということですね。そのときは、こちらも利用して対応したいと思います。分かりました。

次の質問になりますけれども、森林環境税についてお聞きいたします。

森林環境税の徴収についてですけれども、具体的な徴収方法はどうかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 税務財政課長。

○税務財政課長（黒木 孝幸君） 森林環境税の徴収について、具体的な徴収方法についてですけれども、本年度以降、個人住民税、均等割と合わせて年額1,000円が徴収されることとなります。

なお、森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課される国税ではありますが、市町村が個人住民税、均等割と合わせて付加、徴収するものであります。

森林整備等の財源として使われるもので、その税収につきましては、全額が森林環境譲与税として県、市町村に譲与されるものとなっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 6月から住民票がある市町村に1人1,000円ということで、具体的に会社員は給料から、事業者は住民税の納付時に、年金生活者は年金から1,000円ですか、引かれるということになるかと思えますけれども、次になります、森林環境譲与税の使途についてお聞きいたします。

ホームページにもいろいろ、令和元年度から4年度まで公表されていますけれども、今年度はちょっと公表されておられません。森林環境譲与税の使途を公表するようになっているんですけども、昨年度の取組はどんなだったのかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 森林環境譲与税の使途を公表するようになっているが、昨年度の取組はとのご質問にお答えいたします。

昨年度、国から本町に配分された譲与税は2,299万4,000円で、その主な使途について申し上げますと、三股町森林環境譲与税基金646万7,000円、森林経営管理制度意向調査委託料389万5,000円、台風等災害により崩壊した民有林及び町有林の作業路の補修委託料337万5,000円、会計年度任用職員の給与246万4,000円、災害等により荒廃した森林の整備等の委託料222万3,000円、下刈り等従事者支援事業補助金209万1,000円、杉コンテナ苗普及支援事業補助金143万円などとなっております。

なお、公表につきましては、6月定例会の閉会後に、町のホームページで公表する予定でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 令和元年から4年度まで公表されて、内容的には、使い道については変わらないと思えますけれども、森林調査のため林道、作業路の調査に389万5,000円ぐらいですか、あと下借り作業従事者支援補助金に209万1,000円とか、台風の歩道の整備に337万5,000円か、あと、杉コンテナ苗普及支援事業に取り組んできたということで143万円でしたっけ、特に内容的には変わらないんですけども、次の質問になります、杉コンテナ普及支援事業のことについて、ちょっと入っていきますけれども、花粉対策としての花粉の少ない杉、ヒノキ、植林の普及支援はできないかということでお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 花粉対策として花粉の少ない杉、ヒノキの普及支援はできないかのご質問についてお答えいたします。

本町における小花粉の苗木の普及の取組といたしましては、先ほど議員からご紹介になりました

たように、令和4年度から実施している再造林杉コンテナ苗普及支援事業がございます。その取り扱っている苗木のほとんどは小花粉苗木でございます。

先日、都城森林組合に、昨年度の杉の苗木の取り扱い実績について伺いましたところ、約50万本のうち6割の約30万本は小花粉苗木であるとの回答がございました。

今後の小花粉の苗木の普及支援につきましては、国において5月24日に閣議決定しました森林整備保全事業計画の中で、花粉症対策として、新たに植える苗木を花粉の少ない品種に変えていき、人工造林に占める植栽面積を現状の5割から7割に引き上げるとの目標を設定していることから、今後、国や県の支援策の動向を注視して、町の対策については検討してまいりたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 花粉症として、毎年3月頃から花粉が飛び交う季節になって、花粉症が大きな社会問題となっております。林野庁も花粉の少ない杉苗の普及に取り組んでおり、徐々に花粉の少ない森づくりを進めているんですけども、町も令和4年度に、再造林杉コンテナ苗普及支援事業補助金として取り組んで、275万円を森林環境贈与税で予算化いたしました。

翌年の5年度は少し増額となりましたけれども、今回298万円予算化しましたが、実際は155万円ほどの減額となっておりますけれども、減額になった理由があれば何かお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 農業振興課長。

○農業振興課長（山田 正人君） 令和5年度の杉コンテナ苗の植栽計画についてご説明いたしますと、令和5年4月から12月末までに、杉コンテナ苗を植栽しようとする方を募りまして、植栽本数を算定いたしました。

その結果、植栽計画面積は38.76ヘクタール、1ヘクタール当たりの植栽本数を2,500本と見込んでおりましたので、それを乗じて算定した結果、植栽本数は9万6,900本と見込んだところでございます。ところが、それを下回ったということでございます。

なお、実績につきまして申し上げますと、植栽面積は25.39ヘクタール、計画面積に対しまして65.5%、植栽本数は57,205本、計画本数に対しまして59%でございました。

実績が計画面積や計画本数を下回った原因でございますが、計画はしたが植栽しなかったということや、あと枝木などが堆積して植栽できなかった箇所があったと、あるいは1ヘクタールあたり2,500本と先ほど言いましたけれども、2,000本程度で植え付けをしたということなどが理由でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） 実績として65%しかなかったということで、あと35%は未達成ということがあるかと思います。要するに、2023年版の林業の白書によると、こういった社会問題となっている花粉症の対策として、発生源となる杉人工林を約2割削減する目標の実現に向けて、杉人工林の伐採と花粉の少ない品種への切り替えを促進する方針を林野庁のほうが示しております。

また、県のほうも再生林に力を入れていますので、再生林としては全国3位となっており、まだ未植栽の山があるのではないかと思っております。再生林の推進により、森林の多面的機能を発揮させ、県民の安心・安全で豊かな暮らしの実現を目指すとありますので、森林環境税も1人年間1,000円でいくということで、贈与税として使われますので、各自治体にそれが配分されますので、予算化が今年度が280万円されていますので、できるだけこういった予算を花粉症の少ない杉苗の、ヒノキの普及促進、積極的に今後使っていただくようお願いしたいと思います。

次の質問になりますが、災害の件についてお聞きいたします。災害の多発に伴い消防団において、ドローンの活用が期待されています。本町としての取組はどうかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 消防団活動におけるドローンの活用についてお答えしたいと思います。

今年3月22日の読売新聞に、小林市消防団が大規模災害時の情報収集を上空から行うドローン隊を発足させ、平時の行方不明者の捜索にも活用するなどの記事が掲載されたところでございます。

また、先月14日の宮日新聞では、西諸三市町が宮崎市のドローンを使用した撮影や測量、農薬散布等を手がける事業者と、災害発生時にドローンを活用した被害状況調査や捜索活動を支援するなど、防災に関する協定を締結した記事の掲載があったところでございます。

本町では、三股町消防団が令和4年度に日本消防協会宮崎県支部よりドローン1機の貸与を受けているところです。活用につきましては、令和4年の台風14号による上米公園災害の被害状況の空中撮影や、令和5年の勝岡地区における土砂崩壊の危険性を察知した通報により、空中撮影による状況確認に活用したところでございます。

また、令和4年台風14号で発生した梶山地区の土砂災害では、町在住のドローン操作有資格者に被災者捜索活動の協力をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ドローンが1機あるということでありまして、昨年の消防団の入

団式に初めてドローンで撮影したのを覚えているんですけども、今年はちょっとなかったような気がしたんですが、去年の土砂災害時に活用したということでもあります。

先ほど答弁がありましたように、小林市の消防団がドローンを使って、ドローン隊も発足したということで、次の質問にもなりますけれども、ドローンを使うことによって、川沿いや山間の歩いていくのが困難な場所や、背の高い飼料作物の畑の中でもドローンは難なく行けるし、上空から見れば一目瞭然だという感想が新聞に記載されておりました。

次の質問になりますけれども、これを受けてドローン隊の発足のほうはどうなのか、考えられないかお聞きいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） ドローン隊の発足についてお答えしたいと思います。

現在、三股町消防団には、ドローン操作の資格を有する2名の団員を確認しているところです。

また、借用しているドローンにつきましては、性能におきまして消防団員であれば、資格を有していなくても運行規則に基づいて操作できるものでございます。

既に災害現場等に活用し、体制を構築していることから、特化してドローン隊を発足することは、現在のところ考えてはいないところでございます。

しかしながら、災害の規模、現場状況から、消防団では不可能な部分においては、民間の協力を得ながら、ドローンの機能を災害状況に応じて活用していきたいというふうに考えています。

具体的には、宮崎県農業共済組合都城センターや、都城市にある株式会社KDアグリ等のドローンと操作資格者を有する民間事業者との災害応援協定を進めていくことも必要と考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（9番 堀内 義郎君） ドローン隊発足まで至らないということで、2名の方が操作できるということでもあります。

ドローンの活用については、先ほども言いましたとおり、いろんな現場で今利用されているんじゃないかと思えますけれども、私事になってちょっと申し訳ないんですけども、私は十数年前、消防団の経験がありまして、当時は携帯電話もなく、ましてドローンというものもなかったんですけども、特に災害時の活動とか、特に難儀したのが行方不明者の捜索で難儀して、要するに見つかるまで捜索しなければいけないということがありまして、昔というか以前、夜に山狩りした経験があります。

こういった、今ドローンが使えるということになれば、いろんな団員が難儀して山の中に入ったり、川の向こうに行ったりすることもなくなるんじゃないかと思えます。ドローン隊発足につ

いてはあれですけれども、ドローン活用については、こういった団員の安全安心の確保にもなり、また団員数を増やすようなきっかけにもなるかと思っておりますので、ぜひ2名の操作員の方にいろいろ訓練してもらって、ドローン活用を積極的に進めていって、団員確保に努めていただければいいかと思っております。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。検討できるものは、検討をしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時16分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位4番、堀内和義議員。

〔6番 堀内 和義君 登壇〕

○議員（6番 堀内 和義君） お疲れさまです。本日の最後になります。発言順位4番、堀内和義です。通告に従って質問してまいります。

まず、三股町水道施設の整備状況について質問をいたします。

公共的な機能を担い、生活を支えている電気、水道、ガス、通信、交通施設の5大インフラがありますが、その中で三股町が実施している水道事業について問いたいと思います。

近年、全国各地で巨大地震が発生しており、全国的に水道管の耐震化問題が取りざたされております。今年1月に発生した能登半島地震では、耐震化対策の遅れによる断水の長期化を招いており、地震発生から5か月を経過してほぼ復旧したと言われておりますけれども、土砂災害で対応できない地域は、今なお断水が続いている状況のようでございます。

国の調査によりますと、九州全県において、水道使用管の耐震化率が全国平均を下回っていると言われております。国は、2028年度までに耐震化率を60%超とする目標を掲げているようですが、進捗については自治体の財政事情にも左右されるわけですが、本町の水道管の耐震化率は進んでいるのか、また目標への取組計画はあるのか、伺いいたします。あとは、質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町の水道事業の整備状況についてということで、使用水道管の耐震化、また本町の取組、目標の設定についてお答えいたします。

地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す仕様に耐震適合率がございます。これは、基幹管路の延長に対して耐震適合性のある管路延長の割合を示したもので、本町は基幹管路の延長約12.8キロに対して42.5%というふうになっております。

令和3年に策定しました水道ビジョンにも掲載しておりますが、全国平均は40.3%となっております。なお、本県は直近で30.3%となっております。

また、目標につきましては、国土強靱化年次計画2022にうたわれております2028年度末までの基幹管路の耐震適合率60%を念頭にいたしまして、本町でも引き続きこの目標に向かって計画的に進めてまいります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内和義議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 事前に資料をいただいたんですけども、全市町村ではないんですが、この中で9事業体ということで、耐震化適合率、これは令和1年ですけれども、これを見ると42.5%ということで、県下の中では一番高いということで安心をいたしました。

ただ、これが全体的にはどうなのかなということですけども、九州各県の中でも、三股町は非常に高いんだなということで、非常に水道事業は進んでいるのかなというふうに感じたところがございます。

国が目標としている耐震化率60%超についても、町長の方で今後計画を進めていくということでありましたので、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

次に、水道管の耐用年数ですけれども、これについても水道管の材質にもよると思われるんですけども、法定年数は何年なのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 水道管の法定耐用年数についてお答えいたします。

水道管の耐用年数として数値が定められているものは、地方公営企業法施行規則に、減価償却費の計算のための耐用年数として経理上の基準になりますけれども、排水管40年というふうなうたわれております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 40年ということですね。

厚生労働省では、法定耐用年数に代わる管路の新基準として、材質などに応じた実使用年数を用いた動きが広がっていると言われております。本町の材質はどのようなものを使用しているのかお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えします。

今、議員が言われたとおり、排水管という一律だけではなくて、厚生労働省のほうから、管路の更新基準の設定例というようなことでお示しをされているのが、例で申し上げますと、ポリエチレン管が60年というような数字もございます。それ以外には、硬質塩化ビニル管60年、ダクタイル鋳鉄管80年というような例がございます。

本町の場合は、配管については、現在H P P E管、ポリエチレン管になりますけれども、こちらのほうに耐震化が高いということで、順次使うようにしているところです。

以上になります。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 新しいダクタイル管とか、硬質塩化ビニル管ということで、60年なり80年ということなんですけれども、この材質であれば、耐震管にも該当するというところでいいんでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えします。

耐震管という言葉があるんですけれども、それはその管路自体が耐震性を持っているという耐震管という呼び方。それから、今日最初にお答えさしあげました耐震適合管、耐震適合率というものになりますけれども、耐震適合率、耐震適合管といった場合は、必ずしもその管路の材質だけではなくして、その地盤であったり、その箇所箇所ごとに、地域によって管路の破損、あるいは継手の離脱等の被害が軽微であるというふうにみなされる場合には、耐震適合率ということで表示することになっています。

耐震適合率があるということは、一般的に耐震化の対応がなされているというふうになります。以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） この耐震適合率と耐震管ということで、私も今一緒かなと思ったんですけれども、別々ということで、これについては本管と、それから支柱管があるわけですが、これはやっぱり本管については、そういう耐震管ということで使っているわけですかね。それとも全体的に、特に中心市街地については、使用量も多いわけですから、それと公共施設があるところについては、耐震管がいいと思うんですけど、そういう使い分けはしているわけですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えします。

主要管路については、使い分けをしながら設置をしているということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 先ほど申しましたように、当然、大きな災害がありますと、大きな施設は避難所にもなるわけですから、そこについてはやはり耐震管に、今後していった方がいいんじゃないかなと思うんですけれども。

次の質問ですけれども、町内水道管の総延長と、うち法定耐用年数を越えた延長、経年化率はどうかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

町内水道管路の総延長と、うち法定耐用年数を越えた延長、経年化率についてお答えします。

令和4年度における管路の延長は約261.4キロメートルでございます。このうち、耐用年数を経過した管路の延長は約26.9キロメートルで、管路の経年化率としては10.3%ということになります。

なお、全国平均は23.8%ということになっておりまして、本町では管路の経年化率としては、比較的強く抑えられているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 経年化率が10.3%だったんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）経年化率の低い方が、耐用年数がまだ残っているという解釈でいいわけですよね。これを県内の市町村と比較して、本町の経年化率は高いのか低いのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

経年化率については、全国平均との比較でいきますと低いんですけれども、すみません、県内全体の公表資料については、ちょっと確認をしておらないところなんですけど、経年化率については、それぞれの個々の市町村が経営比較の分析の中で明らかにすることが多いものになります。公営企業として。三股町の場合も公表しておりますけれども、ごめんなさい、詳しくご説明はできないんですけれども、比較的強く抑えられているというふうには認識しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 分かりました。

次に、耐用年数を経過して老朽化した水道管の更新工事は進んでいるのか、現在の更新率と今後の更新計画はあるのかお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 水道管の更新について、現在の更新率と今後の更新計画について

てお答えいたします。

老朽化に伴う水道管の更新につきましては、漏水発生の多い路線や下水道工事路線、また、漏水調査によって発見された箇所を優先的に実施をしまっているなど、計画的に進めているところがあります。

更新に当たっては、耐震性に優れている水道排水用ポリエチレン管、H P P E管と申し上げますけれども、その仕様に順次切り替えを行っているところでございます。

更新率につきましてですけれども、指標といたしまして、年度単位での管路更新率が採用されているところです。総延長に対して、その年度にどれだけ管路を更新できたかというのを示す率になります。本町の令和4年度の管路更新率は1.2%でございました。

なお、全国平均は0.7%となっていることから、本町では比較的更新が進んだというふうに考えているところでございます。これは毎年度の管路更新率でございますので、その指標も毎年踏まえながら、今後も計画的な更新を進めてまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 本町においては、更新率も高いということで安心しました。

法定年数を超えたから、すぐにダメになるわけではないと思いますが、いずれ更新しないといけないということですので、全てを同時にするには財政状況もありますので、中長期計画の中で取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次に、水道管の腐食、老朽化に伴う破裂、漏水事故の発生はないのか、どうなんでしょうかね。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 水道管の破裂、漏水事故の発生についてお答えをいたします。

本町が管理をしています管路における漏水ですけれども、令和5年度は15件でございました。参考までに、令和4年度は14件、令和3年度は18件となっております。

漏水の原因についてなんですけれども、その都度、精緻な分析を行っているわけではありませんけれども、道路の交通量であったり、また地盤の状況、それぞれ個々の状況がありまして、管路の箇所以外の老朽化以外の理由でも複合的な要素が合わさって漏水に至っている事案も多いというのが漏水の現状でございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 令和5年度が15件ということで、当然、そういう漏水事故が起きたときには断水しますよね。大体、何日ぐらいで断水止まるんですか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 断水についてお答えをします。

私が、4月に参りましてから排水管の漏水、何回か起きていますけれども、排水管の交換、入れ替えなければいけない場合は、議員がおっしゃったようにどうしても仕切り弁の間は給水管を取っているお宅に断水のお願いをしなくちゃいけません。基本的には1時間単位で断水のお願いをしています。時間帯であったり、曜日というの、近隣住民の皆さんの生活などに、なるだけ影響が出ないように配慮をしながら、実際に作業をさせていただいておまして、おおよそ、本当に規模にもよりますけれども、おおよそ1時間の断水をお願いした場合には、30分強の実際断水時間で済むというようなのが一番多い事例になります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） ということは30分、1時間以内で工事が終わるということで、特別生活に支障が出るような時間じゃないですよ。安心しました。これが半日、1日になると、ちょうど朝とか夕方は水の使う量が多いわけですから。そういうことであれば、ある程度許容範囲と、おかしいんですけど、許容範囲かなということで、今後も随時、工事は行っていただいて、事故が起きないようにお願いしたいなというふうに思っております。

次に、本町の水道料金と県内市町村の水道料金についてなんですけれども、事前に資料をいただいたんですけども、資料2の1ですか、これを見ると、家事用料金ですけども、本町においては、10立方メートルで1,375円、20立方メートルで2,640円ということで、これ県内20事業体なんですけれども、これを見ると、10立方メートルで8番目、それから20立方メートルで4番目ということで、料金も安いんですよね。

都城はこれを見ると、1,023円と2,343円ということで、県下で一番安いということなんですけれども、やはりこれを見ると、先ほどもありましたように、耐震適合率も高いし、水道料金も安いということは、やはり企業努力の成果だと思っておりますので、感謝を申し上げるところでございます。

こちらあたりは、町民にも少しぐらいは自慢、アピールしてもいいんじゃないかなというふうに思っております。本当に住みやすい町ですから、こういうふうにここもいいんだよということは、アピールしてもいいと思うんですよ。今後、そういう機会があったら、ぜひアピールもしていただきたいなというふうに思っております。

それから、次の質問になりますけれども、大規模地震がいつ起こるか分かりませんが、大地震に備えた老朽化施設の更新や耐震化は喫緊の課題であります。

安定的な水道事業を維持するには、財源確保を見据えた水道料金の改定を検討する時期に来ているのではないかと、思うんですけれども、どのように考えているのか伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 財源確保を見据えた水道料金の改定の検討についてお答えをいたします。

令和5年度に水道事業の基本計画について、水需要予測のほか、施設及び管路の現状や課題を中心とする内容で計画を策定をしたところでございます。

一方、水道事業経営においては、事業の継続性を担保する、確保するという観点から、施設及び管路の整備は計画的な投資でもあるというふう位置付けておりまして、適正な投資規模の見極めもまた重要なことであるというふう言われております。

以上を踏まえて、適正な投資規模に見合う財源確保という点で、その柱となる水道料金の改定は、大変重要な検討事項ではありますけれども、現状では効率的な経営に努めて、老朽化対応及び耐震対策を着実に進めてまいることとしているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現状では検討をしていないということですよ。だけど将来的には、三股町も人口減少傾向になりますよね。少子高齢化等による使用水路の減少で、収入が減る可能性が高くなると思われれます。水道事業は、料金収入による独立生産性の事業であるわけで、早い段階から検討する必要はあるんじゃないかなと思うんですけども、そこあたりの町長の考えは何かないでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在、この水道事業の収支を見ますと、今のところ、プラスのほうで経営がなされておりますので、そのあたりのところで料金の引上げっていうのは考えておりません。

ただし、今後、言われるように耐震化を含めていろいろな更新時期にも来るかと思っておりますので、その時期に来ましたら、また計画の中で検討をしてみたいなというふうに思います。

何か宮崎市のほうで、今回、水道料金の値上げということで、第3機関に諮問されたというのを聞いていますので、そういうところも含めて、いろいろと情報収集はいたしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 値上げをすとなりますと、やはり、何らかの抵抗、反対の意見が出ると思うんですけども、やはり今後の耐震化対策なり、施設の更新等の理解を得ながら、将来的に考えた計画をしていただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

次に水道事業については、市町村単独の事業が主だと思っておりますけれども、将来的には県内行政のほとんどの市町村が、さっき言いましたように人口は減っていきます。水道料金の徴収、料金の減収となる可能性も高くなると思われまます。

反面、修繕、維持費、また財政事情は厳しくなると考えられますが、将来的な近隣市町との広域化の考えはないのか、これは町長にお伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 広域化の考えについてお答えいたします。

水道事業の広域化とは、複数の水道事業体で事業の共同化や一体化などを進めるものであります。進行する人口減少、そして施設管路の老朽化や災害対策の増加などの諸課題に対しては、経営基盤の強化が有効とされており、その強化の手法の一つとして水道事業の広域化ということがあります。

事業の例を申し上げますと、資材の共同化や仕様システムの共同化といった事業の一部分的なものから経営一体化や事業統合まで、内容や段階が幅広く、それによって関わる年数や経費も異なるものでございます。

広域化に関しましては、県により水道広域化推進プランとして、県内を3つの圏域ブロックに区分した内容が示されておりますが、本町では広域化の取組は、現在のところ全く考えていないところでございます。

ただ、関係情報の収集に関わる評価を今後も続けてはいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 県内では3ブロックにかけた構想はあるということですよ。当然、広域化するにしても相手がいるわけですから、自分たちが望んでも相手がだめだということであれば実現しないんですけども、やはり、今は財政事情いいんでしょうけども、財政事情が悪化してからでは遅すぎますので、現状では計画がなくとも、将来的にはそういう予想も立てながら、やはり県下3ブロックでもいいんですけども、都城、西諸あたりと含めながら、そういう検討も私はいいいんじゃないかなと思ったもんですから、今回質問したところでございます。

続いて、2番目の質問に入りますけども、町内の防災士について質問をいたします。

まず、町内に在籍する防災士と活動状況について伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 本町に在籍する防災士と活動状況について、お答えしたいと思います。

まず、防災士とはということで、防災士は自助、共助、共同を原則として、社会の様々な場で

防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人でございます。

本町では、自分の命を自分で守る自助の意識を高め、地域・職場での助け合い、被害拡大を防ぐ共助の意識を担う防災リーダー人材を育成し、自治体等との協力活動、共同を図るため、補助金等を活用して地域住民や役場職員、消防団員へ防災士の資格取得を推進しているところでございます。

本町に在籍する防災士は、令和5年4月末日時点で204人となっております。

次に、活動状況につきましては、町の呼びかけにより平成30年度までは年1回の勉強会、意見交換会を実施してまいりましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、開催を最近では自粛していたところでございます。しかし、令和6年、今年の2月20日でございますが、令和元年度から令和4年度に資格を取得された方々48名を対象に、防災士研修を実施したところでございます。

また、今市自治公民館では、毎年実施している防災訓練において、防災士を中心とした机上訓練や心肺蘇生法等の訓練に取り組んでおられます。

また県では、NPO法人宮崎県防災士ネットワークを通じて、地域の要請に応じて体験学習や講演を中心に防災・減災についての講座に防災士を派遣する出前講座の制度があり、現在、三股町在住の22名のネットワーク会員が県内各地域で活躍をされているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 現在、防災士が204人ということで、そのうち40何名かが講習をしたということなんですけども、実は私も防災士の資格を取得しております。防災士研修会を受講したときの知識だけで、その後は研修がコロナ前に1回はあったですかね。そういうことで、いざ勉強する機会もありませんでしたので、災害が起きたときに、せっかく防災士の資格を取ったんですけども、役立つかどうかですよ。町内にも言ったように多くの防災士がいるわけですので、やはり年に1回、定期的な防災士研修会を実施できないか伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 防災士の研修会実施についてお答えしたいと思います。

これまでに、本町に在籍する防災士を対象として、勉強会、意見交換会等の研修を実施してきましたが、令和5年4月末日時点で200名を超えておりますので、一堂に会する場所の選定が難しいことから、年1回の研修を年2回に分散して実施することを考えているところです。

一方、地元の自主防災組織の立ち上げや防災訓練等において、防災リーダーとして携わることも平時の実践的な防災士訓練の要素として考えられますので、防災士に対し、積極的な地域関与

を促していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） せっかく、そういうことで研修を受けたわけですから、やはり町内の防災士の確認にもなりますよね。地域の中でも、誰が防災士か分かりませんので、やはり防災士の確認、また知識の再研修、災害時には地域のリーダーになってもらうわけですから、人数が多いということで2回に分けたということですが、早急な対応をお願いしたいなというふうに考えております。

次に、防災士の中には、災害被災地にボランティアとして参加をしたいとか、また、してみたい人はいるんじゃないかなと思っております。防災士個人で被災地に行くのは、道路状況、現地情報も乏しく厳しいと思います。行政が中心となりまして、現地情報等把握して、有志を募り呼びかければ少人数でも団体でも活動がしやすくなります。南海トラフ地震でも発生したら、町内の中心的な災害活動を担っていただける人材でもありますので、被災地の状況を知る上でもいい経験になると思います。

九州管内で災害が起きた時に、日帰りでも行けるボランティア派遣はできないか伺いたします。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 防災士の災害被災地へのボランティア派遣の考え方についてお答えしたいと思います。

災害ボランティアにつきましては、まずは被災自治体の状況を踏まえて行動することが重要と考えます。被災自治体のホームページ等から、災害ボランティアセンターの開設状況、受入状況及び募集状況等を確認して行動することが必要となります。

防災士のボランティア派遣につきましては、三股町地域防災計画に掲げる自主防災組織等の育成強化におきまして、防災士間の情報共有や防災に関する技術の向上を目的とした三股町防災士連絡協議会を設置し、自主防災力の向上に努めるというふう書いてあります。

そのような中で、防災士間の組織構築が必要とされておりますので、三股町防災士連絡協議会を核として町との連携を図りつつ、協議・検討し、判断していくことが肝要であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 防災士連絡協議会をつくるということで、当初はどうしてもきっかけを誰かがつくってくれないと、なかなか前に進まないということになれば、行政のほうでやっぱり指導していただきたいなというふうに思っております。

私も、九州北部豪雨のときには、個人的にも何回か行ったんですが、都城市が、社協が中心となって募集をしましたので、私も個人的に申し込みをして市のマイクロバスで参加をしました。個人では、言ったように交通状況なり場所等の不安があるんですけども、団体に事前申し込みをしますと現地との連携もすぐ取れますので、現地に行ってからもすぐに活動しやすいメリットがありますので、今後ぜひ、協議会あたりで検討していただければいいんじゃないかなというふうに思っております。要望でございます。

そして、今後の防災士の育成計画があるのか、人数としては百数名いらっしゃるわけですけども、やはり今後、自主防災組織をつくっていけば、地域によっては偏った防災士がいると思うんですよね。特に、そういう少ない組織については、館長あたりを通じて、ぜひ資格をとらせていただきたいんですけど、そこあたりの考えはどうでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今後の防災士の育成についてということで、ご質問にお答えしたいと思います。

防災士の役割である防災リーダーの育成を図る上で、意識の高揚やスキルアップを効果的に持続的に進めるには、まずは先ほど申し上げました三股町防災士連絡協議会を設置し、定期的な勉強会・研修会及び自主防災組織活動を通じて、防災士間の連絡調整を密にしていきたいというふうに考えております。

また、地域に根差した防災リーダーの育成を図るため、自治公民館単位で適正に防災士が配置できるよう、引き続き補助金等を活用して防災士の資格取得のサポートを実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 今、防災士認定講習会の費用を一部負担していますよね。これは今もやっていますよね。いくらですかね。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 職員向け、または対町民向けと一般向けとあるんですけども、対町民向け一般向けにつきましては、補助金として8,000円を、今、助成をしているということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 8,000円の負担があるということですので、ぜひ参加申し込みがあるように、十分計画していただければいいんじゃないかなというふうに思っております。

続いて、3番目の質問に入ります。

町道餅原線の勝岡新坂を下り、餅原に向かう道路の旧勝岡温泉入口付近において、排水が悪く降雨のたびに広範囲に渡り冠水をいたします。車が通るたびに大きく水をはね、歩行者や自転車通行に支障が出ております。

別紙の参考資料を見ていただきたいと思いますが、①の写真は町道餅原線で勝岡の新坂から下って餅原に向かう道路で、手前のT字路を左折しますと勝岡小学校、直進が餅原方面です。

冠水場所は、旧勝岡温泉入口付近までの約50メートルぐらいです。この写真は、5月27日撮影したのですが、当日は大雨でもなかったんですけども、このような状況です。雨が上がった後に写真を撮ったんですけども、このような状況でございます。

それから、②の写真が冠水した状態で車が通りますと、大きく水をはねます。左側が歩道なんですけども、車が通ると水が歩道まで飛んできますので、歩行者、自動車が通っていたら大変でございます。

歩道の舗装にひび割れが言ったような箇所ではありませんが、冠水する部分をかさ上げしまして、排水工事をするなど改良工事をすれば解決はできると思います。

以前から、地区住民のクレームが出ておりまして、要望書も出ております。先般の勝岡小学校見守り隊構成員会議でも、公民館長はじめ、名見守り隊関係者からも、強い指摘がございました。早急な対策工事はできないか伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 町道餅原線の旧勝岡温泉入口付近の道路において、排水が悪く降雨のたびに冠水しているが、対策工事はできないのかの質問にお答えします。

町道餅原線において、議員ご指摘の区域につきましては、以前、地元公民館長からの歩行者への水はね対策について要望をいただいております。

町といたしましても、現場確認により、降雨時に雨水が滞留している状況であることは認識しております。

車両による歩行者への水はね防止につきましては、道路交通法にも定められておりますように、基本的には車両運転者の義務であると考えておりますが、降雨時の冠水が恒常的に発生している状況では、車両や歩行者の安全な通行に支障をきたす場合もありますので、路線の重要性や緊急性等から優先度を総合的に判断し、冠水対策工事を検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 堀内議員。

○議員（6番 堀内 和義君） 数年前からこのような状況でもあります。地元の人に聞きますと、冠水箇所は地盤が緩いということです。

そこはもともと、勝岡温泉から学校に行くところは沼田でありまして、ちょうど道路のともも泥

が多いよということで、当初を作ったときには、整備されたときには良かったと思うんですね。やっぱり地盤が緩いということで、下がったと思うんですね。

そこあたりはやっぱりしていかないと、ここは小学生、中学生、高校生の通学路にもなっております。車に乗っている人から見たらあまり感じないかも分かりませんが、歩行者や自転車の人は大変です。私も何回か足を運んでおりますし、雨が降ると大原の冠水場所とここにはしょっしゅう行くんですけど、やはりこれは歩行者の立場になると大変だなというふうに感じております。雨が上がってしばらくはやっぱり残っていますので、なかなか水が引かない。

車によってはゆっくり走る人もおるんですけど、たまにはスピードを落とさないまま通り過ぎる車も見受けられます。非常に残念なんですけど、運転者、大人のモラルを感じるところでございます。

これから梅雨時期にもなります。少しの雨でも水が溜まりますので、早急な対応をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（指宿 秋廣君） これより15時30分まで本会議を休憩します。

午後3時18分休憩

.....
午後3時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、田中議員の残りの一般質問を行います。田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 質問3の健康保持やリスクの改善のための取組についてですが、そもそも健康を維持するとはどういう取組を示した言葉か、WHO憲章では、前文において健康を次のように定義しています。

健康とは、病気でないとか弱っていないということだけでなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることを言います。

そのため、病気にかからないだけでなく、心身ともに良好な状態を維持する取組が健康維持であると言えます。

また、厚労省は、日本再興戦略などを通じ、国民の健康寿命が延伸する社会の実現を目指してきました。健康寿命とは、健康で過ごすことのできる期間を示します。心身の健康を維持することで、健康寿命を延ばし、老後に健やかな生活を送る期間を長くしていきます。

また、障がい者の自立を促進するため、障がい者1人1人が、その個性が尊重されながら地域で暮らし、地域社会に参加し、役割を果たすための支援が求められています。障がい者に対する

差別などに対応し、権利の擁護や利用するサービスについての情報の提供、障がい者への理解や共感を形成する取組などについて、質問要旨①、高齢者の長寿並びに障がい者の自立及び社会参加への自助努力を促す取組はどうされているのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 高齢者の社会参加への自助努力を促す取組についてお答えします。

高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の基本理念を、地域包括支援システムの推進と、1人1人が地域の課題を自分ごととして捉えながら地域づくりに参加し、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合い、世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現を目指し、1人の力がみんなのために、みんなの力が1人のために、支え合う力を育むまち三股と掲げています。

シルバー人材センターや高齢者クラブなどの従来からある社会参加の場につきましては、会員減少が続いており、町として広報、回覧を活用し、継続して会員拡大の取組の支援を行っていきます。

また、町社会福祉協議会に委託している介護予防教室のぴしゃトレの300名を超える参加者や、ほかの介護予防教室への参加者を主な対象者として、重層的支援体制整備事業を活用し、住民主体の介護予防のリーダーを要請するための研修を行っており、その中から、軽度生活援助事業などの担い手として活躍する方も出てきており、プレイヤーの創出、地域活動の活性化の場としての役割も担っていると考えております。

今期計画において、高齢者の社会参加における就労活動について、高齢者個人の特性や希望に合った活動のコーディネートを行い、地域づくり活動の中心的な役割も担う就労的活動支援コーディネーターの配置について検討します。

重層的支援体制整備事業、生活支援体制整備事業を委託している町社会福祉協議会と連携し、高齢者の社会参加について支援を行う体制づくりを行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 福祉課のほうから、障がい者の自立及び社会参加への自助努力を促す取組についてお答えいたします。

三股町第4次障害者基本計画では、基本理念を障害のある人もない人も共に支え合い、安心して地域で自立した生活ができ、社会に参加できるまちづくりとし、8つの基本目標を定め施策を展開するよう計画をしております。

その中で、健康保持という観点からは、各種検診はもとより、障害を軽減・回復するために必要な治療等に要した医療費の助成、歯科治療に関わる情報提供、救急医療体制の充実やホームへ

ルパー等の障がい福祉に携わる人材の確保と、資質向上のための研修参加を促進するなど、所管課で進めてまいります。

また、心の健康づくりのための幅広い相談に対応できるよう、精神保険対策も充実を図ってまいります。

次に、リスク改善という観点からでございますが、公園、道路、公共施設のバリアフリー化、公共交通機関の利便性、安全性の向上による外出しやすい環境整備を所管課で進めてまいります。

また、災害時における情報提供体制の整備、避難行動要支援体制の充実、障がい特性に配慮した避難所の整備など、障がい者が地域社会において安全・安心に生活することができるよう、防災対策を推進します。

今年度、社会福祉協議会内の基幹相談支援センターへコーディネーターを配置いたしましたのも、災害時要配慮者支援計画を推進しようとするものであります。

そして、その他、これまでも実施してまいりましたピアカウンセリング事業、障がい者地域参加事業、手話通訳方針育成事業や、障がい者の地域行事、スポーツ活動、文化活動への参加支援も、自立及び社会参加への自助努力を促す取組であります。

以上になります。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 障がい者のバリアフリー化って言われたのですが、なかなか障がい者が外出するのにバリアフリーにはなっていないですね。今回の質問には挙げていないので、あえて言いませんけれども、障害者福祉推進基盤の整備では、身近な地域で自分たちに合ったサービスを選択、利用できるよう、社会福祉法人やNPO、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備を進めておられると思います。

私が障がい者の方と音楽鑑賞やボーリング大会などを参加させていただく中で、皆さんは生き生きと活動されて楽しまれていました。そういう場が本当に大変大事だと思いました。

また、障がい者に対しては、適正かつ効果のある支援機器を適用することで、ADL、日常生活活動、およびIADL、手段的日常生活活動の維持向上および生活範囲の拡大、さらには家族や社会との交流、社会的役割の確立に効果があることが示されています。

支援機器の理解は、障がい者本人だけでなく、支援をする側の人双方に必要であると同時に、障がい者を取り巻く人々からの温かい支援は欠かせないと思いますが、町民にとっての理解はどのような方法で行われているのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと返答が。絞らんと。あんまりにも大きすぎる。田中議員、どうぞ。

○議員（5番 田中 光子君） 本町は、健康マイレージ事業やノルディックウォーキングやぴし

ャトレ等、いろいろな健康保持やリスク改善のための取組をされています。高齢者の介護予防につながっているようです。

若いうちから健康維持に取り組むことで健康寿命を伸ばし、定年後も長く健やかな生活を送ることができます。健康維持のポイントは以下の4点にあると言われています。

- 1、心身ともに良好な状態を維持する。
- 2、野菜から先に食べるベジファーストで食生活の改善を図る。
- 3、毎日10分多めに動いて運動不足を改善する。
- 4、定期的な検診を受け、健康状態をチェックすることです。

では、次の質問要旨、②に入ります。温泉が体に良いことはご存じだと思いますが、その理由は大きく2つあります。

1つは体を温める温熱作用のほか、水圧、浮力、清浄作用など、私たちの体に物理的に働く効果。

もう1つは、温泉の成分が皮膚を通して体内に吸収され、体の機能が健康になる科学的効果です。

さらに温泉には、この2つだけでは説明できない特別な効果もあります。温泉に行くとなんとなく気分がリフレッシュする経験はありませんか。私はあるんですけども、と感じたことがあります。そんな現象を広く総合的生体調整作用と呼ばれているそうです。

例えば、血圧やホルモン値が高い人は低くなり、低い人は高くなるというように、自然治癒力で体の機能を正常に導く作用があると言われています。

温泉には体を休める「休養」・健康を保つ「保養」・病気を治療する「療養」という「3つの養」があると言われています。

そこで健康保持のための温泉券を発行できないでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 温泉券の発行についてお答えいたします。

平成29年6月定例会の森議員への一般質問への答弁のとおり、町内には、生きがいデイサービスで利用しているみまたん元気湯以外の温泉施設がないため、温泉券の発行は行っておりません。

本町では引き続き、健康保持のためには、介護予防教室のぴしゃトレ、足もと元気教室、元気アップサロン、高齢者サロン、そして健康マイレージ事業などに力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かに町内には温泉はないんです。でも、都城市も自分のところで温泉は持っていますが、曾於市とか志布志市と提携して、そちらも利用できる温泉券を発行されています。

なぜ、この質問に至ったかというのと、定年後の男性、もし自分が定年したと考えてみてください。老人クラブにすぐ入りますか。私が伺った中では、まだ年じゃないから老人クラブには入りたくない、という方が結構いらっしゃいます。そういった方々が、今まで町内の何かの団体に入っていたら、つながりがあるんでしょうけれども、仕事と家の行き帰りだけの人は、近隣にお友達はいらっしゃらないわけですよね。定年後は家に引きこもってしまいます。そういう方はまだ運転されるし、温泉券があれば外出するきっかけになると思います。

ある記事にはこうありました。熱海市で3,000人以上を対象に調査したところ、自宅に温泉を引いている人は血圧の薬を飲んでいる人の割合が、温泉を引いていない人と比べて少ないということが判明。また、週に1回以上温泉に入っている人は、悪玉コレステロールが低く、善玉コレステロールが高いという結果も分かりました。悪玉コレステロール値が高いと動脈硬化を引き起こします。温泉入浴の習慣がコレステロール値の改善につながる可能性があると考えられます。

さらに、温泉に入ると血管を若返らせるといわれる物質、一酸化窒素が増えます。温泉の温熱効果と相まって血管が広がって血流が良くなり、動脈硬化を引き起こす原因といわれる高血圧の予防に効果があるということまで分かってきました。

再度、温泉券支給を検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、温泉券の発行については考えておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 検討する余地もないという発言だったので、これは本当に病気の予防になるんですよね。病気の予防になるっていうか、そのまま引きこもってしまう定年退職後の方が結構周りにいらっしゃいます。することがなく、そうすると運動不足になって、病気になって、保険料も上がっていくということなんですよね。このことを考えると、温泉券一つで大分効果が出ると思うんです。

ある国際医療福祉大学の大学院の前田眞治教授がいらっしゃるんですけども、この教授は、専門分野はリハビリテーション医学一般と脳卒中、高次脳機能、関節リウマチリハビリテーションの教授なんですけれども、この教授の講演では温泉の医学効果とその科学的根拠と題されて講

演されたわけなんですけれども、温泉療法は狭義の温泉療法として、1、温熱作用、2、先ほど言いました浮力・水圧・粘性抵抗のような物理作用、3、含有物質による化学・薬理作用、4、飲むことによる飲泉のような直接作用と刺激に対する生体反応効果などの間接作用があると言われています。

そして、リフレッシュできるっていうことは、さらにその環境ですよ。海洋とか森林とか、その地形での環境による要因が複合的に加わり、狭義の温泉療法を形成すると言われています。

町長、どうでしょうか。もし、皆さん定年退職後にすることがなく、家にひきこもりされることには、皆さんはならないと思うんですけれども、そういう方が本当に周りにたくさんいらっしゃるんですよ。検討していただけないでしょうか。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 温泉の効能、大変いろいろな効果があるということはお話で十分分かりました。

しかし、健康保持への取組、それについてそれぞれの自治体でいろんな取組をされておりますけれども、本町の場合は、特に先ほど課長が申し上げましたぴしゃトレとか足もと元気教室、高齢者サロンとか健康マイレージ、こういうものに取り組んでいるわけなんですけど、男性がなかなか表に出るとするのは非常に少なかったんですけれども、ぴしゃトレでは結構男性の方も女性と混じって非常に参加率が高いんです。

そういう意味では、言われるように温泉もそうですけれども、そういう運動機能の回復、そしてまた健康寿命の延長とか、それにも今取り組んでいるスポーツを中心といいますか、健康保持の取組をより強化、拡大していきたいなというふうに考えています。

温泉券につきましては、都城の方では高齢者の方に温泉券を配っていますよね。あれは1つは、温泉施設がございまして、そちらの方の利用増っていうの1つの手段かなというふうに思っています。都城、ほかにも都城温泉とか、いろんなところがあるんですけれども、温浴施設が、ただそちらの方には都城市も温泉券は配っていません。そういうふうなバランスというのがありますので、そういうのを考えると温泉券を出すということについては、ちょっともうどうなのかなど。

本来は自分のお金で400円ですから、450円ですかね、高城とか山田、非常に低料金でやっていますので、そういう意味合いでは個人負担といいますか、賄っていただけないかなというふうに思っております。

私もやはり高城とか山田、よく行きますけれども、都城の方もよく来られていますけれどもね、本当にそれが1,000円とか2,000円、1,500円とかになると、ちょっとすごく高いんですけれども、低料金でこうされているんじゃないかなという感じがいたしますので、今のとこ

ろこの温泉券の発行というのは考えていないところなんです。

ただ、健康のために非常にいいんでしょうけれども、今やっているこの取組を拡大強化して、そして町民の健康維持、健康寿命の延長、そういうものに貢献したいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 田中議員。

○議員（5番 田中 光子君） 確かにぴしゃトレは、男性の方も結構参加されているというのは伺っています。けれども、そこに参加するに至らない人が、漏れている人が結構いらっしゃるんですよ。そういう方のご意見を、結構総会なんかでお伺いするんですよ、要望を。なので、今回提案させていただきましたので、頭の片隅にでも入れていただければありがたいかなと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。

残りの質問は、明日7日に行うことといたします。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時50分散会

令和6年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和6年6月7日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年6月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
3番 上西 雅子君	4番 西村 尚彦君
5番 田中 光子君	6番 堀内 和義君
7番 新坂 哲雄君	8番 楠原 更三君
9番 堀内 義郎君	10番 内村 立吉君
11番 指宿 秋廣君	12番 山中 則夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君

高齢者支援課長	……………	杉下 知子君	農業振興課長	……………	山田 正人君
都市整備課長	……………	田中 英頭君	環境水道課長	……………	岩元 勝二君
教育課長	……………	島田 美和君	会計課長	……………	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方々への配慮としまして、議員の一般質問の開始時間を分かりやすくするため、各議員の一般質問の時間を質問、答弁合わせて50分以内とすることをお願いいたします。50分を超えた残りの質問部分については、その日の最後の質問者が終了した後に行うことができることといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申合せ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、上西議員。

〔3番 上西 雅子君 登壇〕

○議員（3番 上西 雅子君） 皆さん、おはようございます。発言順位5番、上西雅子です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、通告1の質問をいたします。放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてです。

この施設は、小学生が学校を終えた時間帯に遊びや生活の場を提供し、子供の健全な育成を図る場となっています。昨今、共働き家庭や独り親家庭が増加していることに伴いまして、ニーズは高まる一方となっていると思います。

そうした中、今、全国的に放課後児童クラブの利用待機児童が増加していることが問題となっています。親は子供を育てるために働きたい、しかし、子供の放課後の預かり場所が少ない、独りにしておくのは心配といった大変困っている親が多いとのこと。県内では、特に宮崎市がそうした深刻な状況にあることが、今年春のNHKの番組で取り上げられていました。

そこで、①の質問です。現在の町の状況はどうか教えていただけますでしょうか。

この後は質問席で行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 放課後児童クラブの待機児童について、町の状況をお答えいたします。

本町の放課後児童クラブは、直営の梶山と長田のクラブと民営クラブ以外は、3年生までを受理対象としており、4月1日現在で、12の直営クラブが、定員500人に対しまして登録者数は325人、9つの民営クラブが、定員318人に対して登録者数285人、全体で21支援、定員818人に対して登録者数610人であり、町ではクラブの待機児童は、いない状況です。資料5に掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 町は現在、待機児童はいないということですね。町の過去40年間の歴史の中でも、放課後児童への居場所の提供を県内でも先駆けて取り組み、手厚くやっているということを聞いたことがあります。そうした三股町のイメージは、これからも継続して維持して行ってほしいと思います。

それでは、②の質問に移りたいと思います。

私が関わりを持っている宮村小学校の児童を持つ親御さんから、「4年生になったと同時に、放課後児童クラブが利用できなくなって困っている」との相談を受けました。このことは個人情報事案ですので、この一般質問で最低限の情報をお伝えすることに対しては、ご本人から許可をもらっています。

お話を聞きますと、その世帯は独り親家庭で、子供さんも一人っ子です。お母さんは日中、仕事をしていて、別世帯に子供の祖母がいますけれども、この方も働いています。そうした状況ですので、預け先がどこにもなくて困っているとのことでした。宮村児童館に行くことはできますけれども、時間に制限があったりして利用しにくいとのことでした。

今、町長がおっしゃいました、要求資料の5を御覧ください。

放課後児童クラブは、各地域、各施設によって利用枠が異なりますけれども、町直営の施設は、梶山と長田以外は全て3年生までとなっています。

そうした状況について、子育て経験のある方に複数人、聞き取りを行いました。「4年生になったばかりの子供さんは、それぞれの成長の度合いが異なる。まだまだ大人の目が必要な子もたくさんいるのではないか」ということでした。また、「特に独り親家庭の子供さんは、放課後や休日に見る人が少ないために、やはり、社会的な支援が必要となってくるのではないか」との意見を多くもらいました。

こうしたことから、町直営施設でも子供一人一人の状況や状態に合わせて、利用枠を考慮することも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 子供一人一人の状況や状態に合わせて、放課後児童クラブの利用枠を考慮することが必要ではないかとのご質問にお答えいたします。

要求資料を御覧ください。上が直営クラブ、下が民営クラブというくくりになっております。

直営クラブでは、小規模特認校制度を導入し、かつ全校児童数が少ない、梶山と長田のみ全学年を利用枠とし、残り10支援は、一律1年生から3年生までを利用枠としております。

昨年実施いたしました「子ども・子育て支援に関するニーズの調査」の中で、就学前児童及び就学児童の保護者に対し、お子様について、小学校高学年（4年生から6年生）になったら放課後の時間——平日の小学校終了後です——をどのような場所で過ごさせたいかと、お尋ねをしております。

その結果、「自宅」と回答された方の割合が、どちらも72%と高かった一方、「町営の放課後児童クラブ」と回答された方の割合も、就学前児童の保護者が21%、就学児童の保護者が13%おられました。

このようなことも踏まえまして、ご質問いただいております、個別の状況や状態に合わせて利用枠を考慮することについては、今後、利用できるよう検討をしたいと思います。

また、現在のクラブ体制でお答えできることは、民営クラブは、全てが学校区を設けず、全学年を利用枠とし、学校までの迎えをするクラブもありますので、選択肢としてご検討いただけないかと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 利用枠のゆとりがある施設に限って、制限の緩和を考慮していただけるということではなかったのでしょうか。ありがとうございます。

私が相談に応じている宮村小学校の親御さんにとっては、大変ありがたいと感じるのではないかと思います。

我が町は、いい意味でお互いの顔が見えるサイズの地域だと思います。状況、状態に応じてサービスの利用枠を考慮していただけるというのは、そうした町の強みなのではないかと思っております。

先ほど紹介しましたように、独り親の家庭は、ごく一部ではありません。今、本当に、独り親家庭が増えています。私が「どうぞ便」など様々なボランティア活動を通して、若い方たちに出会う機会がありますけれども、相当数の独り親家庭があります。養育している親御さんは、自分が頑張るしかないという思いで、無理をしながらも本当に頑張っていると思います。しかし、子供の教育などについて、実は悩んでいるという方が数多くいらっしゃいます。

子供はどんな環境で育っても、すくすくと育つ権利を有していると思います。放課後児童クラ

ブのように、親以外の人たちとの関わりを持ちながら、社会性を身につけることができる場所、つまり、子供の居場所は、子供の成長にとってとても大切なところだと思います。

そうした流れで、③の質問に移りたいと思います。

考慮をしてくださった、放課後児童クラブの要件の緩和をしてくださったとしても、需要と供給の関係で、三股西小学校かいわいのような、放課後施設があふれてしまっているという地域があります。

こうした問題をなくしていくために、民間の力を借りるなどして、子供を地域で見守る体制をつくっていくことも必要ではないかと思っています。こうしたことについて、今後の課題や展望も含めて、意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） 「放課後児童クラブ」という枠にとらわれず、民間の力を借りるなどして、子供を地域で見守る体制づくりも必要と考える。今後の課題や展望について町の考えを、このことについてお答えいたします。

昨年12月に、こども家庭庁が定めた「こどもの居場所づくりに関する指針」の中で、「町はこどもの居場所づくりについて、こども計画に位置づけ、質・量両面から、こどもの居場所づくりを計画的に推進するもの」とされました。また、「民間団体・機関は、地域の実情に応じた取組を関係者との連携の下、実施し、地域住民は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される」とされています。

町では以前、地域からの要望を受け、山王原地域福祉センターに放課後の児童を受け入れるため、人員を配置し、児童館機能を持たせたことがありますが、なかなか利用に至らなかったということもありました。また、現在では、町社会福祉協議会が、国の、こどもの居場所づくり支援事業で、モデル的に放課後児童の居場所を開設されるような動きも出てきております。

今年度、こども計画に当たる、第1期三股子ども・子育て応援プランを策定いたしますが、子供の居場所についても、国の指針を踏まえ、地域の需要等、実情に沿ったものとなるよう策定委員会で十分協議し、計画に反映させてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 子供の居場所づくりを、こども計画に位置づけて、今後、取組や働きかけをしていくということですね。ありがとうございます。

三股町社協が取り組んでいる「よる学校」とか「ゆう学校」は、私も関わらせてもらっていますが、とってもいい取組だと思います。今後の、これからの希望を感じる取組だと思っております。

こうした取組が、もっと町内で増やしていけるように、行政からの働きかけや工夫も必要ではないかと思っております。私も、ほかの市町村で、民間でどんな取組があるかを調べてみました。

大阪市東淀川区では、一般社団法人が「しゅくだいカフェ」をつくって、それなりの大人がそれぞれの宿題を見てあげた後に、一緒に遊ぶ、ない遊びはその空間を一緒につくっているのだそうです。

そのほか、福島県会津若松市の「寺子屋キッズ21」とか徳島市の「ファミリースペース富田」など、新聞販売店が、昼間の暇になる時間を利用して、子供に居場所を提供しているとのことでした。これらの社会資源は、行政や地域の人たちの協力があって、成立をしている取組だということでした。

こうした民間のアイデアなどを活用しながら、地域の子供が生き生きと過ごすことのできる居場所を創設していくことが、子供たちの成長だけではなくて、地域全体の成長にもつながるのではないかと考えています。

そうした子育てしやすい町を、みんなで協力し合いながらつくっていければいいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

では、通告の質問2に移ります。町営住宅のありかたについてです。

まず、最初の質問をいたします。直近3年間の町営住宅の入居募集に対する応募の数とその結果について、状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 直近3年間の町営住宅の入居募集に対する応募と、その結果について状況を伺いたい質問にお答えいたします。

町営住宅について、直近3年間で61戸の定期募集を行ったところ、60世帯の応募があり、そのうち37世帯が入居に至っております。また、随時募集では、直近3年間で38世帯が入居しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） そういう状況が分かりました。

公営住宅の役割は、時代とともに変化をしていっていると思います。このような住宅が盛んに造られた昭和40年代、50年代は、景気とともに子供の数も増加し、ファミリー向けの住宅が不足していった時代だと思います。そうした中、家賃支払い能力のある所得階層を対象として、日本住宅公団などが設立され、住宅政策が執り行われたということでした。しかし、近年は、低所得者層や障がい者、高齢者などの住宅確保が難しい人たち向けに、この公営住宅の役割は変わってきているのだと思います。

三股町も例外ではないと思います。今、申し上げましたとおり、造られた時代からしまして、現在、入居の募集をしている町営住宅のうち、半分以上が3Kや3DKで、ファミリータイプとなっているのが現状なようです。

先ほどの答弁にもありました、資料を見ても分かりますとおり、募集に対して申込みをしても、毎年、入居に至らない人たちが相当数います。平均4割弱の人たちが断られて入居ができていない状況です。

私が見ている限りですけれども、町営住宅は空いている部屋がたくさんあります。ここから読み取れることは、今、圧倒的に増加しているのは、単身の方、特に高齢者ですね、そうした方が町営住宅に申し込むが、外れて入居ができない。しかし、ファミリータイプは募集しても、ファミリー世帯が応募をしてこないという現状だと想像しますけれども、そうした認識でよかったですでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 議員のおっしゃるとおり、単身の方の入居については、既に、もう埋まっている状態。今回、1戸空きがありまして、募集をかけておりますけれども、そこに、1つに対して3人の入居要望が来ております。ファミリー層に至っては、確かに、まだ空きのほうが多い状況になっております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） ありがとうございます。

現在、民間の賃貸アパートで生活する高齢者を、私も何人か知っています。高いアパートの家賃を払うには、年金だけでは足りないために、70代後半になっても、パート労働などで働いている人もいらっしゃいます。そうした人たちからは、「今は体が動くからいいけど、一たび病気や障がいになったら、このアパートには住めない。不安でいっぱいだ」という声をよく耳にします。

私は、町民がどんな状態になっても、住む家が確保できるように、将来に向けて住宅確保の整備が必要ではないかと考えています。

現在、町営住宅のファミリー向けタイプの部屋が長く空き家になっているところは、本当にもったいないなというふうに思っています。空かせておかずに、単身の人、特に高齢者の人に入居可能となるような要件の緩和が必要ではないかと思っておりますが、まず、その点について伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 単身高齢者も入居可能とできる要件の緩和が必要ではないかと

の質問に、お答えいたします。

現在、用途廃止予定団地を除いた管理戸数488戸のうち、単身者の入居が可能な団地といたしましては、中原団地、塚原団地、東原団地であり、合計116戸ございます。

このことから、単身高齢者を対象とした要件緩和の計画はありませんが、現在、世帯用住宅に空きが多いことから、単身者の入居を許可することも検討しております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） その答弁を聞いて、大変安心しました。どうぞよろしくお願いたします。

また、単身高齢者の増加が予想される将来を見据えて、住宅や設備の改修などの工夫が必要ではないかと考えます。

昭和40年代、50年代に建設された住宅は、今でもシャワーが設置されていない部屋が多くあるようです。ぜひとも想像をしてみてください。暑い夏にシャワーがない生活、入浴するたびに浴槽を清掃しなければならない身体の負担、水道・光熱費の負担、この令和の時代にシャワーをつけてほしいという願いは、決してぜいたくな願いではないと思います。

先ほどと分けて質問させてもらいましたけれども、高齢者などに対応した設備改修が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 高齢者も入居可能となるように、住宅設備等の改修が必要なのではないか、の質問にお答えします。

住宅設備等の改修については、老朽化した施設の更新や、エレベーターの設置など、現代の生活様式に合わせた大規模改修や一部改修も行う必要があるため、現在、単身向けの住宅設備改修は計画しておりませんが、公営住宅等長寿寿命化計画に基づき、住戸改善について検討してまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 本当に予算もかかることですし、すぐには、ばっと改修することはできないと思っておりますけれども、どうぞ前向きな検討、改修をよろしくお願いたします。

では、2つ目の最後の質問をいたします。

今後ますます独居高齢者が増加すると推察される中、町民の住宅確保についてどのように考えておられるか、町長のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今後ますます独居高齢者が増加すると推察される中、町民の住宅確保についてどのように考えているかのご質問にお答えします。

住居の確保は、人間の生存のために必要とされる衣食住のうちの一つで、大変重要な事項であることから、町では令和6年4月1日現在、12の町営団地に418戸の入居を確保しており、町民の生活支援に大きく貢献しているというように考えております。

議員のご指摘のとおり、今後、独居高齢者の増加が推測されますが、自宅で過ごしたいと思われる高齢者や、介護つき高齢者住宅またはグループホームなどを選択する高齢者もおられることから、需要と供給を勘案しながら、住宅施策を検討する必要があるというふうに考えております。

なお、住宅困窮者の相談があった場合等は、重層的支援体制整備事業というのがございますけれども、その例に倣って、対応、支援してまいりたいというふうに考えております。

今後引き続き、町民の住宅確保については、しっかりと対応してまいります。

以上、回答とします。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 今後、引き続き対応してくださるということですね。誰もが住みよい三股町のために、可能な限りの施策を講じ、一人一人がその人らしく生活できる町を一緒につくっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、通告の3つ目の質問に移りたいと思います。地域住民が互いに支え合える体制の整備についてです。

①の質問です。直近何年間かの公民館支部加入率の推移を教えてくださいませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 自治公民館の加入率の推移についてお答えいたします。

まず、自治公民館への加入情報を住民記録情報としてシステムに登録することはできませんので、行政で正確な加入率を算出することはできません。そこで、加入戸数については、自治公民館より毎年5月1日現在の加入世帯名簿を総務課に報告していただきますので、その数値を利用し、分母となる地域ごとの世帯数につきましては、10月1日現在の住民基本台帳の世帯数を利用して、平成25年、平成30年、令和5年の加入率を算出しました。

この数値を基に、加入率の推移について、ご説明します。

平成25年の加入世帯数は6,960戸で、加入率64.58%、平成30年が加入世帯数6,968戸で、加入率62.09%、令和5年が加入世帯数6,854戸で、加入率58.91%となっており、10年間で、加入戸数が106戸減少し、加入率で5.67ポイント減少しております。

ただし、加入戸数の推移につきましては実際に報告していただいた数値ですが、加入率につきましては機械的に算出した数値でありますので、実態よりかなり低い数値となっております。

原因としましては、施設入所などで空き家になっているところも、住民票があれば未加入世帯になってしまいます。また、二世帯住宅などでは、加入されていても、機械的には1世帯は未加入世帯と計算されるため、加入率は下がってしまいます。

ある程度、実態に近い加入率を算出するためには、各支部長さん方に未加入世帯数を調査していただく必要があり、平成30年に調査していただいたときには、機械的に算出した加入率より平均で20%以上高い結果となりました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 正確な数字ではないけれども、ということですね。ここに表れているということですね。分かりました。

ただ、やはり、ここにいる執行部の方も、私たち議員も、肌感覚で公民館加入率は低くなって感じているんじゃないかなと思います。そういうことに、ちょっと憂いを持って見ているのではないかと思います。特に私が住んでいる稗田地区なんかは、やっぱり半分が、もう入っていないというのは、何となく回っていて感じます。

あと、それだけではなくて、民生委員の成り手不足も同じだと思います。空きのある、成り手がいないというところが多いのではないかと思います。そこは、すみません。質問しません。通告していませんので。すみません。

要求資料7の、令和5年の欄を御覧ください。先ほど課長がおっしゃったところの欄を御覧ください。

1番の西植木地区は29.54%、2番目の前目地区は38.54%、私が住む稗田地区もついに40%を切りまして、「39.4%になったよ」と公民館長も嘆いておられました。

過去の一般質問で、何度かにわたって、楠原議員もその解消のために様々な提案をしてこられたと思います。私もこの現状に対して、どう考え、何をすべきなのかを思案しております。

こうして地域コミュニティへの参加者が減少することや、地域で支援が必要な人を地域で見守ってくださる人がいないことが、どんなマイナスをもたらすかを考えました。様々とあると思いますけれども、マイナスの一つに、災害が起こったとき、地域で互いに支え合う体制を弱めることになるのではないかとということです。

稗田地区の公民館長に、災害が起こったときを想定して、どう行動するつもりかをお尋ねをいたしましたところ、「そうしたことを見据えて計画を立ててはいるけれども、声をかけられるのは公民館に加入している人のみです」と。加入者以外も何となく把握しておく必要があると思っ

て、役場に話したところ、当然のことなんですけれども、「個人情報のために教えられない」と言われました」ということでした。

また、民生委員である私の母も、「地域にいる要支援者を把握しておきたいけれども、その人たちに身近の変化、引っ越しとか死亡、入院などがあっても、直接は情報が入らずに、自分から調査をしなければいけない。だから、大変もどかしい面がある」と、「災害が起こったときなどは心配だよな」というふうに話しておりました。

災害対策に必要なことは、自助、公助、共助と言われますけれども、その共助というところが非常に弱くなる可能性があると考えます。

「災害が起こったときに、役場がすぐさま対応し、住民の安全確認、行方不明者などの把握を行う」となっていますけれども、現実的に考えて、災害が起きてすぐに役場が全容を把握することは、到底不可能であると考えます。

地域の状態、状況を把握して、地域の要支援者にすぐさま手を差し伸べられるのは、地域のネットワーク、共助だと思います。今こうして平穩に過ごしているときは、「最近の若い人たちは、地域の輪の中に入りたがらないからね」と言って過ごすことができますけれども、災害時に「こんなはずではなかった」という状況にしてはいけないと思います。

先ほども申しましたけれども、これからますます独居高齢者が増加し、地域で支援を必要とする人が多くなります。障がいを持つ人たちの高齢化が深刻であるというふうに言われていますけれども、その家族の高齢化もますます深刻化しています。

そんな中で、南海トラフ大地震がいつ起こってもおかしくない状況であることが言われています。公民館の加入率が低く、民生委員も不足している、いわゆる共助が期待できない現状の中、その影響などをどうお考えなのかを伺いたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 公民館の加入率の低下が、地域の互助機能を弱体化することへの対策についてお答えします。

加入率の低下は、地域の互助機能を弱体化するとともに、地域と行政が一緒に取り組んでいる様々な事業にも影響を及ぼすおそれがあり、大変危惧しております。

本町の自治公民館制度が発足した平成4年頃は、自宅で葬儀を行うところも多くあり、住民同士の助け合いが色々な場面で必要でしたが、現在では個人単位で各種のサービスが受けられ、ネット社会の進展により情報も簡単に得られるようになってきており、自治公民館に加入する意義やメリットが薄れてきています。

一方、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、そして、今年の元日に発生した能登半島地震など、いつ、どこで大規模災害が起こるか、それに自分が巻き込まれるかは分からない状況で

あります。

そのようなときに一番頼りになるのが住民同士の絆、助け合いではないかと考えています。大規模災害時は、公的な支援や民間の支援もなかなか届かず、通信サービスも遮断されるため、地域の共助が重要になります。

この点から、町では自主防災組織の強化や防災士の育成に取り組み、これまでに13の組織ができています。その先駆けとして、今市自治公民館が自主防災組織に取り組み、防災訓練も毎年行っています。いざ災害が発生したときに、防災組織が十分に機能するように、日頃から住民同士の絆を構築するなど、様々な事業を開催するとともに、公民館報を発行し、住民が情報を共有できる仕組みをつくっています。

また、自治公民館では、令和3年度より令和6年までの4年間で、町内全ての地区で、大規模災害対策訓練を年次的に開催しており、倒壊した家屋から住民が人を救出する訓練など、消防局の全面協力を得て実施しているところです。

教育委員会では、このような取組が自治公民館の魅力化や加入促進につながると考えており、自主防災をキーワードに、自治公民館の活性化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 福祉課長。

○福祉課長（福永 朋宏君） この質問につきまして、福祉課から民生委員の成り手不足問題についての意見をお答えいたします。

民生委員の成り手不足問題は、令和5年6月定例会一般質問でも取り上げられました。本年4月1日現在、47担当地区のうち、山王原2名、中原1名、稗田1名が欠員となっております。

全国民生委員児童委員連合会が定める「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」では、災害発生時は、やはり最優先は自身と家族の安全確保とされておりますが、活動としましては、やはり、平常時からの備えが重要であるというふうにされております。

町では、高齢者支援課から民生委員・児童委員に、高齢者の災害時要援護者の現況を確認しながら、名簿作成をお願いをしておるところであります。民生委員・児童委員は、自治公民館加入の有無を問わず、各担当地域全体で活動されますが、欠員地域では、この名簿の現況確認がされていない状況です。これらの地域については、高齢者支援課でその作業を担わなければなりません。

そういったことから、民生委員・児童委員は重要な存在であり、そのほかにも在宅高齢者の生活支援、児童の健全育成、子育て支援、障がい者の自立生活支援など、幅広く地域福祉の推進、向上を担っていただくため、推薦については地域情報に詳しい自治公民館長に引き続き依頼をしていきたいと考えております。

そして、民生委員・児童委員の成り手不足は、全国でも問題になっておりますので、現状を国や県に伝えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） 教育課長のおっしゃった、自主防災の強化っていうのは、有効化ではないかなというふうに思いました。

民生委員の成り手不足についても、全国的な問題だと思いますけれども、そこを行政が穴埋めをするというところでも大変かと思えますし、本当の人と人とのつながり合いのところでの、ネットワークではないというところが、やはりマイナスなのかなっていうふうに思いました。本当に、その防災という観点から一つ取っても、そういう事態はマイナスであるというふうに思いました。

まず、公民館の支部加入率が低い地域は、この表を見ても分かるように、若年層が多い地域であることは想像ができると思います。

公民館に加入していない人たちの理由は様々ですけれども、私はアンケートは取っていませんけれども、私の知る限り、聞く話ですと、「会費が高いのが負担だ」というのが圧倒的に多いようです。その他、「支部長という役割が回って来ると、電球の交換の仕事が大変だ」というふうな声も聞こえました。あと、「仕事で家にいる時間が短いので、回覧板を滞らせて迷惑をかけてしまいそう」とか「近所の人から何となく干渉されているようで嫌だ」という声も聞かれました。

地域住民によるコミュニティが希薄になっていることは、全国どこでも言えることのようにです。

ただ、私がいた静岡県は、町内会って呼んでいましたけれども、比較的、加入率が高い地域が多かったように思います。

あと、三股町役場のOBで、一時期、熊本県の益城町の自治体で働いた経験のある方の話も聞いたんですけれども。そのお話と共通点があったんですけれども、その内容が、賃貸住宅に住む人たちも、大家さんが入居の契約時に町内会に入るように勧めていて、嫌って言わない限り、入らされておりました。

私もその経験があります。もしかしたら、静岡県が、いつ大地震が来るか分からないと、何十年も言われ続けた地域ですし、益城町も大地震で大きい被害を被ったところですので、そうした関係が、もしかしたらあるかもしれません。とにかく、私も何か所か賃貸住宅に住みましたが、あまり意識せずに、契約時から町内会に加入をしておりました。

これから起こり得る災害のこと一つ想定しても、共に支え合う地域を形成していくためには、地域コミュニティの存在はとても大切だと思います。公民館に加入することは、もちろん強制であってはけませんけれども、その必要性を町民に周知できるような工夫が必要だと思います。

あくまでも例えばの話ですけれども、この通告の質問のように、民間の賃貸住宅の大家さんにその必要性を伝え、ご協力を頂けるような声かけをしていくことも必要ではないかと思いますが、そのあたりの意見を伺えますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 今のものは、③ですね。

○議員（3番 上西 雅子君） ③です。はい。

○議長（指宿 秋廣君） 言ってもらわないと。

○議員（3番 上西 雅子君） ③です。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 不動産管理事業所等を活用した公民館加入についてお答えしたいと思います。

総務課行政係が所管する町民室では、公民館支部加入の促進の一翼として、支部加入推進員2名を配置して、対応しているところでございます。

事務の推進におきましては、館長、支部長へ転入者の状況提供を承諾されない理由について聞き取りを実施しております。令和5年度に最も多かった理由は、「賃貸等の入居のため」であり、過去の実績からも同じ傾向が引き続いている状況にあります。

このことを踏まえ、平成27年度から、三股町自治公民館連絡協議会、都城宅地建物取引業協同組合、三股町と自治公民館への加入促進に関する協定を締結しているところでございます。

令和元年度には、都城宅地建物取引業協同組合の研修会へ参加しまして、公民館加入促進に向けた取組について、発表をさせていただいております。

都城・北諸県圏域の事業所の窓口にも、三股町独自の加入促進パンフレットを配置していただき、加入促進に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、ここ数年の状況を確認していないことから、三者間による協定内容の再確認、そして、現状の認識等意見交換会を企画し、今後の対応の参考にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 上西議員。

○議員（3番 上西 雅子君） いろいろな取組、工夫をされているということで、安心をいたしました。引き続き取り組んでいただきたいと思います。

町の歴史の中で、公民館の在り方、民生委員の在り方は変わってきていると思います。そんな中でも、今こそ、それらの役割は重要性を増していると考えます。どうすれば広く町民が関わることができるのか、もっと真剣に考えるべきだと思います。

「住民自治の組織だから各公民館に任せる」という態度ではなく、今こそ住民同士の支え合い、

共助、互助が必要だと思えます。行政も力を貸していただき、地域住民が互いに支え合える体制の整備を、ぜひ、押し進めていっていただきたいと思えます。

そのことを要望いたしまして、私からの一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（指宿 秋廣君） これより11時まで本会議を休憩します。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位6番、中原議員。

〔2番 中原 美穂君 登壇〕

○議員（2番 中原 美穂君） 皆さん、こんにちは。発言順位6番、中原美穂です。通告に従って質問していきます。

先月、ロータリー国際大会がシンガポールで行われました。私も国際大会に参加し、行政と住民の関わりについて様々なことを学び、考えさせられる機会を得ることができました。

シンガポールは1965年に独立し、土地も小さい発展途上の国でした。独立時は資源も財源もない状況から、約60年をかけて飛躍的な経済成長を遂げた国であります。シンガポール政府や国民の努力があってこそ、成し得た結果であると思えます。また、シンガポール政府の政策はしっかりと管理され、徹底されています。助言に従い、外国人や住民は行動しなければなりません。その政策こそが仕組みとなり、住民の住環境を守り、支えることにつながっています。

私たちの三股町も、他国の成長を成し遂げている地域や、人々のよい取組を積極的に取り入れ、変化していくべき時期に差しかかっているのではないのでしょうか。町民の生活に直結する問題の一つを、今回の議題として質問させていただきます。

自治公民館未加入者による、ごみ捨てに関する問題です。

三股町は人口が増加傾向にあり、新築や貸家等も増えている状況です。その一方で、ごみ捨てに関して、自治公民館加入者や未加入者の双方から相談を頂いております。

2022年、神戸市にて、住民トラブルから裁判に発展した事例がございました。「自治会非加入で、ごみ捨場の利用制限は違法なのか」という内容でした。最高裁まで舞台が移った住民トラブルでした。その判決では、ごみ捨場の利用を制限することは違法とのことでしたが、判決文には、違法の理由として、「ごみ捨場の管理は行政サービスの一環である」との記載内容でした。

ごみの収集場所における住民トラブルは、自助・共助の枠を超え、社会問題化しています。このような住民トラブルは、円滑な地域活動や自治会活動にも影響を及ぼしかねません。今後の支

部加入課題は、処置を含め検討していくべき時期に来ていると思います。

三股町として、自治会のみ責任問題にするだけではなく、ごみ処理条例等を制定する必要があるのではないのでしょうか。町長のご意見を伺います。

残りの質問は順次、質問席にて行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ごみ減量・資源化・ごみ処理問題・支部加入・公民館についての①で
ございます。

その中で、ごみ処理条例等の制定の質問についてお答えいたします。

町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づきまして、三股町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年12月25日条例第22号）でございしますが、及び条例施行規則を制定いたしまして、町の責務、町民の責務、事業者の責務及びごみステーションの設置申請等を規定しております。そして、一般廃棄物処理実施計画を毎年定めているところでございます。

この条例によりまして、町の責務としては、町内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないように、廃棄物の適正処理等に努め、廃棄物を収集し、これを運搬し、及び処分しているところでございます。そして、町民の責務として、「町民は、廃棄物の排出抑制に努め、排出に当たっては、廃棄物を分別し、廃棄物の適正処理に努めなければならない」。また、「廃棄物の適正処理の施策に積極的に協力しなければならない」とあります。このほか、ごみステーションの管理、ごみステーションの設置申請等についても規定があるところでございます。

このように、ごみ処理に関する条例及び施行規則が既にありますので、新たな条例等は考えていないところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

令和2年12月の答弁に対して、「地域住民10軒程度が集まり、収集場所の申請書を提出することで、ごみ回収が可能となる」との提示がありましたが、状況を教えてください。

また、町民の捉え方によっては、自治会が行ってきた活動に疑問を呈することになりかねません。自治会の存続という問題も出てくる可能性があると感じています。

令和2年12月の答弁でも、町内の414か所のごみステーションは管理されており、今もなお増加傾向にあると思いますが、自治会未加入世帯の10軒程度が集まるというものは現実的ではないと感じますし、果たしてこの方法が適切であるとお考えなのでしょうか。また、申請書方

式は現実的に妥当でしょうか。お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ステーションの設置の申請状況についてお答えいたします。

令和4年12月における、ご回答をさせていただいたところとなりますけれども、家庭から排出されるごみの集積場所となります、ステーションの設置については、おおむね10世帯以上がまとまった区域ごとの申請に基づいて、町はごみの集積場所として指定ができるということでございます。設置の申請状況といたしましては、令和3年度から5年度の3年間で1件となっているところでございます。

家庭から排出されるごみについて、ステーションに集積をして収集を行うという方式に当たっては、地域の環境を保全するという観点からも、また、家庭からのごみの適切な排出がなされるような推進のため、集積場所の適切な管理また保持のしやすさなどの面からも、ステーションが一定程度の複数戸数がまとまって、その区域ごとに設置される構成というものは、適したものであると考えているところです。

集積場所をステーション方式とする上で、現在のまとまった区域、まとまった世帯ごとの連帯に基づく申請を頂くという方式については、妥当なものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 自治公民館加入者が10軒ほど集まり、ごみ捨場を増やすことは、回収場所が増えることも考えられ、衛生面の心配もあります。土地の問題や清掃、悪臭や景観問題、自治公民館からの苦情等につながり、住民間のトラブルに発展することになると思います。自治公民館加入について知識のない方、若い世代、引っ越しをされてきた方等の未加入者が増えているのが現状です。

また、三股町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）令和3年3月、都城・北諸ブロック、ページ67にて、「三股町においては地域による収集頻度等の差異はないものの、今後は高齢化の進行によりごみの集積所までの排出が困難となる家庭が増加していくことが予測されることから、これらの家庭に対する排出補助や収集方法について検討を進める必要がある。」と記載されておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

議員、今、ご紹介いただきました、一般廃棄物処理基本計画については、都城市と共同で都城・北諸ブロックということで、令和3年3月に策定をさせていただいております。

こちらの内容に、今、ご紹介いただきましたとおり、各ご家庭からの集積場所、つまり、ごみ

ステーションまでの排出が困難となる家庭が増加していくことへの懸念の指摘をしております。

こちらについては、実際の収集方法については、集積に係る管理は、これまでどおり、各ステーションを利用される皆様方の適切な管理をお願いしたいというところ、それから、個別具体的に、高齢者への心配も指摘しておりますけれども、こちらについては、現在、高齢者支援課のほうで具体的な事業として支援が行われているところもございますので、その部分について、高齢者支援課のほうで回答をさせていただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（杉下 知子君） 高齢者のごみ出し支援についてお答えいたします。

令和3年度から、町社会福祉協議会に委託している、在宅高齢者軽度生活援助事業のメニューとして、ごみ出し支援を行っております。

対象者は、独り暮らしの方、高齢者のみで構成される世帯の方、同居者が障がい者のために援助してもらえない方のいずれかに当てはまり、町が行うチェックリストに該当する方です。利用料は1回100円で、町が別途500円を負担しております。令和3年度が2名、4年度が3名、5年度が6名の方が登録されています。

支援者につきましては、主に地域の方に担っていただいております、現在は4名の方に支援を頂いております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に参ります。

前回答弁にて、「ごみステーションの管理に要する経費を徴収するということは考えていません」との返答がありましたが、町民同士のトラブルが多い状況を踏まえ、町としての方針、解決策を示す必要はないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ステーションの管理に関する町としての方針についてお答えをいたします。

こちら令和4年12月にお答えさせていただいた内容でございますけれども、家庭から排出されるごみの集積方法につきましては、住民自らがごみステーションを設置し、地域社会における相互協力の下で管理をしていくというやり方が、全国で普及をしております。

本町につきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、三股町一般廃棄物処理実施計画の中にもありますけれども、ステーション方式を採用しております、現在、戸別方式は行っていないところであります。

ステーション方式による集積、収集が円滑、良好に継続されるためには、ステーションの設置、

ごみの出し方、維持管理、それぞれが適切に行われる必要があるというふうに考えております。

ステーションの設置につきましては、設置場所や設置内容を、利用される皆さんが互いに話し合っ、各自治公民館や支部それからステーションを利用される方々など、住民同士のいわゆるコミュニティが、設置申請、設置場所の整備などを行っていただく必要があるというふうになっております。

また、ごみの出し方、維持管理につきましては、ステーションを利用する側の役割として、分別やごみを排出する日時などルールをまず守っていただくということ、それから、ステーションの自主的な清掃活動、自主的な管理に参加をしていただくなど、地域の環境美化・維持に努める意識を持っていただくことが大切なこととございます。

自治公民館や支部、ステーションを利用される方々など、住民同士のコミュニティの役割としては、ステーションを設置していただいた後、ごみ出しルールを守っていただくための呼びかけであったり、ごみ当番を設定していただいたり、設置及び維持管理において、基幹的な役割を果たしていただいているところです。

町内に現在421か所、ごみステーションがございますが、そちらにおける集積、収集が円滑、適切に運用されるよう、町としては、住民からのお尋ねに対しては、相談なども含め、個々の設置や運営状況なども勘案しながら、助言や対応を行っているところです。

家庭から排出されるごみは、全ての家庭が関係し、日常生活に非常に身近な事項でございます。今後も、住民同士のコミュニティに基づく、ステーションを基盤とする集積の円滑、適切な運用によりまして、収集、運搬につないでいくという方式が継続されるよう、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 住民トラブル、地域コミュニティ崩壊につながるから、行政がしっかりと考えていくべきではないのでしょうか。

また、引っ越して、紹介して「公民館にお話ししてください」というふうに依頼していると思うんですけど、町としての解決策を定めなくてはならないと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 今、議員がおっしゃったとおり、転入の方ですとか、ご案内をさせていただくときには、皆さん方のごみを出す場所について、ご相談があった場合は、お示しをしまして、「この地域の一番近いごみのステーションの場所はここになります」、管理をされている団体あるいは管理をされている方、代表の方などのご紹介をして、そちらにおつなぎをす

るようにしております。

現在、421か所と先ほど申し上げましたけれども、ごみステーションそれぞれの管理をされている皆さん方の、これまでの長い努力と工夫があつて、そういった基盤が整っているところです。それぞれの在り方、ありようというものは、その管理の在り方、ありようを皆さんで決めていただいているという前提がございますので、そちらのほうとよく相談をしていただいて、ごみが集積場所としてステーションを利用できるように、ご案内をしているということでございます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 管理が様々なのでトラブルが起こっていると思うんですけれども、それを町で一つまとめていく、三股町は、このごみに関してを、例えば、ごみ税をつくり、全世帯から徴収し、考えていけば、もめごとがなくなるっていうふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

一律に徴収はできないかというお話だと思います。前回のお答えをさせていただいたところですけれども、町としては一律に徴収をするということは考えておりません。

繰り返しになりますけれども、管理をしていただく皆さん方の長年の努力によって、基盤が整っているのです、それを地域の皆さんのお考えを尊重をしていくというような基本的な考え方になります。一律での徴収というのは考えていないところになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） その「考えていない」という結果が、今もまたトラブルの元になっていると思うので、今後、検討していただいで、ごみステーション管理に必要な経費を自治会に頼るのではなく、町が公民館の補助金として支出する等のお考えは検討されておられませんか。お聞かせ願います。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

ごみステーションの管理の経費について、現在、町のほうから支給はしていません。そちらを今後、徴収を一律に行つたお金を、各管理する皆さんに支給するというようなことも考えていないところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 令和3年3月に、三股町一般廃棄物処理基本計画、ページ97が施行されています。「収集・運搬に関する計画。ごみの収集・運搬は、適正処理及び再資源化を図るうえで、重要な段階であり、ごみの排出者の理解と協力を得ながら、住民サービスの向上を目指し、ごみの排出形態や分別排出の徹底、ごみの収積所管理の適正化等を図っていく。」、ページ98、ごみ収積所管理の適正化では、「ごみ収積所の悪臭等の発生は、近隣の民家や周辺住民に多大な迷惑を及ぼす為、これらは、ごみの排出者におけるマナーや意識に関する課題であり、管理の適正化を図っていく。」と記載されておりますが、行政機関として、どのような政策、施策、管理にて適正化を図っているのでしょうか。現在の状況を教えていただき、もし政策、施策があり周知されているのであれば、どのような形で町民の皆様へ伝達し、周知されているのかを教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） 今、議員がご紹介くださいました、同じように、処理基本計画の中にうたってあることとなります。具体的にどのような周知がなされているかというお尋ねだと思います。

現在、ごみカレンダーを各戸に配布をいたしまして、排出の時点での適正化をお願いをしているところです。それから、町のホームページ等での広報を行っております。それから、場合によっては、地区や支部、ごみステーションを管理されている団体の皆さんから、「ごみカレンダーを余計に欲しい」というふうに言われております。そういった場合には、行き渡らないところにお配りを頂いたりということにも使っていただいているということで、町としては、周知を進めているというところでございます。

以上となります。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 先ほども申し上げた、「10軒集まって申請すれば、ごみの集積所を設けることができる」とのことですが、申請しての認可するのは町ですが、認可基準はあるのでしょうか。「管理の適正化を図っていく」と記載がありますが、適正な場所や管理に関しては、審査対象の基準が曖昧です。明確な基準があるのでしたら教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ステーションの申請があった場合の基準についてのお尋ねだと思います。

町のほうでは、ステーションの申請があった場合には内容を審査しまして、一定程度の基準を満たしているかというようなところを、総合的に判断をして、承認をするということになります。内規として基準を設けて、それに沿って判断をさせていただいているということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 一定の基準とはどのような基準でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） お答えいたします。

先ほどご説明したとおり、ステーションの管理、運営といったところが適切になされるかどうかというところです。設置場所の申請ですので、場所の形態がどうであるかとか、管理、運営の方法がどうであるかといったところを見ていくということになります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 紹介してトラブルが起こっているのだから、町として解決策を定めなくてはならないと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩元 勝二君） ごみをステーションに出されるときに、管理をされている団体あるいは管理をされている方々と、十分に相互理解を進めていただくというのが、現在のステーション方式の維持には欠くことができないと思っておりますので、そちらを十分深めていただくように、こちら側として、相談や助言といったものに応じていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） では、次の質問に行きます。

今回の課題は、ごみステーションの利用というだけの問題ではなく、住民トラブルにも発展しかねない、地域コミュニティ問題であると捉えています。各地区にて自治会活動への加入者離れが深刻化していますが、三股町の現状を踏まえ、どのようにお考えでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 公民館への加入離れが進む現状についてのご質問についてお答えいたします。

本町には30の自治公民館がございますが、加入状況は地域によって様々であります。アパートや貸家が多い西部地区は、加入率が低い状況であります。東部地域の公民館では、加入率が高いものの高齢者世帯が多いため、加入世帯が年々減少している状況にあります。

館長さんからは、「若い世帯に地域の役員をお願いに行ったときに、役員を引き受けられないので、脱退される事例がある」とお聞きしています。公民館加入を強制することはできませんので、大変難しいところではありますが、今後も自治公民館連絡協議会と連携を図りながら、自主

防災組織としての役割などの自治公民館活動の大切さをアピールするなど、加入促進に向けた取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 自治会加入者が減少傾向にある中、住民間の摩擦が生じるケースが増えているとのこと、災害時も困っていくと思っておりますが、町としての対策含め、検討しようとは思われませんか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 自治公民館の自主防災組織としての役割といった点から、加入促進に向けた取組をしていきたいということで考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 1階に、移住者に関する説明をされる場所もありますが、「その件に関して、自治会へ話してください」と説明するのはなぜでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

○議員（2番 中原 美穂君） 1階に、移住者に関する説明をされる場所もありますが、「その件に関して、自治会へ話してください」と説明するのはなぜでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長。

○総務課長（白尾 知之君） 今、議員がおっしゃったのは、1階の戸籍の前にある町民室、こちらのほうで、転入者に対して円滑に、スムーズにその地区の状況等が分かるような形で説明をさせていただき、また、支部加入の推進等役割も担っておりますので、その辺の説明をしているところでございます。

内容につきましては、転入者は戸籍から町民室のほうに案内をしていただきまして、お住まいの場所、そちらを確認させていただきます。そこでの地区公民館の活動内容と、また館費が幾らとかそういった公民館から提示されている活動、館費等の内容等を説明させていただきます。その中で、ごみの問題とかあると思いますが、それについては「ごみステーションは、こういうところにあります」と、そういった説明をさせていただいているところでございます。

また、支部に加入する、しないについては、やっぱり本人の意思確認が必要でありますので、それについては、あくまで推進という立場で、「個人情報として、その地区の支部長もしくは公

民館長に情報を提供させていただいてもよろしいでしょうか」という確認を取った上で、承諾があれば、公民館長そして支部長に連絡をいたします。「こういう方々が今回、転入されました」と「連絡先は、こうこうです」という形で、公民館長、支部長にはつなぐという形になります。また、転入された方につきましては、逆にまた、公民館長、支部長の連絡先を教えるという中で内容となっております。

全てを、その公民館長に任せるということは全然考えておりません。そちらの話合いの中で、判断していただくという形になります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 町として、公民館とは共同体でいる認識でおりますが、加入者離れが起きている今、町と公民館の関係はどのようにお考えなのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 自治公民館組織は、住民が協力し、住民の創意と工夫により、明るく住みやすい地域づくりを目指す組織であります。

以前は、自治会とか町内会とかいう名前がありましたが、宮崎県公民館連絡会では、昭和47年の総会で、これを自治公民館と総称することを申し合わせております。

自治公民館では、やはり皆様の創意と工夫ということで、この町をつくっている一員として組織されていると考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 自治会が機能しなくなった地域に、町はどのような支援をしてくお考えなのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○議長（指宿 秋廣君） 本会議を再開します。

中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 今後、人口減少や自治会に加入離れが多くなって機能しなくなった地域に、町はどのような支援をしていくお考えなのでしょうか。教えてください。

○議長（指宿 秋廣君） 総務課長か町長が答えないとしょうがない。町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 自治公民館の加入者が減っていくっていう、これは宮崎市の例ですけども、この6月5日の宮日に載っていました。宮崎市のほうでも自治公民館の加入率が50%

を切ると、もうそういうところで、新たに自治会加入促進検討会というのを立ち上げて、どうやったらこの自治公民館の管理率を引き上げられるかと。

自治会というのは、本当に、登下校や、高齢者の見守りとか、自主防災組織の活動、ごみの集積所、防犯灯の設置、管理など、地域の生活に密接に関係する組織でありますので、町としましては、本当に自治公民館と連携しながら、まちづくり、地域づくりをやっていきたいというふうに考えています。

自治公民館のほうで、例えば、大八重のほうは7人ぐらいしかありませんけれども、世帯数が。そういうところは合併ってというような形で、大野と合併とかそういうのも考えられるんじゃないかなというふうに、組織を大きくするというのも考えられる。

ただ、自治公民館をなくすということは全く考えていません。それについては、どうやったら、やっぱり、町民の方々が地域の中でいろんな組織活動、そしてまた、いろんな絆をつないでいくのか、そういう意味合いでは非常に重要な組織でありますので。今、言われるごみの問題もそうです。そういう意味合いでは、この組織の加入率の向上に向けて、自治公民館連絡協議会また各自治公民館長さんとの連携を図りながら、地域を盛り上げていくその努力はしたいなと、今でもしていますけれども、そういう努力をしていきたいなというふうに考えております。

今、ごみの問題について、いろいろとお話がありました。これについては、もう本当、我が町の問題だけではなくて、全国的な問題なんですね。これは2022年の国立環境研究所が発表したところのアンケートでございますけれども、どこの町でも、このごみの問題というのは、非常にトラブルの原因になっておるといふようなお話でございます。

そして、7割の自治会が自治公民館未加入者には、そのごみの収積所ステーションの利用を許可していないと。そして、その方々は、未加入者については、未加入者の方々が、町が指定しているというのは、「クリーンヒルみまた、そちらのほうに持ち込んでくださいね」というようなことで、相談があったときにはお話をしています。ただし、やはり、自治公民館の中で未加入者がある程度固まれば、その人たちの責任の下に、このステーションの許可というのをしているところでございます。

ただ、やはり、ごみの収積所は、自治会のほうで管理していただくということで、皆さん、ごみを出すわけですから。やはり、それが一つの、この自治公民館加入のきっかけにもなっていくんじゃないかなというふうに思います。

また、あるところでは、その自治公民館に加入していないけれども、ごみステーションにどうしても出したいという方には、ごみの管理料といえますか、幾らかお金を出して自治公民館の許可を得て、あるいは支部の許可を得て、ごみを出しているというところもあります。

そういうふうに、いろんな取組はございますけれども、先ほどから言われた自治公民館の加入

率が低くなっていく、それについては真摯に取り組んで、自治公民館は重要な共同体でございますので、町としましても連携しながら、存続、維持向上に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 行政は、このような身近な問題の関与に関して及び腰で、大半が住民同士で話し合っ解決するよう求める対応となることが多いと感じています。住みよい町を標榜している三股町として、今後さらに、地域コミュニティの中心である自治会の役割は大きくなると考えています。

自治会支援、軽減負担、住民トラブル回避の観点から、また、人口減少の進む日本で、将来的に三股町の存在価値を示していくためにも、思い切った政策を取る分岐点であると考えますので、どうぞよろしくをお願いします。

では、次の質問に行きます。

現在の自治会、公民館活動に関して、特に公民館長の負担が大きく、地域での改選のたびに成り手の確保に苦心していると聞いています。また、高度経済成長を支え、自治会制度を支えてくださった先輩方も高齢となり、活動全般が縮小傾向にあります。自治会が担ってきた、地域と行政をつなぐ役目も難しくなっているのが現状です。

このような状況を踏まえ、より近い形で、行政が地域の現状や問題を吸い上げ、住環境を整えるためにも、各地区公民館の分館に、町民相談窓口の配置等を検討することはできないのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 各地区公民館の分館に、町民相談窓口の配置等を検討することはできないか（ごみ処理・交通安全・地域の活動説明等の窓口を含む）とのご質問にお答えをいたします。

地区公民館は、行政が設置、管理、運営する施設であり、社会教育法で規定されております。公民館の目的は、「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とうたわれております。

町では、行政改革の一環として、平成17年4月に地区公民館制度を廃止し、新たに中央公民館の下に9つの分館を置くこととし、中央公民館長——こちら教育課長と兼務でございますが——を中心に、自治公民館と連携しながら、生涯学習の普及・啓発事業に取り組むことといたしました。

各地区分館に相談窓口を配置しても、分館だけで自己完結することは難しく、役場への相談内容の取次ぎとなり、相談者にとってはスピード感に欠け、非効率となる場合がございます。直接、役場窓口で相談することが効率的で生産的であるというふうに考えており、ごみ処理や交通安全、地域の活動などについては、それぞれの担当課にご相談を頂きたいと考えており、各地区分館に職員を配置することは考えておりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 窓口は紹介するだけではなく、公民館活動の補助を含め地域の住民への対応全般を担うことはできないのでしょうか。お伺いします。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいま、ご質問がありました、ここのごみ処理の問題を中心とした、自治公民館の中でのルール、それぞれの決まり事、そういったものが自治公民館は、先ほど教育課長からも答弁がございましたとおり、住民がつくる、住民による、住民のための自治を行う、あくまでも公民館組織であるという基本原理に立ち返り、行政側が多くを干渉し、また、関与していくことはあまり望ましくないという観点から、それぞれ自治公民館で抱える課題については、その自治公民館でルールを決めていくということになるかと思えます。

ただ、それぞれ役場の中で、それぞれのごみ処理については環境水道課であるとか、交通安全については総務課であるとか、それぞれの窓口は、きちっと設置をしてございますので、それぞれの案件ごとに窓口にご相談を頂ければと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 中原議員。

○議員（2番 中原 美穂君） 慣例であることは理解できますし、今までの枠組みの中で運用していることも認識しています。ただ、現在は自治会未加入、支部未加入の流れが加速していることも事実です。ステーション利用料のみ支払えばよいという風潮がありますが、ますます支部への加入者離れが生じ、各公民館として、行事などの遂行は困難となるおそれもあります。

各地域で行われている伝統芸能や様々な文化芸術の展開、継承に危機が生じている可能性も考えられます。様々な変化に現行制度や慣例が対応し切れない現実があると思えます。

町民が暮らしやすく、活気あふれる地域にしていくためにも、三股町として、管理の一元化もしくは体制のルール図りが急務であると考えます。本町だけでは解決しにくい状況であれば、民間企業との連携等も視野に入れ、地域の価値や住民満足度の向上に向け、ぜひともご検討をよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

.....
○議長（指宿 秋廣君） これより昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午前11時46分休憩

.....
午後1時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、楠原議員。

〔8番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（8番 楠原 更三君） 発言順位7番、楠原です。通告に従って質問してまいります。

まず、1番目の合同会社みまたに関して伺ってまいります。

去る3月定例会終了翌日に、合同会社みまたへの3,000万円貸付事業のことが宮日新聞の二面に大きく掲載されました。それだけこの事業は注目度の高い事業であると思っています。また、執行部からは、国との関係上、急ぐ必要があるとの説明をこれまで受けてきている事業でもあります。

3月の定例会では、この3,000万円貸付事業についての内訳と使用内容についての具体的な答弁も受けております。新年度になって正味2か月経過いたしました。この事業のその後が気になっています。進捗状況を伺います。

あとは質問席から行います。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 合同会社みまたについて、3,000万円の貸付事業の進捗状況ということでのご質問であります。

これについては現在、合同会社みまたと五本松交流拠点施設推進室が連携し、推進していますので、担当課長のほうから詳しく説明していただきます。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 現在、五本松交流拠点施設推進室では、まちづくり合同会社より5月23日付で資金借入申請書を受理し、三股町地域密着型官民連携による、まちづくり事業資金貸付要綱に定める目的、貸付条件などを三股町交流拠点施設整備事業推進本部会議において、慎重に審議した結果、適当と認められました。

また、当初予算可決後に本格的に着手しました合同会社三股の人員体制構築に関しましては、当面の間、職務執行者である石崎副町長が合同会社みまたの事務局長を兼務することとし、その他の職員については合同会社のほうで適任者と思われる複数人の方々と面談し、協議を進めてま

いました。

今月から直接雇用で1名の職員が勤務を行っております。また、町といたしましても、町職員を研修派遣し、専門的・技術的な事務に従事させることにより、知識及び技術を習得し、民間の経営感覚を身につけさせることはできないかと協議を重ねてまいりました。

協議の結果を受けまして、合同会社で雇用する職員と時期を合わせて町職員1名を研修派遣することとしたところです。さらに、企画運営を中心的に行う正規職員や、経理や庶務的な業務に従事するパート従業員を現在募集しております。

町といたしましては、6月中に第6セクターPFI事業実施方針を公表し、今後、個別対話や第6セクター候補者の指名などに移っていく計画です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） メモが追いつかなかったんですけれども、3月議会のときには4名分の人件費と具体的に出ておりましたけれども、今言われた副町長とか職員1名とか、この人たちはこの4名分には入っていないんですか。確認します。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 4名の人件費につきましては、事務局長及び事業推進係と総務経営係、この2係と事務局長を想定しておりました。

先ほど申しあげましたように、事務局長については石崎副町長が兼務をし、1名の町職員については研修派遣となりますので、現在、直接雇用を行っている1名の人件費が今この4名分の人件費に当たるものと考えております。

そして、今現在6月1日付の回覧で募集をしておまして、6月20日締切りで今、正規職員を1名、パート職員を1名、2名の募集をかけております。この方たちが今現在お問合せ、履歴書等も順次届いている状況ですので、これを考えますと直接雇用が1名、そして今から雇う正規職員が1名、パートが1名、これで3名になります。そして、町から研修派遣している職員が今1名いるというような計算になります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今の話でいきますと、今取りかかったのは資金借入申請が終わって、そして人員の構築を行っているというのが一番のようなんですけれども、あとの質問にも関係するんですが、地域商社的性格を帯びたものとするというのは以前の3月定例会でも聞いておりますが、その地域商社がどの程度の内容を含んだものになるのか、これはこの人員によって大きく変わると思うんです。どういう人員を採用するかと。

採用する人員によって内容が変わるのか、もともとこういうものをしたい。だから、こういう人員を募集するという、どちらなのでしょう。伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

昨年3月にお認めいただいた内訳の人員費4名、こちらにつきましては五本松交流拠点施設整備事業に関わる職員というふうに認識をしております。

一方で、ふるさと納税推進業務及びゼロカーボンシティの民間へのPR、普及活動、こういったものも将来的に合同会社に担ってもらおうということでご答弁をしておりますが、この業務に関わる人員については今のところまだ配置はしていないという状況です。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） といいますと、今の答弁でいきますと地域商社に関わる業務について、担当するような方の募集は今のところはないと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 五本松交流拠点施設整備事業以外の事業についての雇用については、まだ進めておりません。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よく分かりました。我々は先ほども申し上げましたけれども、国との関係上、急ぐ必要があるという説明をずうっと受けてきておりますので、とにかく早くこの3,000万円を生かせるような体制を取っていただきたいと思っておりますけれども、めどを今どれぐらいに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 企画商工課長。

○企画商工課長（鈴木 貴君） 当初予算を頂いて4月から早速着手をしております、数名の方と面談が4回、5回と続いております。

議員おっしゃるように、翌日には新聞にも出て非常に関心も高い事業だというふうに認識しております。一日も早く人員体制を構築し、前に進めていきたいと思っております。

現在、6月20日締切りの方が今現状としては2名の履歴書が届いておるというふうに伺っておりますので、この方々が7月から来られるのか、8月から来られるのか、詳細の面談等は行っていないところですので詳細にはまだ出てきておりませんが、早い段階で人員構築をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 事務局長を副町長が兼ねられると聞きましたけれども、ここでそういうことについて副町長に聞くことは可能なのでしょうか。よろしいんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

体制として動き始めるのは、いつ頃をめどに考えられていらっしゃるか。今、6月20日締切りで募集を締め切って、それから人員が確定するんでしょうけれども、目安として、いつこの体制が始動をすると想定されているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） お答えいたします。

まず、1名直接雇用しておりますので、もう体制としては動き始めているというふうを考えております。その方は民間企業でのいろいろな経験を積んだ方でいらっしゃいますので、今はまず会社を実際に運営していくための重機の手配とか、あるいはロゴの関係とか、そういったものをやっていただいております、それが終わったら実質的なところ、町が6月中に公表する方針であります第6セクターPFI事業実施方針を受けて、まちづくり会社としての提案を検討していきたいと思っています。

そのためには今回、町から1名研修派遣をしていただきましたので、当面はその職員と2人で実質的なところを早めに回していくということで考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 単純なことですけれども、事務局の場所はどこにあるのでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） 場所といたしましては、「あつまい」の1階になります。奥まったちよっと会議室のようなところがございますので、やはりあちらにはふるさと納税推進室もございますので、そういった町の関係の業務とは一応区分するというので、その会議室の中をまちづくり会社の執務室として使用しております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） とにかく急いでいただいて、全体像が一日も早く町民の方々に示していただけるように——示していただいてから、いろんな意見が出てくると思うんですよね。現時点におきましては、その全体像がはっきりしていない。したがって、議論の余地がないというのが現実的なところだと思うんですけれども、まだ取りかかったばかりではっきりとした方向性、具体的なそういうものはないように感じているんです。

私も、あちこちでこのことについて会合等で聞かれまして説明をするんですが、何せ具体的な

ものがないものを説明するのは非常に難しい感じがします。だから、それが一日も早く、それこそスピード感を持って示していただくことができれば賛否両論、また機運が盛り上がり、より立派なものに近づいていけるんじゃないかなと思いますので、とにかく早くお願いしたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

ふるさと納税関係ですけれども、本町のふるさと納税は、私だけかもしれませんが、伸び悩んでいるように感じています。去年まで3億円を目指すと。何年間か続いてきているようにすけれども、その3億円というのはどこから出てきているのか、それも疑いたくなるような状況を感じていました。

2022年の状況ですけれども、ふるさとチョイスというポータルサイトですか、あれでの閲覧数ランキングをこの間ちょっと見たんですけれども、県内26自治体の中で23番目なんです。何かこう三股というのは住みやすい町とか魅力をいろいろ発揮しているような感じがするんですが、閲覧数が23位、どこかに何か問題あるんじゃないかなと思ったりするんですけれども。

そこで、昨年度、2023年（令和5年度）のふるさと納税の本町の実績に対して、どのような評価をされているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 令和5年度の実績に対する評価についてのご質問にお答えをいたします。

令和5年度は寄附金額1億9,611万円、寄附件数7,764件となり、昨年度と比較しますと、寄附金額は307万5,500円の増、寄附件数は1,217件の減となりました。

本町といたしましては、平成25年度にふるさと納税を開始してから、過去最高の寄附金額となりました。寄附金額増の主な要因は、令和4年度と比較してポータルサイトへの掲載が2件増え、新たな返礼品を70件登録することができたなどと分析をしております。

一方で、寄附件数が減っておりますが、こちらの主な要因としては、昨年10月から地場産品基準の厳格化や経費率の計算に含める対象経費の拡大により、多くの返礼品、寄附金額を増額したことによると考えております。

過去最高の寄附金額であったものの、予算は3億円を計上しており、残念ながら目標としていた金額には達しておりません。今年度も歳入予算を3億円として推進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今までも何回となくふるさと納税については質問してきておりまして、これまでの質問の中でも県内26市町村でかなり下のほうであるということを書いてきて

おりますけれども、それでも1億9,611万円、過去最高なんですよね。えー、とこう思って
しまいますけれども。

毎年毎年この目標額に対して一生懸命されているとは思いますが、今年度は事務分掌表
を見ましたら、企画商工課長がふるさと納税推進室長を兼ねるようになっていますが、兼任する
ようになったその意図というものが何かあるんじゃないかと思いますが、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 企画商工課長がふるさと納税推進室長を兼ねるよう
にした意図についてのご質問にお答えをいたします。

企画商工課商工観光係が担っている地場産品の情報発信や農畜産物の利用と、推進室が担う
ふるさと納税の推進は密に連携を図り進める必要がございます。特に今年度、2名の地域おこし協
力隊を委嘱し、地場産品の掘り起こしから、それをふるさと納税につなげていく取組を強化する
こととしていることから、切れ目のない取組が可能になると考えております。

また、現在行っている、ふるさと納税推進室の事務事業の一部をまちづくり合同会社へ移行し
担わせることも念頭に、合同会社とのスムーズな連携を考慮したものと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ということは、揚げ足を取るわけじゃないですけども、切れ目
があったということですね。推進室があったとことで、ふるさと納税推進に対して切れ目が感じ
られた。だから、今回は一緒にしてということですけども、そこにまだ席は残っていますよね、
札が。その札が2本あるという意味は何なんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 今、議員ご指摘のように、企画商工課のここの札もご
ざいますし、ふるさと納税推進室の札もございます。課設置条例等でも、まだれっきとした2つ
の課を有しているというような現状ではございます。

そして先ほど、切れ目のないということを申し上げましたが、一番はやはり地域おこし協力隊、
今こちらが2名着任をする予定にしております、一人は特産品の開発、そしてもう一人はそれ
をふるさと納税につなげていくということで2名、着任をする予定になっております。

このお二人が1年目どういった業務を行うのかという協議を行う中で、2人が別々に動くとい
うよりは、2人がまずはこの三股町内にある特産品、また生産・加工・流通を含めて、どのよう
なルートにどこに生産者がいらっしゃるのかということは、ある程度一緒になって一体になって
恐らく業務として行っていくということを今想定しておりますので、切れ目のない——昨年まで
切れ目があったとはちょっと申し上げられないんですが、今年度はさらにその切れ目をないよう

な状態でスムーズに移行できるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） いや、それはちょっと揚げ足みたいに言ったわけですけども、設置条例のほうが直っていないということであるというふうに理解したわけですけども、2本あるということは今後も2つに分かれると。推進室がまた再度設置されることは……。設置される可能性があるというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 副町長。

○副町長（石崎 敬三君） ふるさと納税業務につきましては、先ほど課長から答弁がございましたとおり、ふるさと納税推進室が担っている業務を一部まちづくり合同会社に移管していくということを想定しております。

将来的には、まちづくり会社について申し上げているとおり、まちづくり会社がふるさと納税業務を担っていただくということになればよい考えでありますけれど、その体制が整うまでの当面の間は、ふるさと納税推進室は組織としては残していきます。

また、今回、課長が兼務いたしましたけれども、課長補佐を1名配属しておりますので、当面その事務上の支障はないようにしているところでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） とにかく頑張ってください。

ふるさと納税の目標額につきまして、昨日の答弁で令和7年度は5億円、そして8年度は8億円とありました。目標が大きいことはよいことだとは思いますが、3億円も達成していない状況で5億円とか8億円とかを目指すというのは、何か秘策があるのかなと思ってしまうわけですけども、実際に今年度のふるさと納税推進室の事務分掌を見ますと、シティプロモーションに関する事、それから情報発信に関する事、この2つが新しく追加されています。これらは、これまでされていなかった分野であるということなんでしょうか。

また、これが秘策の一つと捉えていらっしゃるのかもしれませんが、それなりのことを含めて今年度の目標、先ほど金額は3億円と言われましたけれども、今年度の具体的に取り組む目標について伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 先ほど議員がおっしゃいました、先日の内村議員への答弁で申し上げました3か年実施計画によります寄附額につきまして、すみません。令和7年度は5億円で、令和8年度は6億円というふうに計画をしております。よろしく願いいたします。

それでは、令和6年度の目標と、それに対する具体的な取組についてのご質問にお答えをいたします。

令和6年度は3億円の予算を計上し、目標としております。今年度につきましては、昨年度まで委託していた中間事業者の契約期間満了に伴い、新たな中間事業者と契約を締結したところであり、新たな返礼品の企画提案なども早速頂いているところでございます。

また、新たなポータルサイトについても導入の検討を進めており、早い段階から始められるものと考えております。さらに、情報発信、PRに力を入れてまいります。

また今年度は、ふるさと納税PRと特産品開発に携わる地域おこし協力隊を2名委嘱し、地域の生産者さんや返礼品を提供いただいている事業者さんと顔の見える関係を一層構築し、情報発信の強化とともに新たな返礼品の開発に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） はい、分かりました。

協力隊の1名の方とはお会いしたことはあるんですけど、もう1名の方ももう決まったんでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 1名の方が東京から来られるということで、先日、早馬祭りのときにお会いを頂いたかと思っております。

もうお一方も東京にお住まいの男性の方です。この方とはオンラインで面接を終わらせて、書類審査、面接とも終わらせて一応、合格ということの通知は出させていただいております。ただ、着任の時期につきましては、8月から9月頃というふうなことで現在、調整中でございます。

2名とも一応、今のところ決定はしております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問に移りますけれども、これまでふるさと納税の業務内容につきまして説明を受けておりますが、その説明の中で幾つかの業務を町外の事業者へ委託しているとありました。そのことがこれまで多少気にはなっていましたが、しょうがないものだと理解していたんですが、資料の1をご覧ください。

上の四角で囲ったところ、赤い文字のところを読みますが、「自治体が現在は委託している業務を自ら行うなどして経費を抑えるべきだ」、これはNTTデータ研究所ということなんですけれども。そういうことや、下のほうの赤枠で囲ったところ、赤文字ですけども、「寄附金が地域外に流出しないような工夫が必要」という、そういう記事ですかね。

それから、次のページ、資料の2ですけれども、5行目の途中からちょっと読ませてもらいますが、「しかし、実際に委託運営が始まってみると、その中で不都合を感じるようになりました」とあります。このようなことを知るにつけて、町外へ委託している業務のうち、委託せざるを得ない部分があるとしても——特にポータルサイトとか、そういうものだと感じているんですが、見直せる部分があるのではないかと考えています。

もう一度、資料の1を見ますと、中間業務の割合が赤で囲ったところですが、全体の25から30%ほどとなっております。大体、全国的にこんなもんじゃないかなということなんですが、本町におけるふるさと納税においてもこういうものだと思いますけれども、この中間業務のうち、本町以外の事業者へ委託している中間業務の割合をパーセントで答えていただきたいと思うんですが、どれぐらいなのでしょう。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 町外事業者へ委託している中間業務の割合はとのご質問にお答えを申し上げます。

ふるさと納税の推進につきましては、各ポータルサイトへの掲載や返礼品のPR、新規返礼品の企画立案、返礼品提供事業者への対応や返礼品の発送・配達管理、コールセンター機能など、町とポータルサイト及び寄附者をつなぐ役割として事業者へ中間業務を委託しております。

令和6年度当初予算ベースとなりますが、寄附受入額3億円に対するそれぞれの歳出予算が占める割合は、返礼品等の調達に関わる費用がおおよそ23%、こちらが先ほど議員お示しの1枚目の左側に返礼品30%とある部分が、本町では当初予算上では23%を占めております。

そして、返礼品の送付に係る費用、それが議員お示しいただいている7.6%というところが町の当初予算上では、ここが8%を占めております。事務に係る費用がおおよそ16.3%ですので、こちらの今、赤くなっている部分になりますが、こちらが16.3%、その他の費用が2.7%ということで合わせて50%となっております。

事務に係る費用の先ほど申し上げました16.3%の中に、各ポータルサイトへの手数料や中間事業者への委託費用が含ませております。中でも中間事業者への委託料だけを取り上げますと、寄附受入額のおおよそ3.3%、額として994万円を当初予算上、計上しているところです。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 次の質問で聞こうと思っているところまで説明していただいたわけですが、今度はもう一回、資料の2のほうを見ていただきたいんですけれども、資料の2で、ある自治体の地域商社としての取組ということで書いているわけですが、実際に外部への業務委託から卒業した自治体の取組記事から抜粋したものをここに載せています。

この自治体、福岡県のある市なんです、この自治体が立ち上げた地域商社にふるさと納税の中間業務を任せて、大きなメリットを得ているというようなことがここに書いてあります。

ちなみに、今さっと言うていただきましたけれども、ふるさと納税の業務にはどのようなものがあるのか、私は具体的に知らなかったものですから、資料の3に上げました。

(1) から (9) まで上げておりますけれども、1 番目に、ふるさと納税ポータルサイトへの運用管理に関する業務、これが今年度は2つ窓口を増やすと、先ほど説明されました。そういうような業務、どうのこうのありますけれども、この(1) から (9) の中で、今度は町外へ委託しているものを示していただくとありがたいんですが、お願いできますか。

○議長(指宿 秋廣君) ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長(鈴木 貴君) 現在、資料3でお示しを頂きました9つの項目があるかと思います。

町のほうで行っている業務と中間事業者が行っている業務、100%と0でいきますと、その全てが町のほうが行っている業務というのは(8)になりまして、報告書の作成など業務管理に関すること、この文言のちょっと詳細が分からないんですが、国や県への報告もしくはポータルサイトとの契約事務、こういったものについては町が直接行わないといけないということで、中間事業者へはお願いをしていないところです。

一方で、(3) 発送管理であるとかということもほぼほぼ中間事業者にお願いはしておりますが、システム等が同じシステムを中間事業者に入れて町側でも確認は行っていたりもします。

また、(7) につきまして、返礼品の開発、返礼品提供事業者への対応、支援に関する業務、これも全てお願いしているわけではなく、町の職員も生産者や実際に提供、返礼品をつくっておられる方へも訪問し、登録する際には必ず聞き取りやこちら側の調査も行っておりますので、全て中間事業者にお願しているわけではございません。

ですので、町が直接100%行っているのは(8)で、それ以外の項目につきましては、中間事業者とある一定の基準でそれぞれ業務を行っているという形になります。とは言いつつも、中間事業者のほう割合としては、全て相対としては多い業務内容になっているかと思います。

以上です。

○議長(指宿 秋廣君) 楠原議員。

○議員(8番 楠原 更三君) その中間事業者は全て町外というふうに理解してよろしいんですか。今、言われた中間業務に関してです。

○議長(指宿 秋廣君) ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長(鈴木 貴君) はい。そのとおりです。今年度から3年間の委託契約を結んでおりまして、この業務を一つの事業者さんに現在委託をしております。ポータルサイト

等はまた別になりますが、その中間を取り持つ事業者という意味では1社だけでございます。そちらは今、町外の事業者に委託をしております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 先のことですけれども、合同会社みまた、これにふるさと納税の業務代行なども予定していると伺っているわけですが、これを機にこの合同会社みまたを含めて、このような中間業務を委託できるような町内業者の育成というものは考えられないものなんでしょうか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） 中間業務を委託できる町内事業者の育成はできないかのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税市場の規模拡大により、ポータルサイトを運営する事業者や中間業務を担う事業者は年々増加をしております。そのような中で、各自治体が直接中間業務を担ったり、地域商社などを立ち上げて業務を担わせたり、本町のように専門の業者に委託するなどの対応を行っております。

議員ご指摘のとおり、およそ寄附額の3.3%の委託料が地域内で落ちる仕組みができれば、地域経済への影響は少なくないと考えております。町としては、まちづくり合同会社みまたに、現在のふるさと納税推進室で行っている事務事業の一部や地域商社として現在、町外事業者へ委託している中間業務を担ってもらうことを考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） このふるさと納税については最後ですけれども、2社ポータルサイトを増やすと言われましたけれども、教えていただけますか。

○議長（指宿 秋廣君） ふるさと納税推進室長。

○ふるさと納税推進室長（鈴木 貴君） すみません。先ほどの答弁でポータルサイトが2社増えたといいますのは、4年度と5年度を比較し、300万円ほど寄附額が増になった要因の一つとしてお答えをした2社ということでございます。4年度と5年度を比較してポータルサイトが2社増えたということになります。

すみません、事業者名は今ちょっと手持ちでございませんで、今年度も……。あっ、失礼しました。あります。5年度中に増えたポータルサイトは「まいふる」というふるさと納税の専門のポータルサイトと、あと「セゾン」です。クレジット会社のセゾンさんが行っているポータルサイト、この2つが増えました。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 3億円を目指して、過去最高の増税となるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。文化財についてですけれども、また文化財です。

先ほどと同じく今年度の事務分掌を見ますと、新しく追加された事務内容が幾つかあります。昨年度の事務内容が、単純にこの黒ポツのところを数えますと、13あったのが今年度は25になっています。倍増なんですよ、すごいなと思つたんですけれども。ただし、この右側のほうの係の方を見ますと、昨年度は4人配置がありましたけれども、今年度は3人なんです。

どういふことなんだろうと思つていた中、この一般質問通告をした直後、翌日ですけれども、今年度三股町職員一般事務・文化財としての職員採用選考試験の案内が出されました。本当に偶然でびっくりしたところだったんですけれども、通常時期の採用案内でないだけに驚いたところですが。とともに、文化財係のこの事務内容が倍増されたことに対して実現への意気込みというものを感じたところでした。やっぱり文化財というのは、歴史が裏づけとなっている本町の宝物だと思うんですよ。新たな文教三股の人づくりを改めて目指していただきたいと強く思つたところです。

文化財係の中に追加された項目について、表現が変わっただけというのものもあるかもしれませんが、資料の4に新たに追加されたもの8項目を上げております。

①から⑧までです。これについて質問をしていきます。

まず、①のところ、文化財の指定・保存・活用・公開に関すること。去年までと違ひまして「公開」という言葉がここに入つてきたわけなんですけれども、どのようなことを想定された上での公開という表現が追加されたのか、伺ひます。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 公開ということについてお答えいたします。

こちらは年間に2から3校の小学校の授業見学を受けております郷土資料室の整備について、今後の課題として事務内容に含めたものです。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） ちょうど今、郷土資料室と表現がありましたけれども、中央公民館1階の東側の真つ暗い部屋ですよ。幽霊がいてもおかしくないような雰囲気のところだと思つています。今のところ何を目的とした部屋なのか疑つてしまうような状況の部屋ですけれども、これを公開のほう——そこを公開するという意味だと今言われたわけですけれども、どのような整理をされる予定でしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 小学生が授業見学をするのに足りる、まずは整理整頓から始まり、展示物の標示や、そういったものを整備していくという計画をしております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 大変な作業となると思いますけれども、今年度から始められるのであれば、とにかく大変な作業になると思います。小学生が対象となるのであれば大体郷土学習ですから、3、4年生を対象とすると思うんですけれども、細かな説明が必要ですね。そして、それに対応するような職員、何名体制に最終的になるのか分かりませんが、そちらのほうも大変なことになるとは思います、いつ頃をめどに公開される予定ですか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 先ほども申しあげましたように、これは年間に2から3校の小学校の授業見学については以前より受けておりますので、いつからとではなく、さらに見やすくなるように事業を進めていくということでございます。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 小学生が怖がらないような環境づくりを今以上に進めていただきたいと思います。

では、次に②番に行きます。

これは文化財の維持管理という表現から、史跡の維持管理へと変わってきています。文化財から史跡となった理由、それと想定する史跡があれば、その維持管理とはどのようなことを想定しているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） こちらの史跡の維持管理に関することと申しますのは、梶山の北郷兄弟の墓の石柵の修復ですが、こちらは今月中に終了する予定となっております。

また、町内にあります史跡の除草作業、そういったことを維持管理ということで上げさせていただきます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員、これで1回止めます。これで、この項目でという意味です。今、この3の2……（「3の1です」と呼ぶ者あり）今、2に来ているわけでしょう。（「いや、まだです。3の1です」と呼ぶ者あり）1なの。（「はい」と呼ぶ者あり）取りあえず1か2で止めます。（「はい」と呼ぶ者あり）

楠原議員、どうぞ。

○議員（8番 楠原 更三君） 自由に止めてください。

○議長（指宿 秋廣君） はい。どうぞ。

○議員（8番 楠原 更三君） 北郷兄弟の石柵ですか、あの囲いですがけれども、本体の五輪塔をよく見ていただくとお分かりかと思えますけれども、左側のほうがかなり傾いているんですよ。震度3でもあったらもう崩壊するんじゃないかなと。そこも含めて考えていただければと思います。

次に、③梶山城跡保存推進委員会という表現から、保存整備検討委員会に変わっていますが、この変化、この違いはどんなことを意味しているのか伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） まず、梶山城保存推進委員会というものは、学識経験者による委員会ではなく、地元住民と教育委員会の情報共有のパイプ役を目的とした委員会であります。

一方、梶山城跡調査整備検討委員会、こちらは梶山城を学術的に調査し、史跡の本質的価値を明らかにするために構成された委員会です。これは保存推進委員会のほうは今までも課の補佐のところでありまして、ここにつきましては特段変更ありません。

○議長（指宿 秋廣君） 一応ここで止めますけれど、できればこれは一般質問の中に織り込んでもらったほうがよかったというふうに。これでは分かりづらい。要するに、この通告の内容としてこれを見ている我々は、これを見ているわけではないのです。要するに、質問するとき、これも一緒に入れとってもらえると分かりやすかったかなあと。みんな、ほかの人も聞いていらっしやるわけで。だから……（「だから、これを準備したんです」と呼ぶ者あり）

だから、これをこの中に入れてもらうとよかったという意味です。これを。（発言する者あり）だから、言っているんですよ。駄目と言っているんじゃないです。できれば、これをここに入れとってもらったほうが分かりやすかったと言っているんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）これから先はよろしくお願いします。

取りあえず10分間、14時30分まで休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

よろしく申し上げます。楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 今回は資料を作成していますので、それに沿って進ませていただきます。

3番目のところまで終わりました、資料の4の1、2、3、4、5、6、7、8、これについて質問をしておりますけれども、次に4のところ、梶山城跡国指定申請に係る意見具申書の作成についてですが、意見具申書の作成の完成予定、いつ頃を想定して取りかかっているのか

伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ちょっと待って。それはありますか。この3の②の話ですか。要するに……（「じゃあ、次に行きます」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（8番 楠原 更三君） 3の②に行きます。町指定文化財の追加の動きについて伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 町指定文化財の追加の動きについてお答えします。

郷土芸能については4月10日に文化会館において、郷土芸能保存会の方々と意見交換会を実施いたしました。後継者不足や予算の問題など様々な意見が出され、有意義な意見交換会となりました。

指定文化財に関する説明を行い、平成17年改正の文部科学省（告示第43号）の重要無形文化財における民俗芸能の3つの指定基準を提示しました。出席された8団体のうち1団体から指定に前向きな意見が出されましたので、全ての保存会の調査を行い、指定の要件の有無にかかわらず、資料収集等に当たりたいと考えております。

その他の文化財につきましても、1件1件調査を行った上で、重要な文化財が失われることがないように文化財の指定制度を活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 文化財は、先ほども言いましたけれども、町の宝だと思います。梶山城の用地買収につきましても、遺産相続等々がうまくいかずに大変な状況のところもあるようですけれども、それ以外の町内の文化財におきましても、今、相続を受けていらっしゃる方が存命うちに早く進める必要があるようなものもあるかと思えます。こちら側だけの都合で日にちを伸ばし伸ばしにするのではなくて、向こう方のことも考えて、その宝物が散逸したり、または後になって相続手続等が面倒くさくならないように急いでお願いをしたいと思っております。

前回は長田地区のあの石蔵とか山王原のれんが倉庫とか、それから寺柱のからねこんどとか、非常になくなってしまうと大変なことになるようなものがあります。私もいろんな方にそれぞれ案内しますが、ほとんどの方がすばらしいと言われるものばかりなんですよね。ですから、この文化財というのは、やはりふるさと三股を誇りに思うようなものの一つだと思いますので、ぜひ指定文化財の追加については今まで以上に力を入れていただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長。

○教育長（米丸 麻貴生君） これまでも答弁しておりますが、貴重なものについては今後どのようにして保存していくかについては、教育課内で今後も考えていきたいというふうに考えており

ます。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 教育長、もう少しきれいにしゃべって。後ろのほうやったら聞こえん。
楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） よろしくお願ひいたします。

次に、ふるさと人材育成事業（国内派遣）について質問してまいります。

この事業は、ここのところコロナの関係もあってしばらく中断しているようではございますけれども、事務内容には今年度も昨年度も入っております。国内派遣について、改めてこの事業の目的を確認した上で今後の予定を伺います。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） ふるさと人材育成事業（国内派遣）の目的の確認と今後の予定についてお答えいたします。

ふるさと振興人材育成（国内派遣）事業の目的は、事業の実施要領に掲載されておるとおり、次代を担う三股の子供たちに、三股とは異なる自然・文化を体験したり、現地の子供たちと体験したりする取組を実施することで、郷土愛を育むとともに、異文化に対する理解を広め、広い視野を持った人材の育成を図ることです。

本事業は平成元年に始まり、派遣先を北海道、東京、大阪と年々変えてきましたが、平成8年からは沖永良部島に定着し、令和元年まで感染症等の流行した年を除き、22回にわたり派遣を行いました。

沖永良部島に児童を派遣するようになった経緯については、都城市の民俗芸能研究者、鳥集忠男氏から本町に対して「奴踊りが南九州でも特に盛んな三股町と沖永良部島の間で何らかの交流を取ってみては」という助言があり、派遣の実施に至ったところです。

しかし、派遣の時期が台風発生との時期と重なり、安全の確保が課題となっておりました。そのような折、新型コロナウイルス感染症が大流行し、事業は中止せざるを得ない状況となりました。

教育委員会としましては、ふるさと振興人材育成事業を国内外に派遣することだけでなく、事業の内容を再構築しておるところでございます。令和7年度の再開に向け、関係団体と協議し、ふるさと振興幹事会に図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 私も今、課長が言われたように、ふるさと振興人材育成事業と聞いていたんですけれども、この頂いた事務分掌のほうには「振興」が抜けているんです。だから、こっちのほうが正しいと思って私は言ったわけなんですけれども、ふるさと振興、できたら来年

度は訂正のほうをお願いいたします。

ふるさと振興ですから、目的がよりはっきりします。これが5年後、10年後、20年後、将来のふるさとを振興するという目的での人材育成ということになるわけですから、外部から三股を見て、改めて三股のよさを考えるという事業だと思っておりますけれども。

以前にも私は質問で取り上げていますけれども、同様のことが近隣自治体を挙げれば、都城市で旧山田町時代から続いている秋田県の潟上市との交流、小中学生の人材交流が今もまだ続いているようです。また、その隣の曾於市、これにつきましても山形県の鶴岡市と友好都市間青少年交流事業として続いているようです。

三股におきましても、通告の中に書いていますけれども、例として三島通庸公関連の自治体、たくさんあります。

先日、文化会館を造るときにお世話になられたということなんですけれども、二宮公雄先生とお話をする機会がありまして、三島通庸公のことはやはりすごく重要に感じられる、考えられているというのを改めて聞きまして、やはり三股と三島通庸公の業績のスタートである三股とよそとのつながりというのは、これは物すごく意味があるんじゃないか。

今年がハート型の町152年となります。150年の時が、いろいろお願いをしまして150周年記念関連事業等々を呼びかけていただいたわけなんですけれども、この子供たちが今、小学校たしか6年生ぐらいが60歳になるときに200周年を迎えることになると思います。ハート型の町200周年。

そのときに今、小学生の子たちがこの人材交流、人材育成事業等で経験したことが生きていくようになるんじゃないかなという気持ちがありますが、この人材育成事業を復活させるとした場合に、このような三股の過去に深く関係する出来事等を考慮した上で訪問先を選定するというようなことは考えられませんか、伺います。

○議長（指宿 秋廣君） ②番ですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

教育課長。

○教育課長（島田 美和君） 先ほどお答えしましたとおり、国内外に派遣することだけではなく、事業内容を再構築しておるところでありますので、議員ご提案の部分もその検討の中に入れていきたいと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） たしか2018年の秋だったと記憶しておりますけれども、山形県から町村会の皆さん、8つの町の方が本町を訪問されました。文化会館の訪問だったとのことでしたが、利用している飛行機の延着の関係等があつて時間が限られた中においても、文化会館の後、三股小学校にあります三島通庸公の胸像まで行かれまして、あそこで記念写真を撮られま

した。

感慨深い感じで皆さんの集合写真を撮られたようだったんですけども、このこと一つを思っても三島さん——今、例として三島さんを挙げているわけですけども、他の市町村、自治体との交流をこの三股の宝でもって関係人口として増やしていくことも必要ではないかと思うんですが、最後の質問になります。

ふるさと人材育成事業、この事業を通して関係人口を増やすことにつなげてはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。「先ほども答えました」というお答えにならないようお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） 教育課長。

○教育課長（島田 美和君） お答えします。

関係人口を増やすということにつきましては、事業の結果であると。これを目的にするのではなく、事業の結果として増えていくのではないかと考えております。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 目的として活動している自治体はたくさんあります。ですから、関係人口を増やすための方策として、三股の持つ宝を使う、そういうような流れがあってもいいのではないかと思いますけれども、最後に町長、これについて質問の相手として町長も書いてありますので、よろしく申し上げます。

○議長（指宿 秋廣君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） このふるさと振興人材育成事業、ここ三、四年ですかね、中止しておりますけれども、これについて抜本的に見直しをしようというようなことで検討を昨年からやっていますけれども、なかなか方針がまだ決まっていませんけれども、ふるさと振興人材、ふるさと振興幹事会というのがございますので、その中で皆さんの意見を聞きながら今ご意見もございました。

そして、目的も関係人口というのもあります。いろんな意味合いでこの検討をし、どういう方向がよいのか、国内を脱するのか、国外派遣もありますし、それ以外の方法でこの人材育成事業をやるのか、いろいろと多方面から検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（指宿 秋廣君） 楠原議員。

○議員（8番 楠原 更三君） 何とぞよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 以上をもちまして、一般質問を終了します。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後2時46分休憩

〔全員協議会〕

午後 2 時47分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

----- . ----- . -----
○議長（指宿 秋廣君） 本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会しま
す。

午後 2 時47分散会

令和6年 第3回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

令和6年6月10日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和6年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 議案第42号上程

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第42号上程

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会付託

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
4番 西村 尚彦君	5番 田中 光子君
6番 堀内 和義君	7番 新坂 哲雄君
8番 楠原 更三君	9番 堀内 義郎君
10番 内村 立吉君	11番 指宿 秋廣君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

3番 上西 雅子君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君	書記 馬場 勝裕君
	書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第42号上程

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、議案第42号「工事請負契約の変更契約の締結について」を議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。本日、追加上程いたしました議案につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和4年発生公園災 第3号上米公園災害復旧工事）」についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年発生公園災 第3号上米公園災害復旧工事において、工事進捗が図られたことにより、令和6年6月5日に数量等が確定したことから、最終的な精算のために工事請負契約の変更を行うものであります。

本変更契約につきましては、設計金額が5,000万円を超過することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、1議案の提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（指宿 秋廣君） ここで、42号に対する補足説明があれば許します。ありませんね。

日程第2. 総括質疑

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、ただいま追加提案されました議案第42号を含め、今定例会に提出された全ての案件についての質疑であります。

質疑の際は、議案番号明示の上、質疑を行ってください。

また、くれぐれも議題以外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので……、内村議員。

○議員（10番 内村 立吉君） 議案第42号ですけど、工期が6年の7月31日まで変更なしと書いてありますけど、これについてちょっと説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（指宿 秋廣君） 都市整備課長。

○都市整備課長（田中 英顕君） 議案第42号につきましては、工事の数量が確定しまして、金額の変更が生じました。

しかしながら、工期に関しては予定どおり7月31日までに完了する見込みとなっております、今回変更はしておりません。

今回、追加で上げさせていただいたのは、やはり6月5日に数量が確定したものですから、それ以前でしたら、事前に上程することができたんですけども、次回の9月議会にお願いするような話になりますと、また業者さんの支払い、これが滞りますので、今回上げさせていただいております。工期は変わりません。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） いいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会付託

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は本日配付しました常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審議方よろしくお願ひいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審議日程を協議の上、本日中に事務局に提出ください。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時07分休憩

[全員協議会]

午前10時08分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時08分散会

議事日程(第5号)

令和6年6月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第31号から議案第42号までの12議案)
日程第3 討論・採決(議案第31号から議案第42号までの12議案)
日程第4 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
日程第5 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第6 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について
日程第7 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第31号から議案第42号までの12議案)
日程第3 討論・採決(議案第31号から議案第42号までの12議案)
日程第4 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について
日程第5 閉会中における広報編集常任委員会の活動について
日程第6 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について
日程第7 議員派遣について
-

出席議員(11名)

1番 岩津 良君	2番 中原 美穂君
4番 西村 尚彦君	5番 田中 光子君
6番 堀内 和義君	7番 新坂 哲雄君
8番 楠原 更三君	9番 堀内 義郎君
10番 内村 立吉君	11番 指宿 秋廣君
12番 山中 則夫君	

欠席議員(1名)

3番 上西 雅子君

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 西山 雄治君

書記 馬場 勝裕君

書記 益留 美樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫 辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	米丸 麻貴生君	総務課長兼町民室長兼選挙管理委員会書記長	白尾 知之君
企画商工課長兼ふるさと納税推進室長	鈴木 貴君	税務財政課長	黒木 孝幸君
町民保健課長	齊藤 美和君	福祉課長	福永 朋宏君
高齢者支援課長	杉下 知子君	農業振興課長	山田 正人君
都市整備課長	田中 英頭君	環境水道課長	岩元 勝二君
教育課長	島田 美和君	会計課長	瀬尾 真紀君

午前10時00分開議

○議長（指宿 秋廣君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（指宿 秋廣君） 日程第1、常任委員会報告を行います。

まず、総務産業常任委員長よりお願いをいたします。総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 楠原 更三君 登壇〕

○総務産業常任委員長（楠原 更三君） おはようございます。総務産業常任委員会の審査結果を報告いたします。当委員会に付託された案件は、議案第31号、40号、42号の3件です。

まず、議案第31号「専決処分した事件の報告及び承認について（三股町税条例の一部を改正する条例）」。

この議案は、地方税法の一部を改正する法律の施行を受けて、令和6年度分の個人住民税所得割合額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施することなどを伴

う、三股町税条例の一部を改正するものです。

税務財政課による説明を受けました。説明を受ける中でも、また審査の過程でも、様々な質問や意見が出されました。

この改正は大変複雑な内容を伴ったものであるために、十分な周知を行うことが必要であるということ、また、詐欺まがいの事案が発生しないように、事前の対応策も必要であるとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第40号「令和6年度三股町下水道事業会計補正予算（第1号）」。

この議案は、物価上昇に伴う材料費や労務費単価の上昇及び労働条件の改善等により、所要額が増額見込みとなったために、完成予定年度を令和7年度から令和8年度へ延伸すること、また、調定額を27億8,600万円から31億6,000万円に改めるものです。

環境水道課による説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和4年発生公園災 第3号上米公園災害復旧工事）」。

この議案は、上米公園南側斜面が崩落した、令和4年度に発生した災害の復旧工事を進めていく中で、除去すべき土砂の量が予想より少なかったために、339万6,000円減額するという変更契約を締結するものです。

都市整備課に説明を受けた後、現地を視察し、現地でも同様の説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、審査終了後、森林環境譲与税の用途についての視察も行いました。その報告も行います。

令和5年度の森林環境譲与税の用途の一部を確認するために、令和4年の台風14号により崩壊し、令和5年度に整備された梶山・細目の林道の整備状況を視察してまいりました。その後、委員会で視察の取りまとめを行いました。

農業振興課の説明及び提出されました資料によりますと、令和5年度の用途としては、細目の林道整備のほかに、林道の整備が2件、林業の担い手対策として下刈り作業の補助、コンテナ苗を使った再造林率の向上を図るための補助などがありました。

令和5年度は、森林環境譲与税の総額約2,300万円のうち、約650万円が翌年度への積立てとなっています。

今後、譲与税の用途については、担当課内だけでの用途にとどまらず、教育環境や観光資源の掘り起こしにつながるような、その時々が必要に応じて、様々な課を横断した取組への用途を考えていただき、また、その用途について、積極的な情報公開を求めるという意見を、総務産業常

任委員会として付け加えて、本委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 西村 尚彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（西村 尚彦君） それでは、文教厚生常任委員会の報告を行います。去る6月11日午前10時より委員会を開催いたしました。付託されました議案は、議案第33号以下7議案であります。

まず、議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」）。

本案は、既定の予算から1億8,074万3,000円を減額するもので、実績に伴う補正であり、担当課より説明があり、その後、集団健診や延滞金等について質疑応答がありました。

慎重に審査を行いました結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）」）。

本案は、後期高齢者医療広域連合より受託している健康事業を一般会計へ組み替えるもので、既定の予算から2,527万5,000円を減額するものです。

特に、質疑応答はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第35号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」について。

本案は、印鑑登録カードの添付がなくても、マイナンバーカードの提示により、窓口で印鑑証明を請求できるようにするための改正です。

現在は、窓口で印鑑登録カードを持ってきていない人が、マイナンバーカードは持ってきていたという場合、職員が庁舎内マルチコピー機の操作案内をしているが、同じ庁舎内で機械では出せるが、窓口では出せないという状況があり、これを解消するための改正です。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第37号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、既定の予算に248万9,000円を増額するもので、人事異動とマイナ保険証の加入者情報の通知に関するものです。

担当課よりマイナ保険証の加入者情報について詳しく説明があり、質疑応答が行われました。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第38号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、既定の予算に13万8,000円を増額するもので、人事異動によるものです。特に

質疑応答はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第39号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について。

本案は、既定の予算から125万6,000円を減額するもので、人事異動によるものです。特に質疑はありませんでした。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第41号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」。

本案は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うマイナンバー法等の一部改正により、広域連合の規約を変更するものです。

今後、議会の議決を経て、県への申請及び許可、そして広域連合議会へ上程、12月2日には、被保険者証は廃止になる予定となっております。

慎重に審査を行った結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（指宿 秋廣君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 田中 光子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（田中 光子君） 一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第32号、議案第36号の2件でございます。以下、案件ごとに説明いたします。

議案第32号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町一般会計補正予算（第11号）」について。

本案は、年度末における各種事務事業の実績のある決算決定に基づき、予算の調整を行ったものです。

予算の総額から3億4,231万2,000円を減額し、予算の総額を133億5,291万3,000円とするものです。各課より議案について説明を受けました。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第36号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第1号）」について。

本案は、人事異動に伴う給与費や緊急な対応を要する事業及び調整給付金等について補正措置を行ったものです。予算の総額に3億6,819万6,000円を追加し、総額を130億8,819万6,000円としたものです。

各課より議案についての説明を受け、次のような意見が出ました。

福祉課へ、三股労働者派遣業務について、委託先の選定の理由や契約内容についての質問がありました。契約の有効期間第23条には、特段の意思表示がない限り、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とするとありますが、その都度内容を見直し契約したほうがいいのではないかとの意見が出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、一般会計予算・決算常任委員会の報告を終わります。

日程第2. 質疑（議案第31号から議案第42号までの12議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第31号から議案第42号までの12議案）

○議長（指宿 秋廣君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第31号「専決処分した事件の報告及び承認について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第31号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり承認されました。

議案第32号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町一般会計補正予算（第11号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第32号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

議案第33号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第33号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

議案第34号「専決処分した事件の報告及び承認について（令和5年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号））」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第34号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

議案第35号「三股町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第35号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号「令和6年度三股町一般会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第36号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号「令和6年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第37号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号「令和6年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第38号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号「令和6年度三股町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第39号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号「令和6年度三股町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第40号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号「宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第41号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決されま

した。

議案第42号「工事請負契約の変更契約の締結について（令和4年発生公園災 第3号上米公園災害復旧工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。本案に対する討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第42号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 総務産業・文教厚生常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第4、総務産業・文教厚生常任委員長の閉会中の審査についてを議題とします。

お諮りします。本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会閉会后、議長宛てに所管事務の調査をしたい旨申請がある場合、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会は、閉会中も活動できることに決しました。

日程第5. 閉会中における広報編集常任委員会の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第5、閉会中における広報編集常任委員会の活動についてを議題とします。

広報編集常任委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、閉会中における広報等の編集活動の申出があります。

お諮りします。広報編集常任委員長からの申出のとおり、閉会中における広報等の編集活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、広報編集常任委員会からの申出のとおり、

閉会中における広報等の編集活動を認めることに決しました。

日程第6. 閉会中における議会運営委員会の審査等の活動について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第6、閉会中における議会運営委員会の審査等についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、議会の会期日程等の運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について、閉会中における審査等の活動の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査等の活動を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中における審査等の活動を認めることに決定しました。

日程第7. 議員派遣について

○議長（指宿 秋廣君） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております議員派遣資料のとおり、それぞれ議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣について配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今定例会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（指宿 秋廣君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時29分休憩

〔全員協議会〕

午前10時30分再開

○議長（指宿 秋廣君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（指宿 秋廣君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって令和6年第3回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 指宿 秋廣

署名議員 堀内 和義

署名議員 山中 則夫